

海技協資(海七)第36号

中華民國職業訓練センター
実施調査団調査報告書

昭和44年9月

海外技術協力事業団

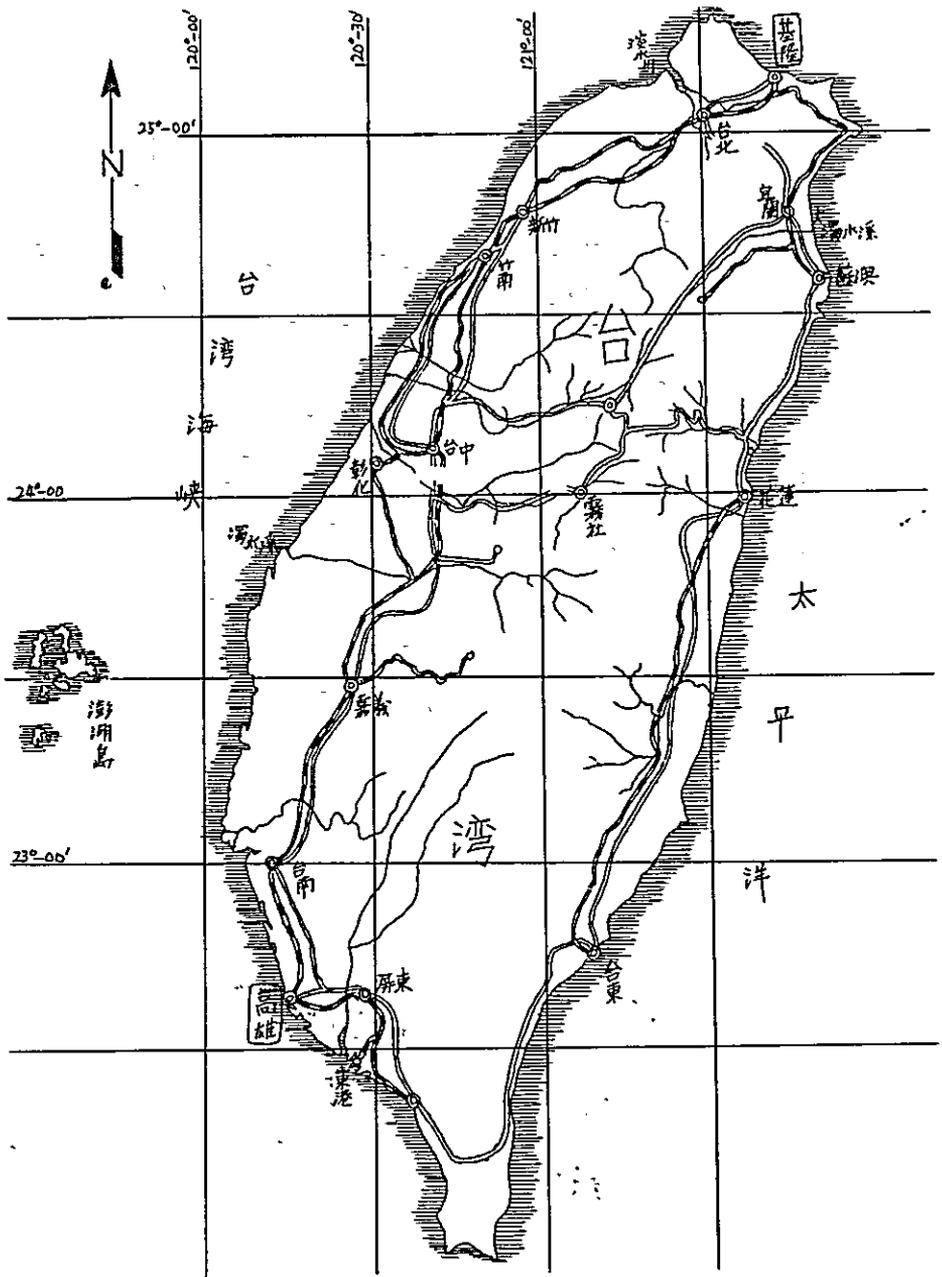
Overseas Technical Cooperation Agency

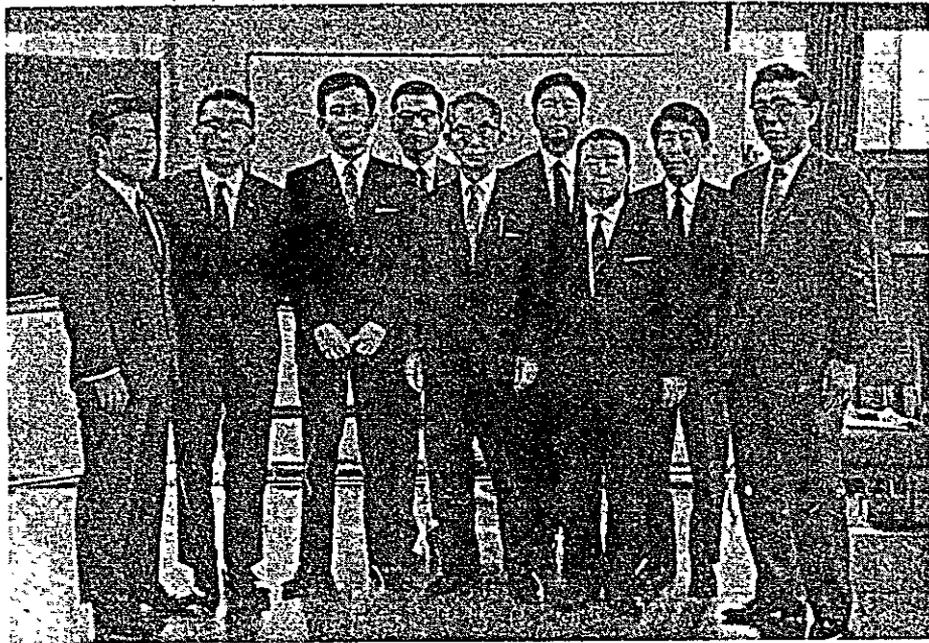
JICA LIBRARY



1027017E13

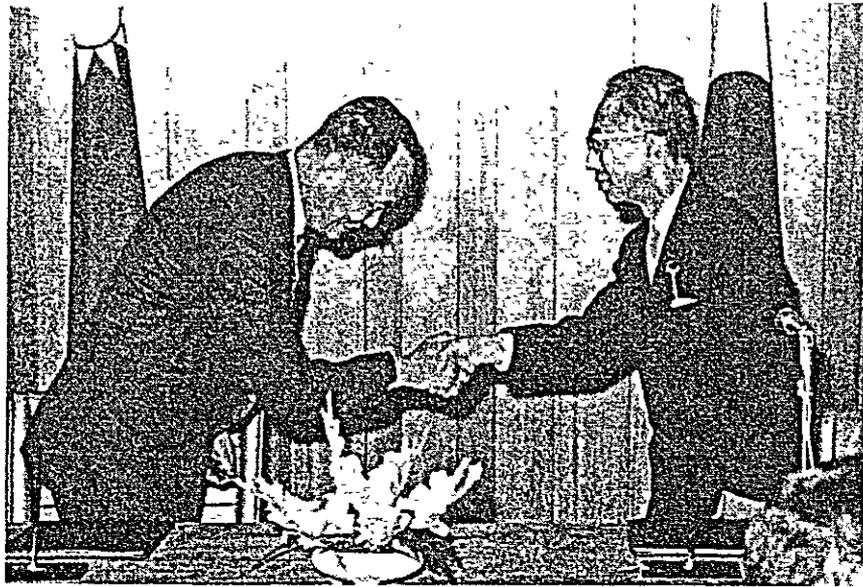
国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 21	121
登録No. 01025	21.3 EX





調査団メンバー

高沢 団員
外務省 川瀬 事務官（同行）
中田 副団長
佐野 団員
油谷 団長
菊池 団員
八木 団員
八島 団員
岩波 団員

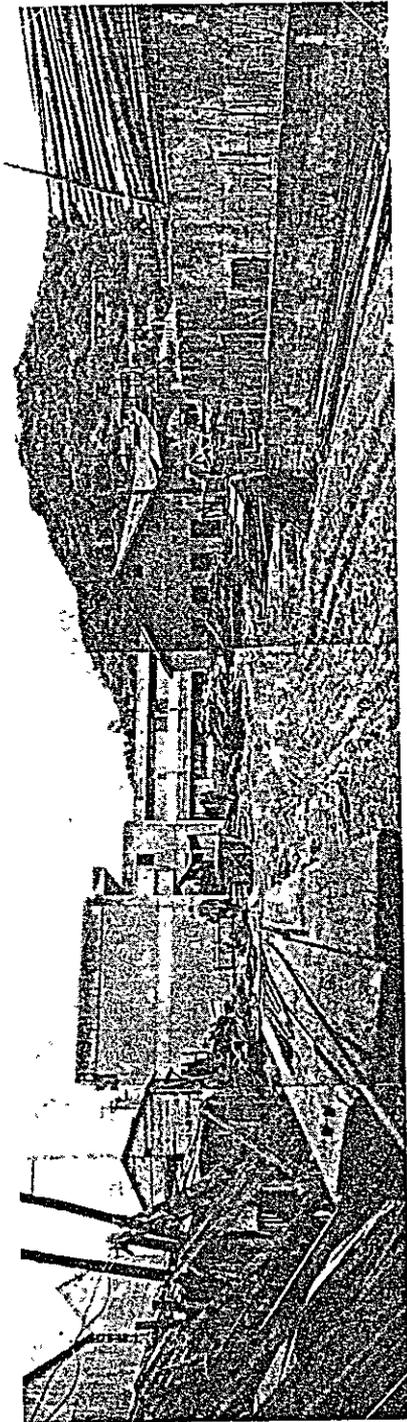
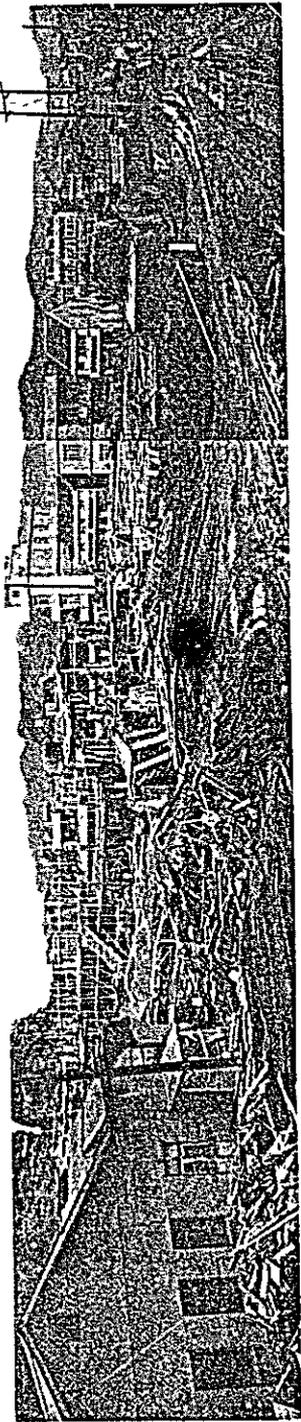


「Record of Discussions 調印式」

中国側；張執行長

日本側；油谷団長

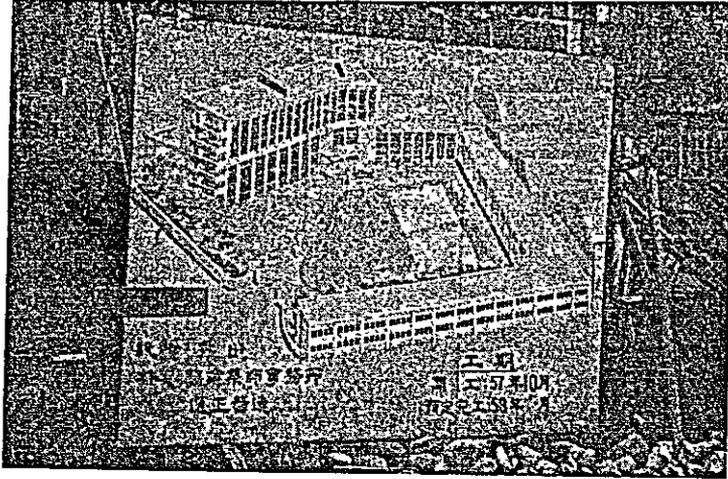




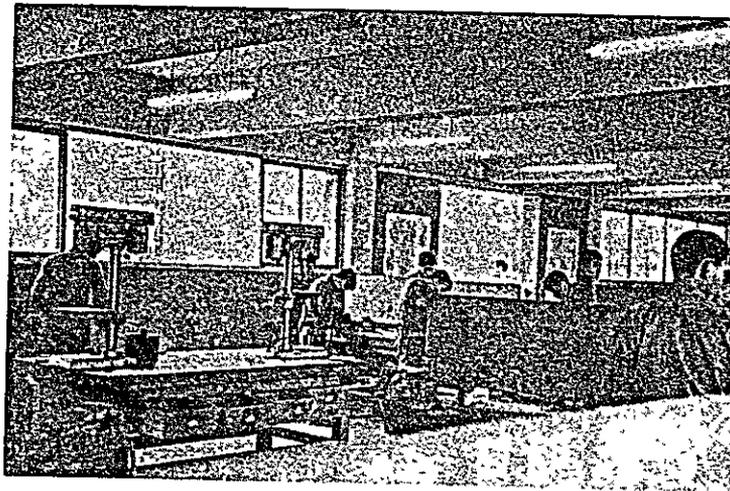
センター建築状況

「北区センター」

(基隆市所在)



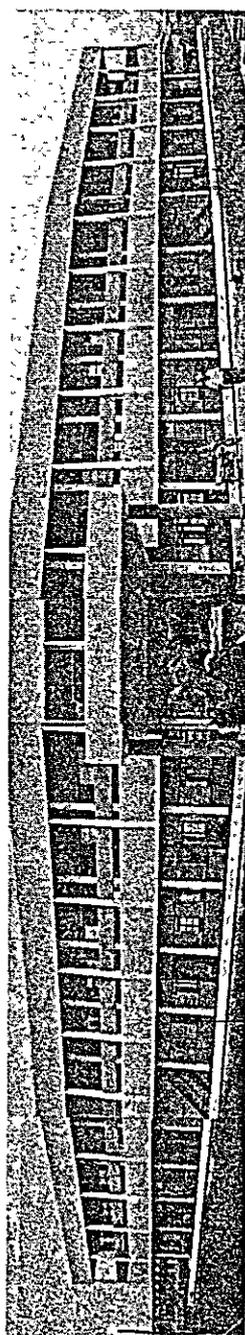
完 成 圖



实 習 風 景

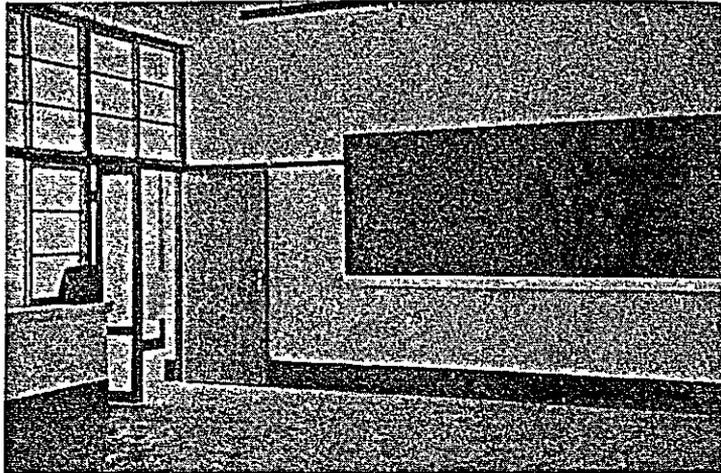


実習場および食堂の建築状況

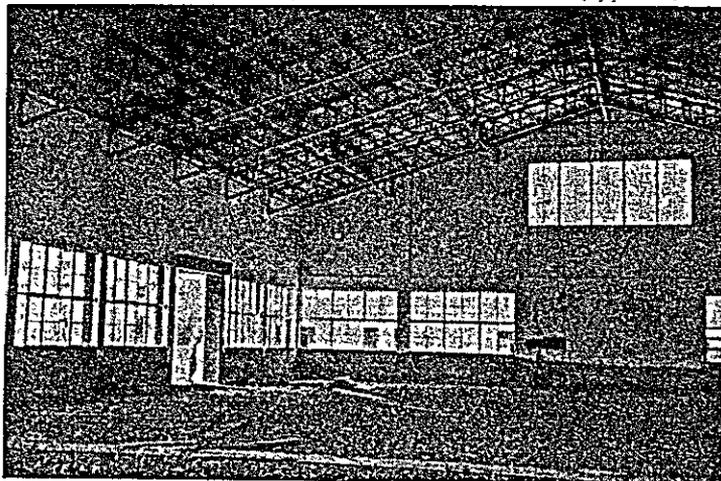


本館

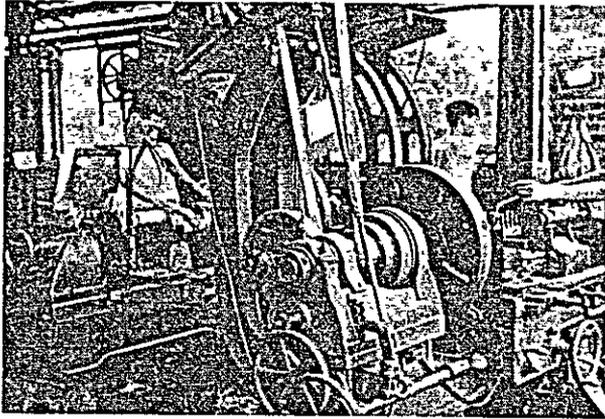
「南区センター」
(高雄市所在)



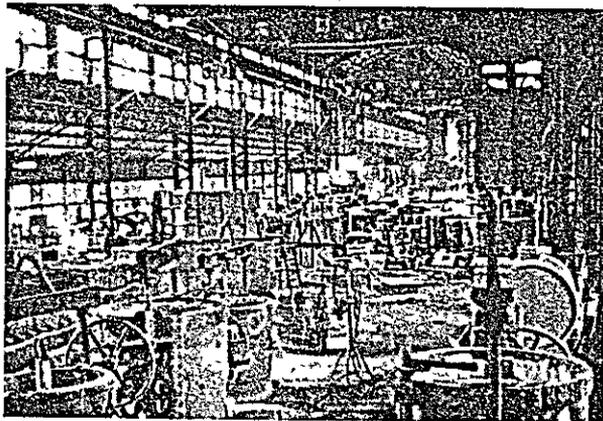
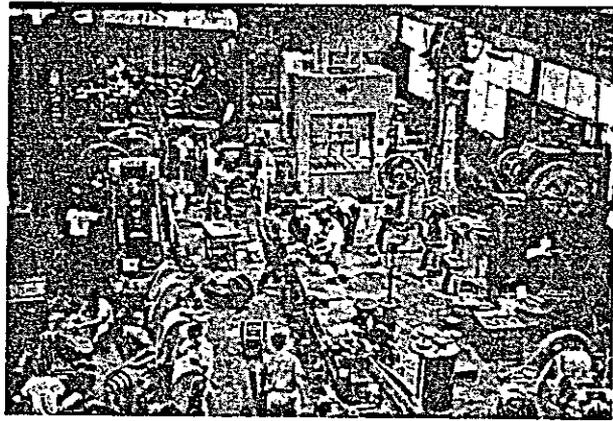
本館の中の教室

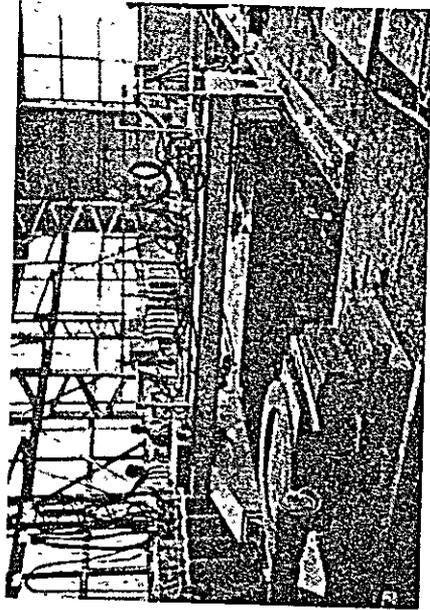
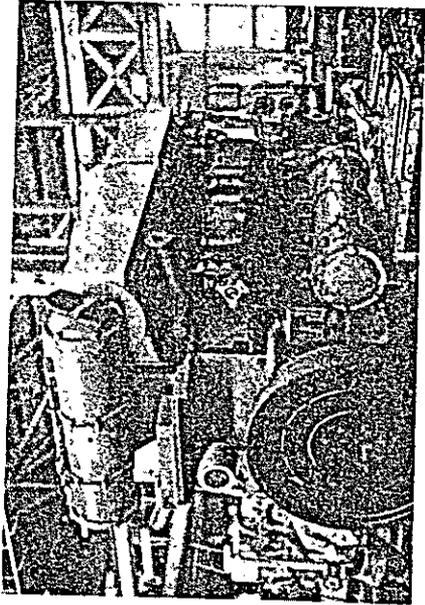
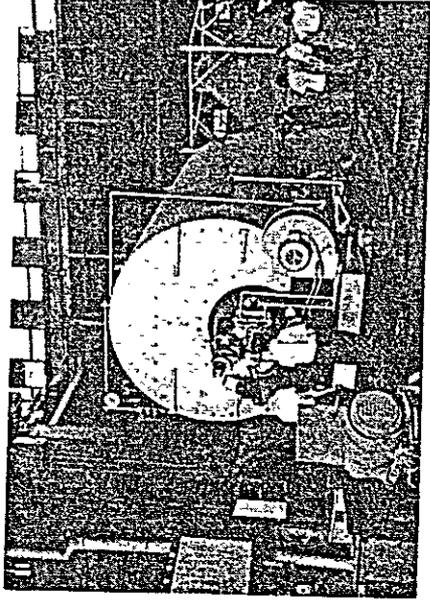
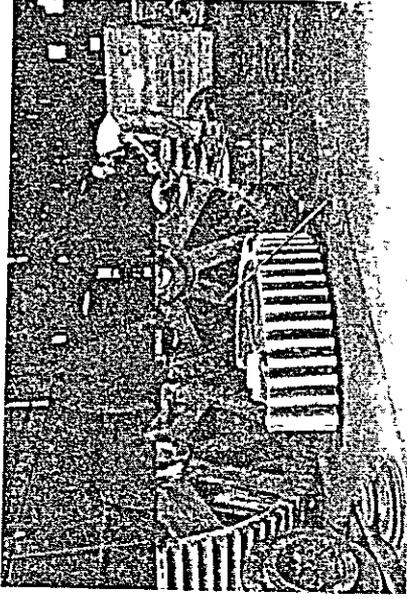


実習場内部

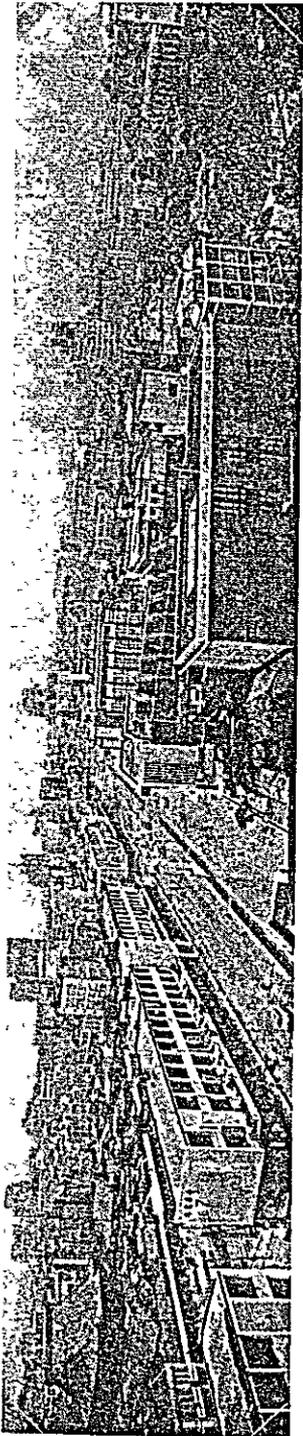


金豐機器工業公司工場

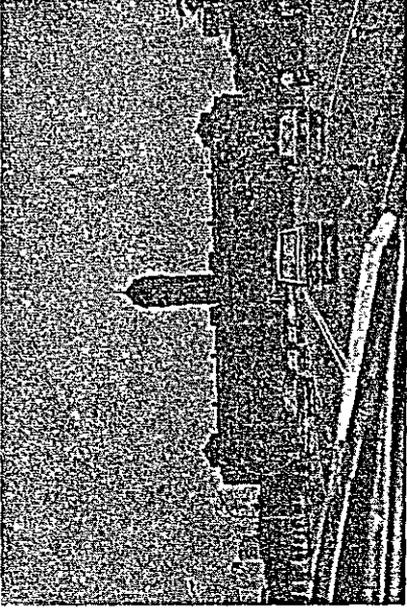




台灣機械公司工場



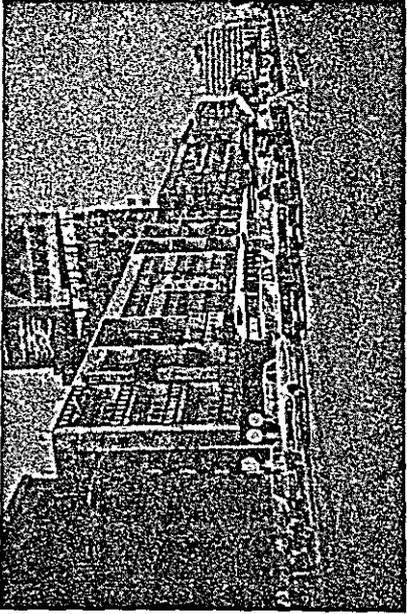
台北市中心街



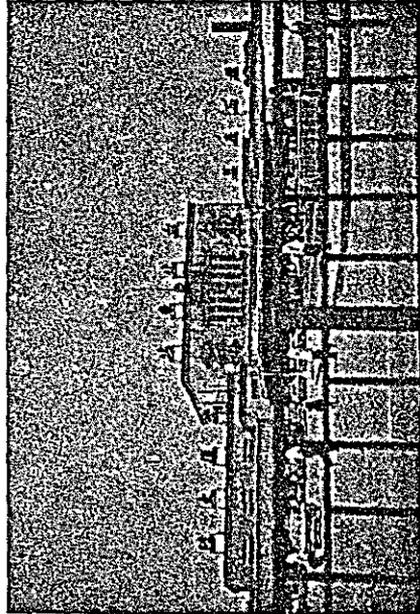
總統府



台北市



台北市



台北駅

は し が き

日本政府は、海外技術協力の一環として、中華民国に職業訓練センターを設置することとなり、当事業団は政府の委託をうけて、当事業団専務理事油谷精夫氏を団長とする7名の実施調査団を派遣した。同調査団は、昭和44年6月1日羽田を出発、1カ月間にわたり中華民国に滞在し、職業訓練センター設置並びに運営の具体的方法について、中華民国政府関係者と話し合いを行なうとともに、設置に必要な技術的事項についての調査を行なった。

本書は、その報告書である。

中華民国は、すでに4期にわたる経済建設4カ年計画を終了し、現在中華民国58年（西暦1969年）を初年度とする第5期4カ年計画を策定し、すでにその実施に移っている。第4期4カ年計画においては、経済成長率は平均毎年7%を予定していたが、実績においては平均毎年10.5%の増となっている。更に第5期4カ年計画においては、経済発展の重点を軽工業から重化学工業の進展へと移行しつつあることがうかがわれ、中華民国の経済は年をおって発展することが期待される。そして、これが実現のための大きな柱の一つとして第5期4カ年計画においては人力発展があげられている。このため中華民国においては、人力政策に異常な努力を傾注しており、学校教育制度改正の検討を行なう一方、職業訓練制度の急速な充実強化を企図しており、その一翼をになのが南・北両訓練センターとなるわけである。

わが国は、このような中華民国の重要施策の推進に協力し、本職業訓練センターの設置を具体化すべく、今回の実施調査団を派遣することとしたものである。

中華民国職業訓練センターは基隆センターと高雄センターを含むとする過去に例をみない形をとっているが、中華民国の期待にこたえるためには、こうした形が極めて望ましいと判断したからに他ならない。

本訓練センターが1日も早く開所し、その機能を十分に発揮することを切望

するところである。

ここに本調査の任に当られた調査団の方々、さらには、調査団の派遣に御協力をいただいた関係機関の方々に対し、また、現地での調査活動に対し、適切かつおしみない協力を与えてくれた中華民国側関係者に対して、併せて深甚の謝意を表する次第である。

昭和44年9月1日

海外技術協力事業団

理事長 田付景一

目 次

は し が き	
討 議 議 事 録	2
I 調 査 交 渉 の 概 要	22
ま え が き	
1) 現 地 に お け る 調 査 実 施 日 程 等	24
2) 日 本 大 使 館 と の 打 合 せ	25
3) 主 要 項 目 に つ い て の 調 査 交 渉 の 概 要	25
(「中 華 民 国 政 府 に 対 す る 質 問 書 」 内 容 及 び 回 答)	38
(「予 備 調 査 団 調 査 結 果 に 基 づ く 中 華 民 国 側 設 置 構 想 (案)」	46
II 設 置 構 想	51
1) 設 置 の 意 義	51
2) 設 置 ・ 運 営 の 基 本	54
3) 訓 練 課 程 ・ 訓 練 職 程 等	62
4) 訓 練 目 標 ・ 訓 練 期 間 ・ 訓 練 定 員 等	71
5) 訓 練 施 設	83
6) 訓 練 方 法	95
7) 職 業 訓 練 指 導 員 及 び 訓 練 生	104
8) 職 業 訓 練 セ ン タ ー の 経 費	110
9) そ の 他 の 事 項	112
(南 北 訓 練 セ ン タ ー 案 内 図 ・ 平 面 図)	117
(供 与 資 材 一 覧)	125
(南 北 訓 練 セ ン タ ー レ イ ア ウ ト)	129

Ⅲ 調査日程	137
参 考 資 料	143
1 中華民国の政府組織の概要	
2 中華民国の教育制度	
3 中華民国人力発展計画修訂草案	
4 中華民国マンパワー計画の評価（抜粋）	
5 中華民国第四期経済建設四カ年計画の実績（概要）	
6 実施調査団視察事業場の概要	

中華民國職業訓練センター実施調査団団員名簿

団 長	油 谷 精 夫 海外技術協力事業団専務理事
副 団 長	中 田 定 士 (元)労働省職業訓練局管理課長 (現)雇用促進事業団理事
団 員	高 沢 俊 雄 労働省職業訓練局職業訓練指導官 佐 野 正 清 労働省職業訓練局指導課基準第一係長 八 木 純一郎 労働省職業訓練局指導課教材第一係長 菊 地 邦 雄 通商産業省貿易振興局技術協力課々長補佐 八 島 継 男 海外技術協力事業団総務部調査統計課 岩 波 和 俊 海外技術協力事業団海外事業部海外センター課
同 行	川 瀬 正 夫 外務省経済協力局技術協力課

RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN THE JAPANESE SURVEY MISSION
AND THE AUTHORITIES CONCERNED
(THE COMMISSION OF NATIONAL CORPORATIONS, MINISTRY OF ECONOMIC AFFAIRS)
OF THE REPUBLIC OF CHINA
CONCERNING THE ESTABLISHMENT OF THE VOCATIONAL TRAINING CENTRE
IN THE REPUBLIC OF CHINA

Date: 28th June, 1969

RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN THE JAPANESE SURVEY MISSION
AND THE AUTHORITIES CONCERNED
(THE COMMISSION OF NATIONAL CORPORATIONS, MINISTRY OF ECONOMIC AFFAIRS)
OF THE REPUBLIC OF CHINA
CONCERNING THE ESTABLISHMENT OF THE VOCATIONAL TRAINING CENTRE
IN THE REPUBLIC OF CHINA

Under instructions from the Government of Japan, the Japanese Implementation Survey Mission, organized by the Overseas Technical Cooperation Agency and headed by Mr. S. Aburatani, visited the Republic of China from 1st to 30th June, 1969, for the purpose of working out details for the establishment of a Vocational Training Centre for Metal Manufacturing Industries in the Republic of China.

As a result of the exchange of views and discussions, the Japanese Mission and the Authorities Concerned (the Commission of National Corporations, Ministry of Economic Affairs) of the Government of the Republic of China (hereinafter referred to as "the Authorities Concerned") have reached the provisional understandings recorded hereunder:

The present Record of Discussions shall not be binding legally either on the Government of Japan or on the Government of the Republic of China, as the two Governments will review the Record of Discussions and, upon such review, will decide on a formal agreement between the two Governments to establish the Centre mentioned above. The Record of Discussions should, however, serve as the basis for such agreement to be finalized by the two Governments.

1. The two Governments will cooperate with each other in establishing, by implementing the following, the Vocational Training Centre for Metal Manufacturing Industries (hereinafter referred to as "the Centre") in the Republic of China (at Keelung and Kaohsiung), for the purpose of contributing to the promotion of metal manufacturing industries in the Republic of China.
 - (a) the training of skilled workers in various trades of metal manufacturing industries for the need of both public and private enterprises.
 - (b) the establishment and development of a sound training system and standards, as well as demonstration for the training of skilled workers in the private enterprises.
 - (c) the upgrading of standards of skill in order to promote industrial modernization.

2. The training in the following trades will be offered at the Centre.

(a) Cold Work.

(b) Machining

(c) Bench Work (fitting, assembling & repair)

(d) Welding

(e) Electricity

(f) Drafting, etc.

3. In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures to provide at its own expense the services of such Japanese experts (hereinafter referred to as "the Experts") as listed in Annex I.

Note: The Government of Japan will bear the Experts' living allowances and their international travel expenses between the two countries.

4. The Experts shall be granted in the Republic of China such privileges, exemptions and benefits as mentioned in Annex II and shall be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those granted to the experts of third countries serving in the Republic of China under similar circumstances.

5. In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures to provide at its own expense such equipment, machinery, tools and spare parts required for the establishment of the Centre as listed in Annex III.
 - (a) the articles referred to above shall become the property of the Government of the Republic of China upon being delivered c.i.f. at the ports of disembarkation to the Authorities Concerned of the Republic of China.
 - (b) the articles referred to above shall be exempted from the customs duties, taxes or any other charges that may be imposed before such articles have been delivered to the Authorities Concerned referred to above.
 - (c) the articles referred to above shall be utilized exclusively for the purpose of the Centre with the advice of the Experts.
6. In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures to provide at its own expense suitable number of Chinese technical personnel of the Centre with appropriate technical training facilities in Japan.
7. The Government of the Republic of China will undertake to bear claims, if any arise, against the Experts resulting

from, occurring in the course of, or otherwise connected with the bona fide discharge of their functions covered by this Record of Discussions.

8. The Government of the Republic of China will take necessary measures to provide at its own expense:
 - (a) requisite Chinese personnel as listed in Annex IV;
 - (b) requisite land and buildings as listed in Annex V as well as incidental facilities required therefor;
 - (c) supply or replacement of equipment, machinery, tools, spare parts and any other materials necessary for the operation and maintenance of the Centre;
 - (d) suitable furnished housing accommodations for the Experts and their families and transportation facilities for the Experts.

The Government of the Republic of China will take necessary measures to meet:

- (a) expenses necessary for the transportation of the articles referred to in Annex III within the Republic of China as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- (b) all running expenses necessary for the operation of the Centre.

Note: "all running expenses" includes:

- i) expenses for the internal travels of the Experts on duty;
- ii) power and water costs of the Centre;
- iii) materials for use in training and instruction.

9. One of the Experts will act as Chief Advisor who shall be responsible for tendering advices to the Authorities Concerned on the overall technical matters pertaining to the operation of the Centre.

One of the Experts at Keelung will act as their Leader who shall be responsible for tendering advices to the Chinese Director at Keelung on relevant technical matters pertaining to the operation of the Centre. While one of the Experts at Kaohsiung will act as their Leader who shall be responsible for tendering advices to the Chinese Director at Kaohsiung on relevant technical matters pertaining to the operation of the Centre.

10. Each Japanese Expert shall be responsible, with the consent of his Leader and in consultation with the Chinese Director, for technical matters pertaining to the operation of the Centre, while Chinese Directors shall be responsible for the over-all administrations pertaining to the operation of the Centre.

11. The period of the Japanese cooperation in the operation of the Centre will be three years in principle, but by mutual agreement the period of the services of the Experts may be extended for further specified period.

Seifu Aburatani
Head of the Japanese Survey
Mission

Kwang-shih Chang
Executive Director
Commission of National Corporations
Ministry of Economic Affairs
The Republic of China

Place: Taipei, Taiwan, The Republic of China
Date: 28th June, 1969

ANNEX I

THE EXPERTS

- (1) Chief Advisor
- (2) Experts on Cold Work, Machining, Bench Work, Welding, Electricity,
Drafting.

ANNEX II

PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

- (1) Exemption from income tax and charges of any other kind imposed on or in connection with the remuneration received from abroad.
- (2) Exemption from import and export duties and any other charges in respect of personal and household effects, including one motor vehicle, one refrigerator, minor electric appliances and optical instruments per expert.
- (3) Free medical services and facilities for the Experts and their families.

ANNEX III

EQUIPMENT, MACHINERY, TOOLS AND SPARE PARTS

1. Cold Work Shop

Shearing machine, Bending machine, Pedestal drilling machine, Crank shaft press, A.C. arc welder, High speed cut grinder, tools and instruments, etc.

2. Machine Shop

Lathe, Universal milling machine, Vertical milling machine, Pedestal drilling machine, Bench type drilling machine, Shaper, Universal cylindrical grinding machine, Surface grinding machine, Universal tool and cutter grinding machine, Band sawing machine, Surface plate, Electrical furnace (Quenching and drawing), grinding machine, Hardness tester, tools and instruments (Machining, Heat treatment, Foundry and Wood pattern making), etc.

3. Bench Work Shop

Bench type drilling machine, Grinding machine, Surface plate, tools and instruments, etc.

4. Welding Shop

A.C. arc welder, Automatic gas cutting machine, Automatic submerged welder, CO₂ arc welder, Ar arc welder, Welding rod dryer, Gas welding and cutting set, tools and instruments, etc.

5. Electrical Shop

A.C. motor-generator, D.C. motor-generator, Distribution board, Coil winding machine, Bench type drilling machine, Tester, tools and instruments, etc.

ANNEX IV

THE CHINESE PERSONNEL OF THE CENTRE

- (1) Chief Director
- (2) Directors & Deputy Directors
- (3) Requisite number of teaching staff
- (4) Requisite clerical and service personnel including typists, clerks, telephonists, watchmen, drivers, messengers, etc.

ANNEX V

LAND AND BUILDINGS OF THE CENTRE

- (1) Main building
- (2) Office room for the Japanese Leader
- (3) Office room for Japanese Experts
- (4) Office
- (5) Work Shops and classrooms
- (6) Garage
- (7) Ware house
- (8) Library
- (9) Dormitory

(和 訳 文)

中華民国における職業訓練センターの設置に関する日本実施調査団と中華民国関係当局（經濟部，国営事業委員会）との間の討議々事録

1969年6月28日

討議々事録

日本政府の命により海外技術協力事業団において編成された油谷精夫氏を団長とする実施調査団は，中華民国の金属工業のための職業訓練センター設置に関する具体的事項につき調査するため，1969年6月1日から6月30日迄の間，中華民国を訪問した。

意見を交換し討議を重ねた結果，実施調査団と中華民国政府は関係当局（經濟部国営事業委員会）（以下これを「関係当局」と呼称する）は次のような一応の了解に達した。

この討議々事録は両国政府が本議事録を検討し，その結果によって上記センターの設置のための両国政府間の正式協定を決定することになるので，本討議々事録が日本政府および中華民国政府のいずれをも法的に拘束するものではない。しかし，この討議々事録は両国政府によって締結される協定の基礎をなすものである。

1. 両国政府は下記の事項を実施することにより中華民国における（基隆および高雄に設置される）金属工業のための職業訓練センター（以下これを「センター」と呼称する）を設置するために相互に協力し，もって中華民国における金属工業の振興に寄与するものとする。
 - a) 官営および民営の企業の要請により，金属工業の各種の業種における熟練工を訓練すること。
 - b) 合理的な訓練度と基準を確立し，これを発展せしめ併せて民営企業における熟練工の訓練を指導し範を示すこと。

- c) 工業近代化を促進するための技能水準の向上を図ること。
2. センターにおいては次に掲げる部門についての訓練を行う。
 - a) 製かん鉄工部門
 - b) 機械部門
 - c) 仕上部門（仕上げ，組立て及び修理）
 - d) 溶接部門
 - e) 電気部門
 - f) 製図部門，その他
 3. 日本政府は日本国において施行されている法令に従い附表Ⅰに掲げる日本人専門家（以下これを「専門家」と呼称する）の役務を自己の負担において供与するため必要な措置をとるものとする。

注：日本政府は専門家の俸給および日中間往復に必要な経費を負担するものとする。
 4. 専門家は中華民国において附表Ⅱに掲げる特権免除および便宜を与えられるものとし，かつそれらは中華民国において類似の条件下で勤務する第国の専門家に供与されているものより不利でない特権，免除および便宜を与えられるものとする。
 5. 日本政府は日本国において施行されている法令に従い，センター設置に必要な機械，設備，工具および予備部品であって，附表Ⅲに掲げられているものを自己の負担において供与するための必要な措置をとるものとする。
 - a) 上記の物品は荷揚港において中華民国の関係当局にC I F建てにて引き渡されたときに，中華民国政府の財産となるものとする。
 - b) 上記の物品は上記関係当局に引き渡されるまでに課せられる関税，税金あるいは，その他のいかなる課徴金をも免除されるものとする。
 - c) 上記の物品は専門家の助言に基づいて，センターの目的のためにのみ使用されるものとする。
 6. 日本政府は日本国において施行されている法令に従い，センターに所属

- する適当な数の中国側技術職員に対し、日本における必要な技術研修の便宜を自己の負担において供与するために必要な措置をとるものとする。
7. 中華民国政府は専門家が本討議々事録に定めるその任務を善意をもって、遂行した結果、又は遂行中、若しくは、それに関連して、万一クレームが発生した際には、これを引き受けるものとする。
8. 中華民国政府は自己の負担において、以下のものを提供するため必要な措置をとるものとする。
- a) 附表Ⅳに掲げるような必要な中国側職員
 - b) 附表Ⅴに掲げる土地および建物、並びにこれに附帯する施設
 - c) センターの運営および維持に必要な機械設備、工具および予備部品、その他の材料の供給ないし補充
 - d) 専門家およびその家族のための適当な家具付宿舎、および専門家のための通勤の便宜
- 中華民国政府は次のものを負担するために必要な措置をとるものとする。
- a) 附表Ⅲに掲げる物品の中華民国内における輸送およびそれらの物品の据付、操作および維持に必要な経費
 - b) センターの運営に必要な全ての運営費
- 注：全ての運営費とは次のものを含むものとする。
- i) 専門家の公務中の国内旅行に必要な経費
 - ii) センターの電気および水道料
 - iii) 訓練および指導に使用される材料
9. 専門家の中、一人は主席顧問としてセンターの運営に関する技術的事項全般につき関係当局に対し助言を行なり責任を有するものとする。
- 基隆における専門家の中の一人をリーダー（次席顧問）として当該センターの運営に関する関連技術事項につき基隆の中国側主任に対し助言を行なり責任を有するものとする。一方、高雄における専門家の中の一人はリーダー（次席顧問）として当該センターの運営に関する関連技術事項につ

き高雄の中国側主任に対し助言を行う責任を有するものとする。

10. 日本人専門家の各々は、センターの運営に関する技術的事項につき、リーダー（次席顧問）の同意を得かつ中国側主任と協議の上、責任を有するものとし、一方中国側主任は、センターの運営に関する運営全般につき、責任を有するものとする。
11. センターの運営に関する日本側の協力期間は原則として、3年間とするが、相方の合意により専門家の役務の期間は、さらに特定期間延長されるものとする。

日本側実施調査団々長

油 谷 精 夫

中華民国經濟部

国営事業委員会執行長

張 光 世

場 所 中華民国台湾省台北市

日 付 1969年6月28日

附表 I

専 門 家

- (1) 主席顧問
- (2) 製かん・鉄工部門，機械部門，仕上部門，溶接部門，電気部門，製図部門
についての専門家

附表 II

特権・免許・および便宜

- (1) 海外から受ける報酬に対して、あるいは、これに関連して課せられる所得税その他の課徴金の免除
- (2) 各専門家につき、1台の自動車，1台の冷蔵庫，日用電気製品および光学器械を含む身廻品，家庭用品に対する輸出入関税およびその他の課徴金の

免除

(3) 専門家およびその家族に対する無料医療便宜

附表Ⅲ

1. 製かん・鉄工部門

動カシャー，三本ローラー，直立ボール盤，クランクプレス，交流アーク溶接機，高速度と石切断機，工具及び器具等

2. 機械部門

旋盤，万能フライス盤，立てフライス盤，直立ボール盤，卓上ボール盤，形削り盤，万能円筒研削盤，平面研削盤，万能工具研削盤，帯のこ盤，定盤電気炉（焼入れ及び焼きもどし），両頭研削盤，かたさ試験機，工具及び器具（機械部門，熱処理部門，鑄造部門及び木型部門）等

3. 仕上げ部門

卓上ボール盤，両頭研削盤，定盤，工具及び器具等

4. 溶接部門

交流アーク溶接機，自動ガス切断機，自動サブマージ溶接機，炭素ガス溶接機，アルゴン溶接機，溶接棒乾燥機，ガス溶接及びガス切断用セット，工具及び器具等

5. 電気部門

交流電動発電機，直流電動発電機，配電盤，巻線機，卓上ボール盤，電気什器，工具及び器具等

附表Ⅳ

中国側センター職員

(1) 理事長

(2) 主任および副主任

(3) 必要な人数の訓練指導職員

(4) タイピスト，事務員，交換手，守衛，運転手，メッセンジャーその他を含む必要数の事務およびサービス職員

附表Ⅴ

センターの土地および建物

- (1) 本館
- (2) 日本人専門家のリーダー（次席顧問）のための事務室
- (3) 〃 のための事務室
- (4) 事務所
- (5) 実習工場および教室
- (6) ガレージ
- (7) 倉庫
- (8) 図書室
- (9) 寄宿舍

I 調査交渉の概要

中華民国政府は、現在中華民国58年(1969年)を初年度とする中華民国第5期経済建設4カ年計画を実施中であるが、本計画の中では、人力発展問題が大きな柱の一つとしてとり上げられ、これが実現のため目下、教育制度及び内容の検討、人材養成のための外国援助受け入れ等各般の努力を重ねているが、その重要な一環として、行政院經濟部国際経済合作委員会が中心となって職業訓練センターを設置し、①人力需要に応じ、金属工業における熟練工の訓練を行ない、②民営事業に対し模範的熟練工養成を行なって、その指導を行なうとともに、完成された訓練制度並びに訓練基準を設定し、発展せしめ、及び③全国の工業化促進の一環として技能水準の向上を図ることとした。

そこで、この職業訓練センターの設置に際し中華民国政府は、わが国に対し、センター方式による技術協力を要請してきたので、わが国としてはこの要請を検討し、昭和44年2月下旬より約2週間にわたり予備調査団を現地に派遣し、中華民国政府の本計画についての意向を打診し、把握するとともに台湾における産業及び職業訓練の実情を調査せしめ、併せて、設置協力についての可否について検討を行なった。

この調査結果にもとづき、外務省、労働省、通産省及び当事業団の間で既に以下の協力方針が確認されている。

○設置協力基本方針

1. 設置協力場所

北・南の2カ所に行なう。

2. 設置協力経費

昭和44年度予算1億円をもって交渉する。実施調査の結果、若干のプラス・アルファを考慮する。この場合45年度追加予算を要求する。

3. 協力職種部門(北区及び南区)～予備調査団案～

鉄工・製かんコース、溶接工コース、機械工コース、電気機器工コース、

機械製図工コース，その他

鋳物工コース，木型工コース（南部地区のみ）

北区の製図，南の鋳物工，木型工，製図工の設備等は中華民国側で設置するものとする。

4. 訓練種類別の対象及び期間，内容～予備調査団案～

(1) 技術練習工訓練 (Apprentice) 養成訓練 A

- イ 対象：初級中学卒（15才～17才）
- ロ 期間：1カ年（全日制）
- ハ 内容：専門学科・基本実技に 응용実技を加味

(2) 技術養成工訓練 (Skilled Workers) 養成訓練 B

- イ 対象：高級工業職業学校卒（兵役終了者）及び同等の能力ある者
- ロ 期間：6カ月以上1年以下（全日制）
- ハ 内容：専門学科・基本実技の補充及び 응용実技を加味

(3) 特定訓練 (Special Class) 受託訓練等

- イ 対象：雇用就業労働者
- ロ 期間：1カ月以上3カ月以内（全日制・定時制）
- ハ 内容：事業所の要請に基づいて決定

(4) 訓練人員数

(1)～(3)の各職種コース共1クラス約30名とする。

(5) 修了者に対しては，中華民国政府から特別の修了証を与えることとする。

(6) 訓練生の募集方法等十分検討する必要がある。

すなわち，本センターの設置については協力すべきであるとの結論に達したので，その設置に必要な技術的調査を行ない，将来締結されるであろう日中両国間の正式協定のための基本的事項をとりまとめるため，実施調査団を派遣することとなった。

実施調査団は，わが国を出発するに当り，予備調査団の調査結果をふまえ，

外務省，労働省，海外事業団その他関係機関と調査方針について慎重に検討を行なった。

出発に先立って検討した調査方針の主たるものを掲げれば，

- ① 本計画については，中華民国政府側の意見を十分聴取し，これを尊重すること。
- ② 従来の一国一センター方式と今回の北地区，南地区の両地区に訓練センターを設ける方式とをいかに調剤せしめるか。
- ③ センター - の運営組織及び日本国側要員の責任権限をいかにするか。
- ④ 訓練課程・訓練職種及び訓練目標をいかに決定するか。
- ⑤ 供与機械はどのようなものにするか。
- ⑥ 現在，国連援助等による類似施設がすでに開設されているが，これらとの関連をいかに調整すべきか。
- ⑦ 訓練センター開所の時期を何時頃に見込むか。

等となる。

これらの事項を更に具体的に分析し，「中華民国政府に対する質問書」並びに「討議々事録（案）」を作成し，これに基づいて中華民国政府関係責任者と交渉を行なうこととし，6月1日午前8時日本国を出発した。

1) 現地における調査実施日程等

6月1日午前11時台北空港に到着，中華民国行政院經濟部，国営事業委員会，国際経済合作発展委員会等関係員の出迎えをうけ，当日は取りあえず，6月2日及び3日の行動予定を打合せるとともに，今回の実施調査全体を通じての日程編成方針として，

- ① 台北において中華民国側の説明聴取，一般的事項についての討論を行なうとともに，携行した質問書を中心に討議を行ない，討議の過程において直ちに回答のえられるものについては回答を得ることとし，中華民国側において調査検討を要するもの，並びに文書をもって確認を要するものについて文書による回答を得ることとしたい。
- ② ①に引続き基隆市の北区センターの実情調査並びに周辺の関連企業の実

態調査を行ない、その結果に基づき本計画に関する協力援助についての第一次案を立案し、本案を中華民国側に提示して意見を求め、第一次設置協力方針案を固めたい。

- ③ ②の調査結果並びに中華民国側の意見をベースとし、高雄市の南区センター並びに周辺の関連企業の調査を実施し、第一次案について検討を加え、修正することとしたい。
- ④ 以上の結果を台北に持ち帰り、全体的に整理調整を行ない、中華民国政府側の意見も求めつつ「職業訓練センター設置構想(案)」を作成し、「討議々事録」を作成することとしたい。

以上のような手順で調査を進めることについて提案したところ、中華民国政府側もこれを了承し、この方針にしたがって調査日程が組まれ実施調査が行なわれることとなった。

その具体的内容は別項(調査日程)に示すとおりである。

2) 日本大使館との打合せ

6月2日、日本大使館を訪問し、原公使にあいさつした後、本件の責任者である磯野参事官及び季書記官に面接し、中華民国側と交渉を行なう上において留意すべき事項等々について意見の交換を行なった。

その結果、本計画については經濟部が前回にできており、他の職業訓練担当部局との接触は極めて少いが、この点については本計画は經濟部の担当として中華民国政府部内でも調整がついており、なんら将来に問題を残すうれいはないこと、中華民国政府の行政能率は極めて高いので、特別の事情のない限り誠意をもって交渉に当れば、事は極めて円滑に進むであろうこと等々、極めて有為な示唆を受け、今後の調整に明るい希望をもつことができた。

3) 主要項目についての調査交渉の概要

調査交渉の細目については前述のとおり「中華民国政府に対する質問書」として調査項目を整理し、具体的実情調査を併行しつつ、討議形式により、あるいは文書回答の方式によって各項目ごとに討議交渉を進めた。その経過並びに中国側の具体的回答の内容は本項末尾に掲げる通りである。又中華民

国政府側としても、すでに予備調査の段階において日本側が示唆したところにしたがい、(1)訓練職種、(2)訓練課程別の対象、訓練期間及び内容、(3)訓練人員、(4)訓練修了者の取扱い、(5)日本人専門家等について一応の「設置構想(案)」をとりまとめていたが、中華民国政府としては、実施調査団の意見判断、示唆については、可能な限りこれを積極的に採用していく姿勢を示しており、この中国案は本調査の実施に当り必ずしも強い拘束力をもつものではないことが判明したが、これら中華民国政府側の構想案も十分尊重しつつ調査を進めることとした。

なお、その全文は本項末尾に掲げるとおりである。

以下、本項の冒頭に掲げた主要調査方針ごとに調査交渉の概要を示せば次のとおりである。

(1) 本計画については、中華民国政府側の意見要望を十分聴取し、これを尊重すること。

(a) センターの性格及び名称について

本センターの性格については、中華民国政府側の要望もあり、もっぱら職業訓練それも Skilled Worker の訓練を主体として運営していくことに意見の一致をみた。

もちろん Foreman 訓練の必要も認めるが、すでに領班訓練学校構想もあり、Skilled Worker の訓練を先行せしめ、その実施の状況を見た上で後日その実施について検討することに意見が一致した。

したがって、本センターには学校的な性格あるいは経営者教育的要素を加味しないものであることが確認された。又訓練センターの名称については、調査の過程において「經濟部所属職業訓練センター北支部・南支部」の案が出されたが、最終的にはこれを一括して「中華民国職業センター・Vocational Training Center in Republic of China」となることに決定した。

(b) 訓練人員について

人力発展計画によれば、年間52,000人の新規技能工の需要が推定され、南北両訓練センターには年間2,500名の熟練工養成が期待されている。もしこの数字を絶対至上命令として受けとるならば、訓練期間の問題、訓練用施設との関係、入所時期の問題に加えて訓練実施上多少の不便をしのびつつも、訓練カリキュラム編成に際し、教室、実習場をフルに活用できるようなローテーションを組んでいくことが必要であり、この場合、ローテーションの組み方からくる影響、又そのために年、数回にわたって訓練生を募集しなければならないという問題、これらに伴う事務処理上の問題等々、おそらく訓練効果の上からみるならば、必ずしも期待しうる最高の効果をあげることは困難になるであろう。もちろん、訓練施設をフルに活用して訓練能率をあげることを否定するものではないが、このことは訓練修了生の質にも影響するところであり、訓練目標の達成にも相当の影響を及ぼすことになるのではないか等の意見が出された。具体的作業としては、相当の時間をかけ、ローテーションの編成等もところみたわけであるが、最終的には中華民国政府としては、基礎のしっかりした幅広い技能を備えた技能者の養成を期待しており、精鋭主義をとるべきであるとの意見を打ち出してきた。加えて年間2,500名の訓練という目標も必ずしもこれに拘束される必要がないことが中華民国側から明らかにされたので、別項「設置構想」に示されるような訓練人員とすることで両者の意見が一致した。

その際における訓練課程の樹て方については(4)で述べるとおりである。

- (2) 従来のがわが国の援助原則である一国一センター方式と、今回の基隆・高雄2カ所に訓練センターを設ける方式とをいかに調和せしめるか。

中華民国政府側としては南・北両地区にパイロット的役割を果たすセンターを設け、これを中核として今後職業訓練制度の整備拡充を図ってい

きたい意向であり、又その方針で準備を進めており、加えて予備調査団の結論としても両センターの設置協力を掲げているところでもあり、本実施調査団としても日本出発に際しこの辺の問題をいかに割切るかについて慎重に討議を重ねてきたところである。

しかしながら、訓練センターの設置場所、その背景等を現地において調査したところ、基隆市の訓練センターは元来台湾造船公司工業の訓練所として出発したものであり、地域的にも造船業並びにその関連産業に対し熟練工を供給するという機能が期待されており、又高雄市の訓練センターについても、台湾機械股份有限公司に隣接しており、高雄地区を金属機械工業の中心とするという中華民国側の計画もあるので、このような両センターの背景をふまえ、その機能を十分発揮しうるような訓練部門、訓練施設等の選定を行なうこと、すなわち北区は造船に重点を置き、南区は金属機械工業に重点を置くことによって、それぞれのセンターが特色を有するものとなり、両者を合せて中華民国の職業訓練センターと認識することが可能であるとの見通しを得、しかも形式上も(1)においてふれたような一体制を備えることが可能であるとともに、別項の「設置構想」において述べるような運営組織をとれば、本問題は比較的容易に容認し得るものと考えられる。

両センターを統括して、これを一体的に運営することについては、中華民国側においても賛意を示しており、したがって訓練職種の名称、訓練目標等も「設置構想」に述べているように上記の趣旨にそったものとすることができたので、一応本問題は氷解したものと考えられる。

(3) 職業訓練センターの運営組織及び日本国側要員の責任権限をいかにするか。

本件については、「設置構想」に述べている結論が比較的スムーズに得られることとなったので、討議交渉の過程ではそれ程の問題は生じていない。

ただし、要員特に指導員の職務権限については、他国センターの例では1職種1名の指導員が確保され、その者が訓練に関する技術的事項全般にわたる責任を有する形をとっているが、本計画については、要員派遣費が45年度予算で決定することでもあり、派遣しうる指導員の数も明確に決定しえないので、「討議々事録」にも示されているとおり必ずしもそれぞれの科目相当の指導員が自ら訓練業務に従事すると定めることが適切かどうか、又本センターの運営における日本国側要員のあり方として他国と同じ形をとるのが望ましいかということについて真剣な討議が重ねられ、結局中華民国側指導員に対し、訓練技法その他についての指導を行なうことを最低の責任とすることで両者の意見の一致をみた。

(4) 訓練課程、訓練職種及び訓練目標をいかに決定するか。

(a) 訓練課程

訓練課程の設定については、現に両センターが既設の施設と台湾造船並びに台湾機械の施設を借用して、①高卒又は初職卒を対象とする短期訓練コース、②中卒を対象とする長期(2年程度)の見習工訓練コース、③現職工の再教育コース、④組長、班長級の訓練コース(すでに、見積工、検査工等の職種について行なっている)の訓練を行なっているが、③、④については講習会形式であり、訓練の実施そのものも非常に熱心に行なっているようにうかがえるが、必ずしも組織的とはいえず、更に改善工夫の余地があるように思われた。

これら現実に行なわれている訓練の実態を視察し、經濟部担当官並びに訓練センター職員、指導員等から中華民国側において設定した訓練課程案についての説明を聴いたのであるが、中華民国側の態度としては「実施調査団において十分検討してもらいたい。その上で出た結論を全面的に採用していきたい。ことに訓練の内容については、将来の現場第一線の中核を養成するものであるが、幅広い基礎をもった優秀な熟練工を養成したい。そうした意味において現在の訓練課程がこ

れでよいのか、訓練内容は中華民国産業の将来像とマッチしうるものか等々の不安を感じている。したがって訓練課程については、それが必要であれば長期の訓練課程を設定することについて異論をもつものでもないし、そのための訓練生の数が人力計画に掲げる数を下廻るとしてもそれはいたしかたない」という意見であった。

そこで調査団としては、現在わが国において行なわれている訓練の各課程、各産業ニードとの結びつき等につきこれを図解して示す等具体的な意見を交換した。

しかし、その際においてもやはり中華民国職業訓練制度の将来を考慮に入れ、技能検定制度が創設された場合のことも想定しつつ、3年程度の一人前の熟練工養成（多能工の素地を有する熟練工養成）の課程は絶対に設定すべきであることを強調した結果、別項の「設置構想」にみられるように基幹訓練課程、専業訓練課程の2課程にこれを整理し、専業訓練課程については、将来相当弾力性ある訓練を実施しうる余地を残すこととした。そしてその中においては、現在中華民国センターで実施されている①の短期養成課程と③、④の講習会方式が混在することが予想されるが、これをどのように振り分け、産業のニードに即応しつつ実現していくかという点については、実施調査団の段階では時間的な制限もあり、十分な討論は行ないえなかったため、将来日本国側要員と中華民国カウンターパートが十分検討するとともに、地域社会の代表特に労・使並びに中央政府、訓練所代表からなる「職業訓練センター運営委員会（仮称）」を設ける等の措置を構じ、これらの意見を聞きつつ実施することが望ましいことを示唆するとどめた。

(b) 訓練職種

次に訓練職種については、現に両センターにおいて次のような訓練を実施している。

北区センター	南区センター
冷 作 工	冷 作 工
電 焊 工	電 焊 工
鉚釘気削工	鑄 造 工
電 工	木 模 工
板 金 工	算 工
絵 図 工	検 電 支 配
紡織機電保養	

又予備調査団において示唆した訓練部門は本項冒頭に示す「設置協力基本方針」のとおりである。以上の事実の上になつて、本センターにおいて訓練を実施すべき職種部門の適否について検討した結果は次のとおりである。

すなわち、中期人力発展計画（中華民國56年7月～61年6月）において示される年間需要52,000人の内容を部門別にみると次のとおりとなる。

	計	訓練部門	教育部門
金属加工部門	9,500	7,100	2,400
建築部門	7,500	6,400	1,100
電気部門	6,000	3,000	3,000
縫製部門	4,700	3,400	1,300
紡織部門	4,300	4,000	300
木材加工部門	3,900	2,600	1,300
金属部門	3,500	2,900	600

これらの数字に加え、①第5次4カ年計画においては金属工業、機械工業（精密機械）、電子工業、造船工業等の振興を図ることが強調されていることから判断しても、予備調査団の示唆は、当を得ているというべきであると判断され、又中華民國側においても既定職種の訓

練の必要性を積極的に強調している点から「設置構想」に述べる北区6職種，南区8職種を訓練職種として決定したものである。

ただその際，北区センターにおいては塗装工を，又南区センターにおいては金型工を追加したい希望が述べられたが，それぞれ「設置構想」に述べた理由に基づき保留することとした。

(c) 訓練目標

次に訓練職種の内容，換言すれば，訓練目標の問題であるが，この問題については特定の作業方法ないしは知識を与えるといった比較的短期の講習会類似の訓練においては，それ程困難な作業ではないが，中華民国側において希望するような幅広い基礎を持った現場のエリートを育成する場合，その目標をどこにおくかについては慎重に検討しなければならない問題である。この件に関しては，実施調査団の意見を全面的に受入れたい希望であったので，指導員，台湾造船，台湾機械の現場主任，技師等とも十分意見を交換し，「設置構想」にみられるような訓練目標を設定したところである。ただし，この際においても，たとえばわが国の仕上げ工に相当する鉗工とわが国の仕上げ工との間にはその担当作業の範囲に相当のずれがあり，わが国における産業の実態，実施調査団のえがく技能者像等を十分説明し納得をうることに努めた。

(5) 供与機械はどのようなものにするか。

訓練職種がきまり，又訓練センターの建物の設計が終って建設段階に入っている中華民国の現状においては，訓練目標，訓練内容，訓練人員等に条件をしほりつつ，標準的訓練を行なうに必要なものをリストアップし，これを最低限必要なものとの関係，更には予算との関係を検討するという態度で検討した。

検討の過程で問題となったのは，実習場のレイアウトにおいて44年度予算1億円を基準とするか，更には将来の追加供与を考慮に入れるか

ということであった。

しかしこの点については、すでに45年度において相当額の追加予算を計上することが決定していることでもあり、又もし1億円の範囲に限定してレイアウトを行なえば、将来追加供与を行う場合の各種機械の配置変更は大変な作業となることが予想されるのでこれらの点を総合検討して決定したものである。

その際においても、①総花的な協力は避けて重点的（所間訓練として真に必要なものを最優先する）に選定する。②中華民国側が希望し、又日本国側としても精度、剛性、その他において自信の持てる優秀な機械を選定する。③両センターで現在使用している機械設備は主として台湾造船、台湾機械からの借入れ品であるが、これは直ちに返還することなく、事情が許す限りこれを引続き借用することとし、センターの設備が整備されるにしたがって順次返還していくこととする、という方針のもとに決定したものであり、この方針は中華民国側も勧奨している。

以上の外、①機械の発送については、陸揚げ地は基隆港及び高雄港になること、②機械はメーカーの納期との関係もあり、数回にわたって送られることになり、③当面1億の範囲で機材を発注送付することになるが、施設、機械、指導員は訓練の三要素ともいわれるものでもあり、今後の努力により更に本センターの施設を充実したいと考えている等の事項を述べ納得をえている。

(6) 現在、国連援助等による類似施設が既に開設されているが、これらとの関連をいかに調整すべきか。

(a) 金属工業発展センター

本センターは、5年前 I. L. O 基金100万ドル、中華民国基金100万ドルの計200万ドルをもって創設されたものであって、①民営工場における中級以上の幹部に対する技術セミナーの実施（5年間で6,800名が受講）、②技術サービスコンサルタント業務（技術面

・管理面にわたりエキスパートの派遣，希望者の集合訓練を行なう)，
③実験工場を併設し，部品作成の受託や民営工場に施設を利用される等の業務を行なっている。

現在，同センターの経営財源の年間予算1,000万 NT\$となっているが，その内訳は政府研究委託費30%，民間からの受託手数料70%でまかなっている。なお，従業員は約150名である。

以上のことから，同センターは主として高級又は中級技術者を対象とする技術指導であって本計画と競合することはない。

(b) 工業職業訓練協会

本協会は，1968年特殊法人としてU. N. D. P の援助により設立されたものである。執行部委員長は，内政大臣が，副委員長には交通省政務次官及び経済省政務次官が就任している。

その行なり主要な業務は，教師の訓練，指導者の訓練，技能工向上訓練及び新入技工の訓練の実施である。このことは，一見本計画と競合するかのようにはみられるが，本協会は，中華民国が義務教育を6年から9年に延長すると同時に設定されたものであって，9年間の義務教育修了者が教育課程修了後職業についた際，どこに行っても（特に民営企業）職業訓練が受けられるような道を開発することを目的として設定されたものであるから，第一の主眼は訓練指導者の訓練にあるので，この点をとらえれば，本計画との競合は考えられず，又将来業務として競合するとしても，担当分野においてその組織から判断しても十分調整つくものと判断される。

(7) 訓練センター開設の時期はいつ頃に見込むか。

現在の建物建設進捗状況は，北区訓練センターは11月末，南区訓練センターは7月末にそれぞれ完成する見込みであり，中華民国政府側としては北区は12月1日開所，南区は10月1日開所を目的としている。しかし，日本側の予算の問題，援助協定締結迄に開所日時等を説明した

如これを納得し開所時期についてはできるだけ早くできるよう要望があった。

4) 設置構想案の作成等

以上、主要項目を追って調査交渉の概要をのべてきたのであるが、実施調査団としてはこれらをベースとして現地において試案を作成することが、「設置構想」をよりすぐれたものとするものであると判断し、数日間にわたりその試案の作成作業に取りかかった。

本試案完成と同時に、本調査団の最終任務である討議々事録作成に先立ち経済部国営事業委員会並びに国際経済合作発展委員会の関係担当官に試案の内容を説明したが、中華民国側としては満足の意を表した。

なお、試案の内容は、本報告書に示すものと細部の表現を除いては変わらないものである。

5) 討議々事録の作成

本調査団の現地における最終的役割としての討議々事録については、すでに日本国出発前に草案が作成されていたが、更に外務省並びに海外事業団において検討の上原案が作成され、この原案をもとに調査団全員が再検討を加え、最終案を作成した。調査団は、この最終案を中華民国政府側に提示し、ただちに事務折衝に入った。

その際問題となった諸点を掲げれば次のとおりである。

- (1) タイトルにおける The Authorillius Concerned は、The Commissin of National Corporations, Ninistry of Economie Affoires と修正することについて

本文書は、もともと日本国側調査団と中華民国経済部との間で検討した結果に基づき作成したものであり、公式の文書ではないので、上記のように変更すべきであるとの意見が中華民国側から出され修正について強い要望が述べられた。こうした例は他ではみられないが、文書の性格上その実態を反映することについては、将来とも問題を残すものではないとの判断に

たって中華民国側の意見を採用することにした。

(2) 討議々事録タイトルにおける訓練センターの名称について

原案においては「The Training Center for Manufacturing Industries in China」とあったが、本訓練センターの性格から「Vocational Training Center in Republic of China」とすべきであるとの主張が中華民国側から強く出されたので、その意向にしたがって変更することとした。

(3) 訓練職種について

訓練職種の掲げ方としては、北区、南区ごとにそれぞれ掲げる方法も考慮に入れたが、文書の性格上これをできるだけ簡潔に、しかも正しく表現する方法として部門別の示し方を採用し、南区訓練センターの鋳物、木型に関する手工具類の供与については、最後に「etc.」と入れることによって読みとることで了解がついた。

(4) 日本人要員に対する特権、免除及び便宜について

原案には、「第三国あるいは国連のような国際機関の専門家に与えられる」とあったが、中華民国側としては「国連のような国際機関」という部分の削除を強く要請した。

その理由としては、すでに中華民国にも国連専門家が駐在し、各種の援助活動に従事しているが、その人達の国連における地位により供与される便宜、特権が異なり、最高のもはほとんど外交官と同様の待遇を認められているものもある。

したがって、一般論として「国連専門家と同様」と記述し、これに固執されるといろいろ困難な点がでてくるので、どうしてもこの分は削除してもらいたい、もちろん、日本人要員に対する待遇は決して第三国専門家におとるものとしなないし、それ以上の待遇を確保する方針であるということであった。

交渉の過程において真剣な意見の交換が行なわれたが、中華民国側とし

て日本人要員を優遇することについて十分な誠意が認められたので、この意見にしたがうこととした。

(5) 日本人要員の職務及び責任

原案においては、①日本人要員はセンター運営上の技術的事項について責任を有し、中華民国側要員は訓練センター運営の全般について責任を有する。②(a)要員一人は主席顧問となり、訓練センター運営に関する技術的事項全般にわたり、中華民国政府に助言する責任を有する。(b)基隆に配置される要員の一人は次席顧問となり、センター運営上の技術的事項について北区担当の中華民国主任に助言をする責任を有する。高雄についても同じ。

とあったが、日本人要員の一人一人の責任があまり過重にならないか、日本人要員の一人一人がそれぞれ助言勧告を行なうという方法は形式的にみても統制がとれていない等の見解が示され討議々事録に示すように、修正することとなった。

6) その他

その他の事項については、細部の表現に修正が加えられたのみで極めて円滑に交渉が行なわれ、6月28日無事調印を終った。

「 中華民国政府 に対する 質問書 」 内容及び 解答

日本側質問事項	中華民国側解答事項	備 考
1. センターの設置 場所について		
(1) 位置		(1) 別途文書で確認
(イ) 北区	基隆市和平島平1路33号	
(ロ) 南区	高雄市成功2路2号	
(2) 土地の面積 及び地形		(2) 同上
(イ) 北区	土地面積 6,785㎡ 地形 長方形	
(ロ) 南区	土地面積 14,300㎡ 地形 台形	
(3) 地質、地耐力及び地下水		(3) 同上
(イ) 北区	地質(岩盤)、地耐力(良)、地下水(十分帯蔵)	
(ロ) 南区	地質(砂)、地耐力(良)、地下水(十分帯蔵)	
(4) 交通の便宜		
(イ) 北区	基隆駅より6km、自動車道に面し、バスの便有	
(ロ) 南区	高雄駅より6km、自動車道に面し、バスの便有	
(5) 隣接地の状況		
(イ) 北区	台湾造船公司工業に隣接している。	
(ロ) 南区	台湾機械股份有限公司第二機器廠に隣接している。	
(6) 土地の所有者及び拡張の可能性		
(イ) 北区	北区訓練センター所有 拡張可能	
(ロ) 南区	南区訓練センター所有、拡張可能	
2. 受電端における電力事情について		
(1) 電圧	動力用220V、一般用110V、高圧線3,300V	(1) 別途文書で確認
(2) 周波数	60サイクル	(2) 同上
(3) 位相	動力用3相、一般用単相	(3) 同上

日本側質問事項	中 華 民 国 側 解 答 事 項					備 考																																																																	
3.燃料の供給状況について 重油 石炭 コークス、ガス 天然ガス、電熱等	石炭、コークス、ガスは国内で利用できる。ガス、石油は台湾中国石油公司より、軽油、重油等入手できる。																																																																						
4.センターの建物及び付帯設備について	<table border="1" data-bbox="438 694 1045 1265"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>摘 要</th> <th>北区センター 予 算</th> <th>南区センター 予 算</th> <th>総 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1968</td> <td>建築 (NT\$)</td> <td>10,972,000</td> <td>5,262,000</td> <td>16,234,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1969</td> <td>訓練設備 (NT\$)</td> <td>1,457,000</td> <td>1,037,500</td> <td>2,494,500</td> </tr> <tr> <td>実用品及び家具 (＃)</td> <td>700,000</td> <td>700,000</td> <td>1,400,000</td> </tr> <tr> <td>その他 (＃)</td> <td>1,000,000</td> <td></td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td>計 (＃)</td> <td>3,157,000</td> <td>1,737,500</td> <td>4,894,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">1970</td> <td>実用品及び家具 (NT\$)</td> <td>400,000</td> <td>200,000</td> <td>600,000</td> </tr> <tr> <td>実習場 (US\$)</td> <td>137,630</td> <td>217,400</td> <td>355,030</td> </tr> <tr> <td>設 備 (NT\$)</td> <td>685,400</td> <td>291,030</td> <td>3,595,700</td> </tr> <tr> <td>訓練設備 (NT\$)</td> <td>465,000</td> <td>421,000</td> <td>886,000</td> </tr> <tr> <td>雑 (US\$)</td> <td>7,600</td> <td></td> <td>7,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総計</td> <td>計 (US\$)</td> <td>14,5230</td> <td>2,17400</td> <td>3,62630</td> </tr> <tr> <td>(NT\$)</td> <td>15,50400</td> <td>3,531,300</td> <td>5,081,700</td> </tr> <tr> <td>(US\$)</td> <td>14,5230</td> <td>2,17400</td> <td>3,62630</td> </tr> <tr> <td>(NT\$)</td> <td>15,670400</td> <td>10,530,800</td> <td>26,210,200</td> </tr> </tbody> </table>					年度	摘 要	北区センター 予 算	南区センター 予 算	総 計	1968	建築 (NT\$)	10,972,000	5,262,000	16,234,000	1969	訓練設備 (NT\$)	1,457,000	1,037,500	2,494,500	実用品及び家具 (＃)	700,000	700,000	1,400,000	その他 (＃)	1,000,000		1,000,000	計 (＃)	3,157,000	1,737,500	4,894,000	1970	実用品及び家具 (NT\$)	400,000	200,000	600,000	実習場 (US\$)	137,630	217,400	355,030	設 備 (NT\$)	685,400	291,030	3,595,700	訓練設備 (NT\$)	465,000	421,000	886,000	雑 (US\$)	7,600		7,600	総計	計 (US\$)	14,5230	2,17400	3,62630	(NT\$)	15,50400	3,531,300	5,081,700	(US\$)	14,5230	2,17400	3,62630	(NT\$)	15,670400	10,530,800	26,210,200	
年度	摘 要	北区センター 予 算	南区センター 予 算	総 計																																																																			
1968	建築 (NT\$)	10,972,000	5,262,000	16,234,000																																																																			
1969	訓練設備 (NT\$)	1,457,000	1,037,500	2,494,500																																																																			
	実用品及び家具 (＃)	700,000	700,000	1,400,000																																																																			
	その他 (＃)	1,000,000		1,000,000																																																																			
	計 (＃)	3,157,000	1,737,500	4,894,000																																																																			
1970	実用品及び家具 (NT\$)	400,000	200,000	600,000																																																																			
	実習場 (US\$)	137,630	217,400	355,030																																																																			
	設 備 (NT\$)	685,400	291,030	3,595,700																																																																			
	訓練設備 (NT\$)	465,000	421,000	886,000																																																																			
	雑 (US\$)	7,600		7,600																																																																			
総計	計 (US\$)	14,5230	2,17400	3,62630																																																																			
	(NT\$)	15,50400	3,531,300	5,081,700																																																																			
	(US\$)	14,5230	2,17400	3,62630																																																																			
(NT\$)	15,670400	10,530,800	26,210,200																																																																				
(1)建物の予算措置状況																																																																							
(2)建物の案内図及び配置図	別添参照					(2)別添文書で確認																																																																	
(3)建物の立面図及び各階の平面図	(各階平面図については「設置構想(5)訓練施設の項末尾参照)																																																																						
(4)建物の構造						(4)現地で確認																																																																	
(5)建物の基礎						(5) 同上																																																																	
(6)防曇 防湿及び防震の状況	特別の措置なし。																																																																						
(7)給・排水の状況	大工場に隣接しているため支障なし。																																																																						

日本側質問事項	中 華 民 国 側 解 答 事 項	備 考
<p>(8)建物建設の進捗状況及び竣工見込</p> <p>(イ)北区</p> <p>(ロ)南区</p> <p>5.関係法規について</p> <p>(1)実習場に設置する機械及び装置について騒音、粉じん、ガス等に関する法的制約</p> <p>(2)機械及び装置の構造に関する法的制約</p> <p>(3)電動機、開閉器、電熱器その他電気用品等及びこれらの構造、容量、配線方式、配線色採等に関する法的制約</p> <p>(4)高圧物装置（空気そう、ボイラー等）及びその取扱に関する法的制約</p>	<p>本館・地下室部分コンクリート打設済み、地上6階未着工 実習場・増築部分を除き完成 竣工・本年11月末の予定</p> <p>本館・殆んど完成 実習場・外装工事終了し、内装工事未着工 寄宿舎、食堂・外装工事終了し、内装工事未着工 竣工・本年7月末の予定</p> <p>無し 現在工廠安全衛生施設規則草安作成中</p> <p>電業法 屋内線路装置規則</p> <p>無し 現在工廠安全衛生施設規則草安作成中</p>	<p>5.別途「草案」入手済</p>

日本側質問事項	中 華 民 国 側 解 答 事 項	備 考
(5)火器及び可燃物の取扱いに関する法的制約	無し 現在工廠安全衛生施設規則草案作成中	
(6)アセチレン発生器の構造及び取扱いに関する法的制約	無し 同 上	
(7)汚水、廃液、廃液ガス等の処理に関する法的制約	無し 同 上	
(8)クレーンに関する法的制約	無し 同 上	
6.訓練内容について		
(1)北区及び南区の機能		
(2)訓練職種		
(3)各職種別訓練課程		
(4)各職種別訓練目標		
(5)各職種別訓練期間		
(6)各職種別訓練定員		
7.センターの運営について		
(1)センターの名称		
(1)北区	「経済部(南区、北区)職業訓練センター」,「経済部職業訓練センター第一支部第二支部」等の案が示され、経済部国営事業委員会の下に「職業訓練顧問委員会(仮称)(政府代表、使用者代表及び労働者代表をもって構成し、主席顧問は日本人専門家をもちあてる)」を設け、この委員会が両センターを指揮総括する等の案が示されたが、一応「中華民國職業訓練センター(Taiwan Vocational Training Center in Republic of China)としたら如何という意見が出された。	
(2)南区		
(2)センターの開所希望時期		
(1)北区	建物は11月末完成の見込み 12月1日開所を希望	
(2)南区	建物は 7月 " 10月1日 " なお、中華民國における学校の各学期年度は毎年9月にはじ	

6.具体的実情を調査の上両国間の協議により決定することとした。結論は「設置構想」に示すとおり。

日本側質問事項	中 華 民 国 側 解 答 事 項	備 考
<p>(3)センターの運営組織 (1)北区 (2)南区</p> <p>(4)センターの所属機関及び指揮命令系統</p> <p>(5)中華民国側の要員の資格構成及び待遇</p> <p>(6)中華民国側カウンターパートの日本への呼び寄せ訓練実施の可否</p> <p>(7)センター運営費についての中華民国側の予算措置</p> <p>(8)運営費不足の場合の補填の方法</p>	<p>まり6月に終了、いずれにしても可及的速かに開所し得るよう努力されたい旨中国側から強い要望があった 下図等が示された。</p> <div data-bbox="491 566 1098 976" data-label="Diagram"> </div> <p>※ 日本側要員は顧問団を編成し、右のように配置する。</p> <p>所属機関なし。</p> <p>要員の定員等は予算で決定している。 事務分担、資格条件も一応決定しているが、これらを含め、又組長等の任命は後日本側顧問来華の上意見を聞いて任命したい。要員の待遇は給与水準の関係もあり、準公務員(国営事業職員なみ)として処遇する方針。</p> <p>カウンターパートの人数資格、及び訓練期間は日本側で決定されたい。但し時期については出来るだけ早くして供与機械資材が到着する迄に帰国出来るよう取計らわれたい。(日本側回答、人数は14名、資格は例えば5年制専科学校卒業後2~3年の実地経験を有する者 訓練期間は職種により異なるが大体6カ月と予定しているが、なお帰国後再検討の上正式回答したい。一部については中国側の要望もあるので1月頃受け入れられるように請訓する方針である。 以上の外、中国側より政府職員の本事業担当幹部5~6人について極く短期でよから日本の訓練実施状況視察を行なう幹部研修を企画されたい旨申入れがあった。</p> <p>建設費用については本会計年度としては100万NT\$が成立している。 経常費については光熱費、人件費をふくめ600万NT\$が決定している。 実習経費については現在公営企業の場合訓練生1人13NT\$ 民営についてはこれよりも低額を徴収しているが、合理的な金額並びにその算出方法については日本側の指導をおおきたい。 これは政府公営事業経費から支出するものであるから問題ない。 なお、日本側要員の示唆があれば上積みも可能である。</p>	<p>本件については別途検討の結果、中国側は「設置構想」に示す案を高く評価し、この案をもとに配置人員等を検討することとなっている。</p>

日本側質問事項	中 華 民 国 側 解 答 事 項	備 考
(9)応用実技と隣接工場との関係 (10)センター運営上の関係機関(審議会、委員会等) (11)金属工業開発センター及び工業職業訓練協会との関係	<p>経済部所屬事業はすべて大企業であり、これらの企業の現場へ派遣して応用実技を行うことについては全く問題ない。</p> <p>職業訓練顧問委員会のみ。</p> <p>金属工業開発センターは高級技術者の養成を主目的とするものであり、工業職業訓練協会は指導員の養成訓練を主目的とするものであるから、生産技能者の養成を目的とするセンターとの間に競合関係等は全くおきない。なおこの三者は全く平等の立場に立つものであって相互円滑に協力してそれぞれの事業を進めてゆけるものと思う。</p>	
8.訓練生について		
(1)訓練生の資格	<p>義務教育(9年制)修了者が主たる対象となろう。</p> <p>現在義務教育修了者は14~15万人あるが、2年後には20万人となろう。その頃になると高校進学可能者はその半数程度となるので、残の約10万を職訓ベースにのせたい。</p>	
(2)訓練生の募集方法及び募集責任機関	<p>訓練生の募集はセンター自身が主体となるが、省政府の経営する国民職業補導中心も職業紹介とあわせて募集業務を担当し得る。</p>	
(3)訓練生に対する訓練期間中における身分及び給与、待遇等	<p>高中卒の者には大体はじめの半年は1日10NT\$, 後半の半年は1日7~12NT\$の手当を与えている。その内容は小遣銭、実習手当である。訓練修了後就業義務期間が2年あるが将来はこの制度は廃止する方針である。</p>	
(4)訓練生の訓練修了後における取扱い及び進路(将来像)修了証書の授与、公的証明制度、資格試験免除(技能検定等)就職斡旋の具体策	<p>訓練修了者の就職はきわめて容易である。</p> <p>訓練修了者に対しては經濟部が修了証書を交付する。</p> <p>訓練修了者についても将来特別訓練(再訓練等)を経て職員更に幹部になる基礎が与えられ、昇進の途もひらかれる。</p>	
9.日本人要員の待遇について		
(1)予定されている日本人要員用宿舎の状況		(1)別途文書で確認の結果左記のとおり
(1)位置 (2)宿舎の規模	<p>台北市、高雄市あるいはその近郊 適当な小家族の新式家屋</p>	

日本側質問事項	中 華 民 国 側 解 答 事 項	備 考
<p>(イ)宿舎の什器</p> <p>(2)日本側要員の着任にあたり宿舎の提供がまにあわない場合のホテル等の斡旋提供について</p> <p>(3)特権免除として所得税（関税免除の対象 期間 家族の取扱へ）等のほか日本人専用の食料品等について入国時のみならずその後引き続き関税免除の措置がとれるか</p> <p>(4)勤務期間中の疾病等について本人及び同伴家族に対し医療施設の完備した病院で無料診療が可能か</p> <p>(5)公務旅行に要する費用は1人1カ月どの位の額の出費が可能か</p> <p>(6)休暇制度について</p> <p>10.供与機械器具について</p> <p>(1)機械器具の輸送先はどこか</p> <p>(2)機械器具の据付けまでの一時保管場所はどこか</p> <p>(3)供与機械器具の現地修理の可否（中華民国側負担）</p>	<p>家庭用具の必需品は中華民国側で供給する。</p> <p>提供する。</p> <p>北区センター 基隆市 } 引渡しはそれぞれの埠頭渡し C. I. F方式 南区センター 高雄市</p> <p>北区センター 北区センター又は台湾造船公司器材庫 南区センター 南区センター又は台湾機械公司器材庫</p> <p>可能</p>	<p>(2) 同上</p> <p>10.別途文書で確認した結果左記のとおり</p>

日本側質問事項	中 華 民 国 側 解 答 事 項	備 考
(4)供与機械器具の部品現場補充の可能性(中華民国側負担)	一般的なものでは現地補充可能。特殊なものについては日本から購入することとなるが、その場合でも経費の中国側負担可能。(訓練開始後1年間程度の間が必要となるものは日本側提供を希望、この件は日本側も了承)	
(5)補充品に対する措置(中華民国側負担)	現地購入又は自作可能なものについては現地調達、その不可能なものについては外国から購入する。	
(6)訓練用各種資材の現地調達の可否(中華民国側負担)	現地調達可能	
(7)機械及び装置の据付け工事施行責任者又は指導技術者を置くことの可能性	据付けは中国側実施可能(肥料会社のプラント設備をやった経験がある。然し特殊なものについては必要な場合もあろう。むしろ Layout の指導を強く希望する。	
11. 中華民国担当官の氏名とその権限		
(1)訓練担当	徐 立德氏(經濟部人事処処長兼国营事業委員会第三組長) 北区センター 薛 培 助(センター副主任) 南区センター 姜 畏 三(")	
(2)機械担当	北区センター 林 賓 賢(センター実習工場主任) 南区センター 張 心 良(")	
12. その他		
(1)メートルサイズか	メートル制(G. G. S 単位採用) 公尺メーター 公分シリメーター 公厘センチメーター 公斤 kg 公厘 mm モーター 馬力 電力 KW	12. 別途文書で確認した結果左記のとおり
(2)次の関係法規の名称と入手の可否		
(イ)工場関係	工場法	
(ロ)機械関係	同上	工場法及び工場安全衛生施設規則草案全文入手
(ハ)労働関係	" }	
(ニ)衛生関係	" }	
(ホ)安全関係	" }	
(ヘ)職業訓練関係	未定	
(ト)その他		
(3)技能検定制度について	公営事業の専門家が参加し、内政部において起草中。昨年14職種について技能競争を実施し、1等3万円、2等2万円、3等1万円の賞金を出した。将来は技能検定制度へ移行の方針。技術士一(試験合格者)→技術士(1等、2等、3等の3ランク)(技術士は Technician)	

日本側質問事項	中 華 民 国 側 解 答 事 項	備 考
(4)初等中学校 初等職業学校 及び高等職業 学校について (イ)教育内容 (カリキュ ラム)及び 最終学力の 程度 (ロ)入学資格 (ハ)卒業後の 資格 (ニ)卒業後の 進路(進学 就職等) (5)国連関係施 設について (イ)名称 (ロ)所在地 (ハ)性格 (ニ)要員氏名	初級中学の数学及び理科の教科内容については参考資料「中華 民国における初級中学の数学及び理科の教科内容について」参 照。	(5)「調査交渉の 概要」参照

「予備調査団調査結果に基づく中華民国側設置構想(案)」

1. 件 名

本部の南北訓練センターの各種訓練及び管理制度，要点に関する研究草案
 の件稟議相成度可然哉

(説 明)

本部所属事業の南北訓練センターの建物新築工事は次第に完成しつつあり，
 日本方面よりの協力事項もまた積極的に交渉中である。両センターの業務は
 逐日推行しており，各種の訓練及び管理制度と標準等を先づ統一して研究す
 る必要に迫られ，両センターの関係者と打合せの結果その原則要点及び其の
 他の事項に就き下記の通り報告する。

(1) 訓練クラス別名称の統一について

1. 技工養成班(Entry Workers Training Program)

① 申種(Class A) - 高校(高級職業学校)卒業生を募集し，工程の

特性及び需要により6～12カ月の訓練を実施する。(必要あらば高級工業卒業生にして関係ある学科を修業した者を募集し、之に10～20週間の速成訓練を実施することを得)

- ② 乙種(Class B) - 国民中学或は初級工業卒業生を募集し工種の特
性及び需要により、12～18カ月の訓練を実施する。(必要あらば
学徒制度の訓練方法を参考にして其の訓練期間を2年まで延長するこ
とと得)

2. 技術工在職訓練班(In-Service Training Program)

- ① 技術工研修班(Up-Grading Training Class) - 各事業の業務
発展の需要により在職中技術工に或種の技能或は知識の研修訓練を実
施する。
- ② 技術工再訓練班(Re-training Class) - 在職中の技術工の仕事
に対する要求に応ずるとともに現職の能率を高めるために訓練を実施
する。
- ③ その他の訓練班(Other Training Program) - 特殊の仕事の需
要により命名し開設する訓練班である。

(2) 訓練の内容に関する規定

訓練内容は、学科、基本の技能訓練、生産の技能訓練の3項目を包括し
学科の訓練は、25～30%の時間を超えないことを原則とする。

(3) 訓練期間の諸給与

実物給与と生活手当及び生産実習手当の3種類に分ける。

1. 実物給与 - 食事、宿泊、作業服等を支給するのが原則であり、場所の
収容量或はその他困難がある時は現金に換算して支給することを得る。
2. 生活手当 - 食事、宿泊、作業服を現物給与する外に④記の規定により
これを支給する。

小遣銭：高校(高級職業学校)卒業生に対しては、6カ月までは日給

10元、6カ月以後12カ月までは日給12元を支給する。

中学（初級職業学校）卒業者に対しては、6カ月以後12カ月までは7元、13カ月以後18カ月までは日給8元を支給する。

（学徒制による訓練は契約による規定に従い、之を支給する。）

3. 生産実習手当－訓練中の学生は基礎訓練を経た後工場に入り生産技能の訓練を受け、この期間にはその担任する仕事の難易軽重と成績の良悪により、生産実習手当を毎月180元乃至360元（或は日給6元乃至12元）支給することを得る。実習半日の時は半額支給する。

以上各種の給与は、毎月の総合所得が訓練終了後勤務の時の給与を超えてはならない。

(4) 訓練終了後勤務する時の工別等級に関する規定

入学時の資格	訓練期間	訓練終了後勤務時の工別等級
高職校卒業	6カ月	評価職位6等1級～7等1級（ $\frac{1,308}{1,392}$ 元）
〃	7～12カ月	評価職位7等1級～8等1級（ $\frac{1,392}{1,476}$ 元）
中学初職卒業	12カ月	評価職位4等1級～5等1級（ $\frac{1,140}{1,224}$ 元）
〃	18カ月	評価職位5等1級～6等1級（ $\frac{1,224}{1,308}$ 元）

(5) 訓練する工別の区分

1. 北区センター 令作工，電気溶接工，機械工，仕上工，電気機器工及び機械製図工等の6種類を主とし，必要に応じてペイント工の1種を増加することを得る。
2. 南区センター 冷作工，電気溶接工，機械工，仕上工，電気機器工，鋳物工，木型工，機械製図工の8種を主とし，必要に応じて金型工の1種を増加することを得る。

(6) 民営会社の委託訓練を引受ける問題について

原則上これを引受ける。但し一般の民営企業は，訓練費用を負担することに対し，現在気乗り薄のため日本からの機器設備の提供及びその設備完成後に押進めて行くこととする。

(7) 訓練センターの経費予算について

1. 編成済の1969年度の経費予算は、経済部の命令により新たに編成し、尙日本の専門家來台後の事務費用を見込んで増加計上のこと。
2. 両センターの行政経費は将来正式機構として予算を正式に編成し、国庫より予算を直接分与する。現在の行政経費と訓練業務の経費は、暫時事業会社の割勘方式で賄う。但し訓練の経費は下記の方式により処理するものとする。
 - ① 各事業会社の割勘の経費を前払訓練費用とし、若し同一年度内において、受託訓練の人数に要する経費が割勘費用以下の場合は別にこれを追徴しないこと。
 - ② 訓練センターは、会計年度終了後実際の訓練の実績と訓練の経費の支出状況と国営事業委員会に報告し、その審査を受けること。
 - ③ 第5項に掲げた共同性の需要によって各種の技術工を南北両センターにおいて訓練せる場合は、各事業会社によって個別的に募集訓練をしないこと。之によって経費と人力を節約すべきである。
- (8) 経済部関係の各種職業訓練の業務を推進するため国営事業委員会の下に「職業訓練顧問委員会」を設立するよう建議し、之によって経済部所属事業の技工訓練に関する政策性の事項を計画する。例えば、技能訓練の標準の審議とその採用、訓練すべき人員の分配、職業訓練法規の作成と試行等の計画に従事せしめる。
- (9) 日本の実施調査団来華前に準備すべき事項、
 1. 我側で準備できるものを早くリストし、例えば教学の設備及び教卓及び椅子等4月末までに十分のリストを経済部宛に報告提出すべし。
 2. 借用している設備は、リストに入れないこと。
 3. 訓練の可能容量及び日本の援助を要する設備につき変動ある時はリストして経済部宛に別段報告すべし。
- (10) 訓練の実施方法と学生の管理規則の統一に関する事項
北区センターは、この会議で定められた原則により、之が統一を策定の上、その試案を審議の上、経済部に提出決定を仰ぐこと。

Ⅱ 設 置 構 想

1) 設置の意義

中華民国における産業経済は、最近急速に成長発展を遂げつつあり、ことに高度生産技術の導入に伴い、技能工、生産工程従事者の体質改善は焦眉の急務となっている。

一方、労働経済の面から概観すれば、生産年齢人口に対する就業人口の比率は、まだ低率であり、また農林漁業等第一次産業就業者の占める割合は約45%にあっており、就業構造の近代化を図ることにより大量の労働力を製造業を中心とする第二次産業に投入しうる状況にある。

中華民国政府は、数次にわたり経済建設計画を策定し、これを着実に推進しつつあるが、現在までの過程においては外国資本と輸入技術によって順調な成長発展がもたらされているものと思料される。今後の中華民国の課題としては、いわゆる自力で産業経済の拡大発展を図っていく必要があり、そのためには、人力政策を特に重視する必要がある。こうした事情を反映し著しく立ち遅れている分野である人力政策について、行政院国際経済合作発展委員会が人力発展計画を策定し、人口政策、教育、経済政策との配合、技術・技能訓練・生活水準の上昇と社会保障等広汎にわたり、長期、中期及び短期に分けて具体的施策を設定し、これを強力に推進しようとしている。このことはまことに時宜を得た施策といふべきであるが、これが実施の具体化に当り、技能工、生産工程従事者の養成・確保という面からみた問題の所在を以下、科学技術教育及び職業訓練に焦点をおいて述べることにする。

その1は、学校教育と関連した問題である。

産業の高度工業化を進めるに当って、人力の面における主たる要因は科学・技術・技能の三位一体化にあるといわれ、この三要素が密接に結合し、均衡を保って伸張することにより、初めて高度工業化が進展する

ものと思料される。

中華民国においては、理科教育、科学教育が漸次拡充を見つつあり、科学・技術の分野を担当する人材は研究院所や自然科学系大学卒業者の中から、さらには理工系二年制専科学校、三年制専科学校、五年制専科学校、の卒業者のうち、優秀なる者をもって、これに充てることが可能であろうが、技能の分野を担当する、いわゆる技能工、生産工程従事者に対する学校教育側の配慮は、全く等閑視されていると云っても過言ではない。

現在、中華民国においては、国民教育が9ケ年に延長され、前期中等教育の拡充強化が図られつつあるが、この結果現在75%を占める後期中学教育（普通高中、高等職業学校）進学率は、しばらくの間は下降線をたどることとなろう。しかしこの傾向は、国民生活水準の向上と教育意識の高揚と相まって、やがては後期中等教育進学率の急激な上昇へと変化することが予測され、技能工、生産工程従事者の給源の大宗をなすべき国民教育修了者の絶対数は逐次減少していくものと予想される。

元来、教育の高度化が進展し、より高い知性を有する国民の比率が上昇することは、決して否定すべき事象とは云えないが、問題はその構成と教育内容にある。すなわち、各人がそれぞれの適性と能力に応じて、それにふさわしい職務を担当するという姿の定理にかなって力のある構成とすべきである。古来、生産工程において、物を作る人は、若いうちから基礎的な「技」を着実に習得し、これを集積することが肝要と伝えられている。生産設備の機械化・自動化が進んでも、その根底をなすものは生産技能である。幅の広い、応用のきく、より高度な技能者の層が厚くなることは、将来の中華民国産業の生産力につながる極めて重要な課題と云えよう。現在、中華民国においては、教育制度の改革が検討されているようであるが、その改革に当っては、前期・後期の中等教育を通じて、技能教育を導入する方策を進められることが強く望まれるのであ

る。

その2は、職業訓練制度の段階的・体系的整備の問題である。

現在、多くの先進工業国の事例を引用するまでもなく工業乏困を目ざす諸国は、科学・技術教育の振興と相まって、職業訓練制度の充実と投資に異常な熱意を注いでおり、職人は、年期をかけ、見様見まねで、職人自身の努力によって、技能を習得していくものであるとする考え方は今や前時代的なものとなりつつある。自国の生産は、その国の国民の手によって行なうとするならば、技能に関する職業訓練の制度について早急かつ真剣に検討することが望まれる。

中華民国における職業訓練の現状は、国営企業が行なう職業訓練が主体となり、その他私企業においても見習工的な訓練が行われているが、何れも単能的技能についての速成訓練であり、技術革新等から要請される技能の高度化に順応する柔軟性に欠けているものと推測される。中華民国の産業経済は、近時急激な発展を遂げており、ある意味においては急激な量的要求を満たすため、やむを得ざる事情の存在することは理解できるとしても、可及的すみやかに段階的・体系的職業訓練制度の創設と、職業訓練の技術的・専門的内容の整備を行なうべきであると思料される。

その3は、技能尊重の気運を醸成することである。

中華民国もまた日本も同様であるが、物を作ることを考える人、すなわち科学者、技術者は社会の上層段級、知識層として尊敬され、物を作る人、すなわち技能者は、科学者、技術者に後属し、社会の下積みとしてさげすまれる風潮があるが、中華民国においては、教育制度の全般的改革に当って、技能工の頂点となるべき職長を養成するため領班訓練学校を創設し、職業訓練を終了し一定の資格を有するものの教育を行ないそれにふさわしい所遇を行なうとする企てのあることは、まことに時宜を得た方策と考えられる。

本調査団は、以上のような諸問題の理解の上になつて、国民教育経済及び後期中等教育修了者（普通高中卒業者のうち、上級学校進学者並びに高等職業学校卒業のうち、理工系上級学校進学者をそれぞれ除く。）を対象とする基幹的技能工訓練と、現に就業している雇用労働者、兵役終了者等を対象とする専門的技能訓練の必要性を認識し、かつ今回設置される職業訓練センターが中華民国における職業訓練のパイロット的役割りを果たすことを期待し、これを設置すべきものとした。

2) 設置，運営の基本

中華民国職業訓練センターは、經濟部所属、国营事業委員会の下部組織として、北区（基隆市和平島平一路三十三号）及び南区（高雄市成功二路二号）に設置され、職業訓練顧問委員会の助言を得て運営される。職業訓練センターの管理運営の最終的責任は、国营事業委員会執行長の権限に属するが、具体的事項については、同委員会人力部長が委任をうけて遂行する。

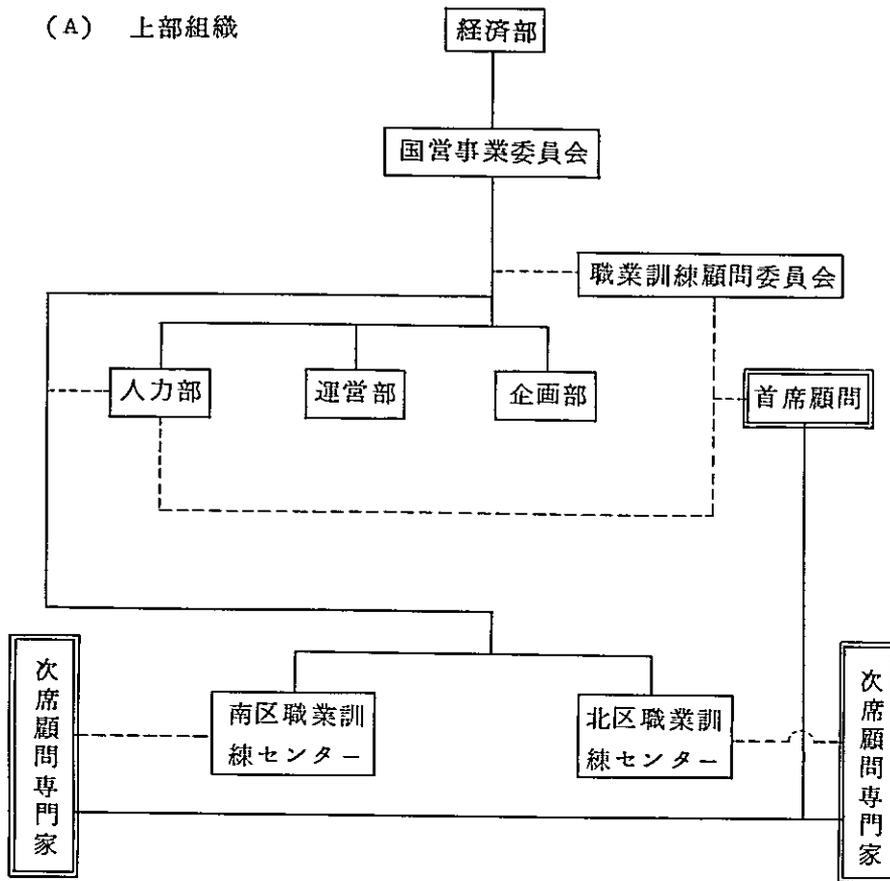
日本国政府は、中華民国職業訓練センターにおいて実施される職業訓練に関し、技術的専門的事項についての援助を行ない、中華民国經濟部又は国营事業委員会等において企画立案される。職業訓練制度の段階的体系的整備、職業訓練計画、職業訓練基準の設定、職業訓練技法の開発等についての助言を行なうため、職業訓練首席顧問、同次席顧問（原則として、職業訓練専門家を派遣する）及び職業訓練専門家を派遣する。

日本から派遣される要員のうち、職業訓練首席顧問、同次席顧問は、中華民国側の要請に基づき、職業訓練顧問委員会の構成員としての地位が与えられるものとする。

(1) 管理，運営組織

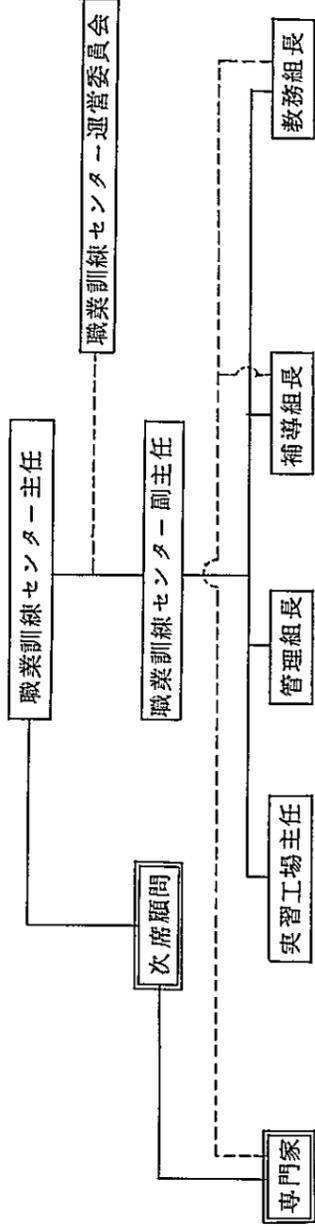
職業訓練センターの管理，運営組織は、次のとおりとする。ただし事情により一部変更されることがありうる。

(A) 上部組織



(注) は、日本国側派遣要員の配置を示すものである。

(B) 職業訓練センターの組織



- | | | | | |
|---|--|--|---|--|
| <p>① 責任ある上部機関の指揮の下に、教務組、補導組等における技術的事項に対し、助言、援助を行なう。</p> <p>② 学科及び実技の訓練を担当するに当たっては限り中菲民国側指導員の訓練技法に対する助言、援助を行なうよう努める。</p> | <p>保守・安全
訓練用機械器具の保守・安全調整</p> <p>① 課程別、職種別実習工場使用計画の調整(ローテーション)</p> <p>② 実習工場の規律保持</p> <p>管理
① 訓練用機械器具の発注及び検収</p> <p>② 実習材料の発注及び検収</p> <p>③ 実習工場における財産、物品の管理</p> <p>④ 電気、ガス、危険物の管理</p> | <p>文書
公文書の收受、発送
人事厚生</p> <p>① 職員の任免事務</p> <p>② 人事記録の整理</p> <p>③ 給与計算</p> <p>④ 福利厚生</p> <p>予算管理
① 歳入、歳出予算の作成</p> <p>② 経費及び物の決定</p> <p>③ 物品購入及び売払い契約</p> <p>④ 債権、債務に関する事項</p> <p>⑤ 現金出納事務</p> <p>物品管理及び財産管理
① 物品の検収(ただし実習工場にかかるものを除く。)</p> <p>② 物品の出納(ただし実習工場にかかるものを除く。)</p> <p>③ 財産管理(ただし実習工場の財産を除く。)</p> | <p>訓練管理
① 訓練計画の設定</p> <p>② 指導員の割当て、配置</p> <p>③ 訓練生の選考</p> <p>④ 訓練水準の調整</p> <p>調査開発
① 生産技術の改良の調査</p> <p>② 訓練技法の開発研究</p> <p>③ 適性検査</p> <p>④ 作業分析</p> <p>⑤ 訓練記録の整理</p> | <p>教務
① 課程別、職種別の施設使用計画</p> <p>② 課程別、職種別訓練定員の決定</p> <p>訓練生
① 訓練生募集計画</p> <p>② 応用実習及び生産実習の現場配置</p> <p>③ スクラージの実施計画の作成</p> <p>④ 訓練生の管理(服務規律等)</p> |
|---|--|--|---|--|
- 寄宿舎管理
① 寄宿舎における訓練生管理
② 寄宿舎使用計画
- 作成
① 課程別、職種別指導要領の作成
② 教科書、作業指導票の作成
③ 補助教材(視聴覚教材を含む)の作成
④ 技能照査基準の作成及び実習工場の財産を除く。)
- ⑤ 訓練計画
⑥ 安全衛生基準の設定
- 所外訓練生の指導
① 実技教習簿の検討
② 所外訓練生の訓練状況祝祭
③ スクラージの実施(応用実習、生産実習課程の訓練生を対象)

(注)

- 1) 本組織には、守衛、自動車運転手、タイピスト、その他庁務要員は含まない。
- 2) 本案は、中華民国側の実情により変更されることがある。
- 3) 職業訓練指導員は、補導組の分掌業務のうち、主として訓練指導にかかると部門の業務を担当する外、可能な限度においてその他の部門の技術的・専門的業務について協力するものとする。
- 4) 職業訓練指導員の員数は、おおむね訓練生10人について1人を基準とし、訓練の難易により増減するものとする。
- 5) 職業訓練指導員の任免及び職務評価は、主任及び副主任の職務とすること。

(2) 日本国側派遣専門家の職務

日本国側において派遣する職業訓練首席顧問及び同次席顧問並びに職業訓練専門家は、中華民国側の権限を有する関係機関からの要請をうけ、職業訓練の技術的・専門的事項に関し、おおむね次の内容の助言、援助、協力を行なうものとする。

A 職業訓練首席顧問

- (1) 中華民国側の権限を有する機関の委嘱をうけて、職業訓練顧問委員会の委員となり、その職務を遂行すること。
- (2) 職業訓練制度の段階的・体系的整備についての助言を行なうこと。
- (3) 職業訓練長期計画の策定について必要な援助を行なうこと。
- (4) 中華民国職業訓練センターの技術的・専門的事項について一般的な助言、援助、指導を行なうこと。
- (5) 職業訓練課程、職種、訓練目標、訓練期間及び教科内容等職業訓練基準設定に関する一般的助言、援助を行なうこと。
- (6) 職業訓練指導員資格及び選考方法の基準の設定に関し、助言、

援助を行なうこと。

(7) 技能評価に関する基準及び測定についての指導を行なうこと。

B 職業訓練次席顧問

(1) 中華民国側の権限を有する機関の必要性により、要すればその委嘱をうけて、職業訓練顧問委員会の委員又は専門委員となり、その職務を遂行すること。

(2) 職業訓練センター主任に意見を具申し、指示を得て副主任の協力のもとに、職業訓練に関する技術的・専門的事項の実施に関し助言、援助、指導を行なうこと。

(3) 職業訓練課程及び職種別、訓練目標、訓練期間及び教科内容等作成の総括、調整を行なうこと。

(4) 職業訓練センターの建物、付帯設備の改善について助言し、訓練用機械器具、実習材料の選定について指導を行なうこと。

(5) 職業訓練指導案の調整及び訓練技法の一般的指導を行なうこと。

(6) 職業訓練用教科書、補助教材の選定又は作成に関する一般的指導を行なうこと。

(7) 技能評価に関する基準の設定及び測定方法についての一般的調整を行なうこと。

(8) 日本国側職業訓練専門家の人事管理を行なうこと。

C 職業訓練専門家

(1) 職業訓練次席顧問の指示をうけて、職業訓練センターにおける学科及び実技に関する訓練を自から担当し、又は必要に応じ、中華民国側職業訓練指導員に対する訓練技法の指導援助を行なうこと。

(2) 中華民国に適合する訓練技法の開発研究を行ない、訓練効果の向上を図る措置を講ずること。

(3) 中華民国側職業訓練指導員と協力して、担当職種についての職

業訓練課程別，訓練目標，訓練期間及び教科内容等を設定すること。

- (4) 中華民国側職業訓練指導員と協力して，職業訓練指導要領及び指導案を作成すること。
- (5) 職業訓練用教科書，補助教材の選定又は作成について指導を行なうこと。
- (6) 技能評価に関する基準及び測定方法についての具体的指導を行なうこと。

3) 訓練課程，訓練職種等

(1) 訓練課程

訓練課程については，予備調査団段階において

技術練習工訓練 (Apprentice) 初等中学卒を対象とする 1
ケ年全日制課程

技術養成工訓練 (Skilled-Workers) 高等職業学校卒 (兵
役終了者) を対象とする 6 ヶ月以上 1 年以下の全日制コース

特定訓練 (Special Class) 事業所の要請に基づき雇用労
働者を対象とする 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の全日制又は定時制
コース

が提案され，本案に基づき中華民国側においては実施調査団来華までの
間に検討を加えた結果，技工養成班 (Entry Workers Training -
Programme)

甲種 (Class A) 高卒を対象とする 6 ヶ月乃至 1 2 ヶ月の全
日制訓練 (必要に応じ高級工業卒であって関係ある学科を修
了した者を対象として 1 0 ~ 2 0 週間の速成訓練を実施する
ことができる。)

乙種 (Class B) 初級中学卒或は初級工業卒を対象とする 1
年乃至 1 年 6 カ月の全日制訓練 (必要に応じ学徒訓練制度を参
参考とし訓練期間を 2 年迄延長出来る。)

技術工在職訓練班 (In-Service Training Programme)

技術工研修班 (Up-Grading Training Class) 各事業所
の業務発展の需要により在職中の技術工を対象として行なう
ある種の技能あるいは知識の研修訓練

技術工専訓練班 (Re-Training class) 在職中の技術工の
業務に対する要求に応ずるとともに現職の能率を高めるため
の訓練

その他の訓練班 (Other Training Programme)

特殊の業務の需要により開設する訓練班

が提案された。

本実施調査団としては、上記の諸点を考慮に入れつつ、中華民国産業における技能労働力需給状況についてあらゆる角度から検討を加えたのであるが、前述の通り、中華民国産業経済の成長率は極めて高く、かつ、4か年を計画期間とする経済建設計画は、常にその計画を上回る実績を収めており、この傾向は、今後においても持続される見通しであることが明確となったので、主として、

- ① 中華民国産業において将来産業の中核となる技能工としてはいかなる像を想定すべきであるか
- ② 当面中華民国産業が緊急に要求している技能者の需要をいかに充足すべきであるか
- ③ 中華民国における職業訓練制度のあるべき姿はいかなるものであるか
- ④ 熟練工養成コースの外に考えられる訓練コース（例えば職長訓練コース中堅幹部養成コース等）はいかなるものであるか

の4点に焦点をしぼり、政府関係者の意向、民営・公営企業の実態、訓練担当者の意見等を調査する一方、今回のセンター設置については、中華民国側において建物の建設に必要な経費を計上し、既に建設工事に着工しているという実情についても考慮を払いつつ検討を加えた結果、本訓練センターにおいて設定すべき訓練課程としては、基幹訓練課程及び專業訓練課程の2コースが適当であるとの結論に達した。

すなわち、基幹訓練課程は、初級中学卒又はこれと同等の者を対象とし通常一人前とされる技能工（所謂 All-round-Skilled Worker としての素地を有する熟練工）を養成する長期の熟練工養成訓練であり、将来の中華民国産業第一線の中核となるエリート技能工の養成を目指し、かつ、

中華民国における職業訓練制度の中心となるべきコースである。

專業訓練課程は、主として中華民国産業が緊急に必要としている技能工の需要に応えるとともに技術・技能の変革に即応するための課程であるから当面は主として単能工養成を目途とする比較的短期のコースを中心とし必要に応じ主として雇用労働者を対象として再訓練、追加訓練、単元訓練等も併せて実施し、技能者の育成過程のそれぞれの時期段階において必要とされる訓練を行なって躍動する中華民国産業の実態に即応してゆこうとするものである。

従って、專業訓練は、産業界の要請に応じ、そのニーズに十分こたえられるものとして運営されなければならないものであるから、これが訓練内容、訓練期間等を決定するに当っては、民間産業の代表、公営企業の代表訓練センター関係者、関係政府機関の代表等からなる委員会を設置し、この委員会における決定を基本としてその運営を図ることが望ましい。

なお、前記4項目中、第4の項目に掲げる職長訓練等については、中華民国における職長訓練の実施状況、領班訓練学級（職長訓練を目的とする定時制訓練学校）の構想も考慮に入れ当面両センターにおけるコース設定は保留することとした。

(2) 訓練職種

本計画における訓練職種の決定については、さきの予備調査団において協力職種部門として次の提案がなされた。

1. 鉄工・製かん工コース
2. 溶接工コース
3. 機械工コース
4. 電気機器工コース
5. 機械製図工コース
6. 鋳物工コース
7. 木型工コース

注 6, 7については南区センターのみに設置するものとし, 5, 6, 7についての設備等は全て中華民国側において準備するものとする。

更に中華民国政府としてはこの案をベースとして設置職種の検討を行なった結果,

北区センターについては,

冷作工, 電気溶接工, 機械工, 仕上げ工, 電気機器工及び機械製図工の6種とし, 必要に応じ塗装工を追加する。

南区センターについては

冷作工, 電気溶接工, 機械工, 仕上げ工, 電気機器工, 鋳物工, 木型工及び機械製図工の8職種とし, 必要に応じ金型工を追加する。

という案が掲示された。

以上の事実をふまえ, 本調査団としては中華民国における技能労働力の需要の実情につき, 中期人力発展計画(民国56年7月~61年6月)(参考資料参照)の検討, 関係者の意見聴取, 関係企業の実態調査等を行なった結果, 中華民国側提案の通り北区訓練センターについては6部門, 南区訓練センターについては8部門について訓練を行なうことが適当であると判断した。

そこでこれらの職種をベースに具体的訓練職種の検討を行なったのであるが, 南北両訓練センターの特色を明確にしつつ, 調査団として基幹訓練課程の職種として決定したものは次のとおりである。

北区訓練センター

造船鉄工

機械工(造船関係)

内燃機関組立て工

溶接工(造船関係)

造船電気工

造船製図工

南区訓練センター

製かん工

機械工（一般産業機械関係）

機械組立て工

溶接工（製かん関係）

工場電気工

機械製図工

鋳物工

木型工

基幹訓練課程における訓練職種として上記職種が決定され、これらの職種が決定され、これらの職種についての訓練を行なうに必要な機械設備が設けられることとなるので、專業訓練についても実効を伴う訓練は、これらの職種の範囲に限られることは当然である。

次に、調査の過程において、北区訓練センターにおいては塗装工について、又南区センターにおいては金型工についての訓練実施の希望が述べられたが、それぞれ下記のごとき理由により、当面これは保留することとした。

塗装工 造船部門における船体塗装、化学部門における各種装置の塗装等は、現在中華民国公営企業においては下請業者にこれを行わせているが、塗装工の技能水準が低いため適当な塗料の選定、十分なサビ止め処理等が行なわれないため、毎年の塗装に要する経費が相当な額を占めている現状から、これが設置方要望があったものであるが、①塗装業種の範囲が極めて広範囲にわたり、又、その技能の深さについても訓練単位として取上げるに十分なものであるか否かの実態が十分把握し難いこと。②実施するとしても現在の北区訓練センターの

現在設計中の建物の中に塗装部門実習場を確保する余地がないこと等の理由から、これは将来の問題として保留することとした。

金型工 現在南部地区には、化学工業がおこりつつあり、プラスチック製品等のための金型等金型についての需要が高まりつつある。一方これらの需要に応ずる措置としては、三年制専科学校において1年毎に20名程度の金型関係の技能者が養成されている程度である。

南区は、金属機械工業が将来中心となって発展する予想であるので、是非金型工の訓練を実施したいとの要望があったが今回金型工の訓練についての機械設備を設けることは、他職種の機械設備を犠牲にすることとなり、又、当面供与される機械設備を活用して訓練を行なうということは、金型が一つの訓練職種として確立されたものである以上、いわゆる片手間訓練では十分なことができないという関係もあり、この職種についても今回はこれを保留することとした。これに対し中国側からは次年度において拡充が認められる場合は是非金型工を優先してもらいたい旨強い提案があった。

なお、南北両センターの特色を明確にするため本稿において採用した訓練職種の名称はRecord of Discussion におけるそれを多少Break downしてあるので念のためその関係を示せば次表のとおりである。

	北 区	南 区
1. Machining	機 械 工(造船関係)	機 械 工(一般産業、 機械関係)
2. Cold work	造 船 鉄 工	製 かん 工
3. Bench work	内燃機関組立て工	機械組立て工
4. Welding	溶接工(造船関係)	溶接工(製かん関係)
5. Electricity	造船電気工	工場電気工

最後に、南北両訓練センターにおいて訓練の行なわれる職種につき、中華民国における職務内容（守備範囲）を検討した結果、わが国におけるこれらの職務内容とある程度のへだたりがあることが明らかとなったので参考までにその具体的内容を示せば次のとおりである。

1. 機工（機械工）

中華民国においては工作機械のうち1～2種の工作機械を操作して、2～3の作業要素を応用した切削又は研削加工ができるものを機工と称しているが、わが国の機械工は各種工作機械を操作して切削加工及び研削加工ができ、かつ、これに付随する手仕上げ作業ができるものとしている。なお、中華民国における機械工は高等工職学校の機械科を卒業して工作機械による機械加工作業に従事しているものをいい、機工の一段上位に位置づけられている。

2. 電焊工（溶接工）

中華民国においては下向き，横向き，立て向き，上向きのアーク溶接作業及びガス切断作業ができ、かつ、これに付随する手仕上げ作業ができるものを溶接工として養成し、その上に実際に配属される現場に応じて更に特殊溶接（アルゴンアーク溶接，炭酸ガスアーク溶接又はサブマージアーク溶接）ができるものとしているが、わが国では、この他にガス溶接を加え、知識としては一応溶接法の全般について知っているものとしている。

3. 鉗工（仕上げ工）

中華民国においては各種手仕上げ作業，測定作業ができ、かつ、(1)機械組立て作業，(2)工場配管作業及びこれに付随する管工作，電気溶接，ガス溶接作業，(3)内燃機関の分解，組立て，修理及び調整作業，のうち何れか一つの作業ができるものを鉗工と称しているが、わが国の場合は仕上げ工は独立した職種として手工具及び工作機械による機械部品，仕上げ定盤等の仕上げ作業ができるものとしており、上述の(1)，(2)，(3)の作業についてはそれぞれ機械組立て工，配管工，内燃機関整備工に職種をわけている。

4 冷作工（鉄工，製かん工）

中華民国においては鋼板，丸棒，型钢，鋼管等の鋼材を用い，けがき作業シヤ－，ガス切断機等による板取り，切断作業ができ，手工具及び折曲げ機械等による板の折曲げ，棒材等の曲げ加工作業ができ，かつ，溶接又はリベットによる部分組立て作業及び取付け作業ができるものを冷作工と称しているが，わが国ではこれ等の職務内容をわけて，板金工，製かん工，構造物鉄工，造船鉄工，造船組立て工，車輛組立て工等に職種をわけている。

5 電 工

中華民国においては各種電機器及びこれらを付用した装置，設備の分解組立て，修理及び調整ができ，かつ，これらの機器，装置，設備の据付けに伴う電気工事ができるものを電工と称しているが，わが国では，(1)電工として電気工事及び簡単な電気機器の修理ができるもの，(2)電気機器工として電気機器の分解，組立て，修理及び調整ができ，かつ，電気機器の据付けに伴う電気工事ができるもの，(3)造船電気装工等に職種をわけている。

6 絵図工（製図工）

中華民国においては平面画法，立体画法等，製図に関する一般的な基本作業を習得し，機械，構造物，電機，造船等のうち必要な専門的知識を有し，かつその製図ができるものを絵図工と称しているが，わが国でもその内容は同様であるが，職名として機械製図工，電機製図工，造船製図工，建築製図工等に職種をわけている。

4) 訓練目標，訓練期間，訓練定員等

(i) 訓練目標

中華民国職業訓練センターに設けるべき訓練課程並びに訓練職種は前記のとおりであるが、これらの課程においてこれらの職種に関する訓練を行なう場合、技能の到達目標をどこにおくかということは訓練実施上極めて重要な事柄である。

訓練目標の設定は各種の要素によって制約をうける。すなわち、訓練生の資格，職業訓練指導員の資質，訓練方法の適否，訓練計画の適否，訓練施設の適否等々の要素によって左右されるものであるが、ここでは一応訓練生は国民中学校卒業者と想定し、基幹訓練課程においては後述のような訓練方法により後述の訓練施設で訓練を行なうとして、基幹訓練課程のねらいである中華民国産業第一線をになうエリート技能工たるにたる技能者の像を描き、これを到達目標と設定し、各職種ごとに次にのべるように決定した。

なお、專業訓練については、この訓練目標設定の趣旨にてらし、基幹訓練課程の場合を参考としつつ前述の委員会において決定することが適当と考えられる。

基幹訓練課程における訓練職種並びに訓練目標

① 北区訓練センター

イ 造船鉄工

各種形状立体の展開ができ、鋼板材料に現図けがきができ、動力シヤ、ガス切断機、ボール盤等による板取り切断、穴あけ等ができ、手工具、三本ローラー、アセチレン・水法等による鋼板材料の折曲げ彎曲等の加工ができ、かつ、簡単なアーク溶接、手仕上げ、リベットによるかしめ、火造り等の作業ができ、与えられた図面にもとづき、指導員の一般的な指示のもとに船舶外板、船体ブロック等の鉄鋼材加工、組立て及び検査ができること。

ロ 機械工（造船関係）

旋盤を主とする各種工作機械（形削り盤，フライス盤，ボール盤，研削盤等）を操作して端面，外周，テーパ，ねじ切り，平面，垂直面，斜面，溝，穴あけ，座ぐりなどの切削加工及び研削加工ができ，かつ，手工具を用いたたがねはつり，やすりかけ，きさげかけ，ねじ立てなどの簡単な手仕上げができ，与えられた図面にもとづき，指導員の一般的な指示のもとに造船き装関係部品の製作及び検査ができること。

ハ 内燃機関組立て工

手工具を用いたたがねはつり，切断，やすりかけ，きさげかけ，ねじ立てなどの手仕上げにより，すり合わせ，はめ合わせができ，管の曲げ加工，ねじ切り及び簡単な溶接などでき，かつ，ボール盤，研削盤等による簡単な切削加工及び研削加工ができ，与えられた図面にもとづき，指導員の一般的な指示のもとに，主として船舶用内燃機関及びその附属装置の分解，組立て，修理，調整及び検査，並びにこれに附随する配管工事ができること。

ニ 溶接工（造船関係）

下向き，立向き，横向き及び上向きのアーク溶接作業，下向き，水平すみ肉及び立向きのガス溶接並びにガス切断作業ができ，自動溶接機，自動ガス切断機の取扱い及びガスシールドアーク溶接ができ，かつ，手工具を用いたたがねはつり，やすりかけなどの簡単な手仕上げができ，与えられた図面にもとづき，指導員の一般的な指示のもとに主として船舶関係の溶接，溶接組立て及び溶接修理ができること。

ホ 造船電気工

手工具を用いたたがねはつり，きさげかけ，ねじ立てなどの手仕上げ及びすり合わせ，はめ合わせができ，巻線機による巻線，コア積み絶縁等の作業ができ，電線の接続，器具の接続，がいし引き，その他

の配線作業，接地作業ができ，かつ，金属管の切断，曲げ加工，ねじ切りができ，与えられた図面にもとづき，指導員の一般的な指示のもとに，船舶用電気機器の分解，組立て，修理，調整及び試験並びに船内配線作業及び検査ができること。

へ 造船製図工

機械の要素，機構，機械一般，電気理論，電気機器，機械工作法，材料及び関係規格等に関する知識を有し，かつ，機械の部品図及び組立て図の製図，写図及びスケッチができ，与えられた設計資料，見取図等にもとづき，指導員の一般的な指示のもとに，造船，造機関係の製作図（部品図）及び組立て図の製図，組立て図から部品図の摘出，写図及びスケッチができること。

② 南区訓練センター

イ 製かん工

各種形状立体の展開ができ，鉄鋼材料に現図けがきができ，動力シヤ－，ガス切断機，ボール盤等による板取り切断，穴あけ等ができ，手工具，三本ローラー，プレス機械等による鋼板材料の折曲げ，彎曲絞り等の加工及び管の曲げ加工，ねじ立てができ，かつ，簡単なアーク溶接，手仕上げ，火造り等の作業ができ，与えられた図面にもとづき，指導員の一般的な指示のもとに，ボイラ，圧力容器その他構造物等の鉄鋼材加工，組立て及び検査ができること。

ロ 機械工（一般産業機械関係）

旋盤を主とする各種工作機械（形削り盤，フライス盤，ボール盤，研削盤等）を操作し，インデックスセンタ，サインバーなどの器工具測定器具を併用して端面，外周，テーバー，ねじ切り，平面，垂直面，斜面，溝，穴あけ，座ぐりなどの切削加工及び研削加工ができ，かつ手工具を用いたたがねはつり，やすりかけ，きさげかけ，ねじ立てなどの簡単な手仕上げができ，与えられた図面にもとづき，指導員の一般

般的な指示のもとに，一般工作機械，産業機械（製紙機械装置，紡織機械，セメント機械装置等）などの比較的複雑な大型部品の製作及び検査ができること。

ハ 機械組立て工

手工具を用いたたがねはつり，切断，やすりかけ，きさげかけ，ねじ立てなどの手仕上げにより，すり合わせ，はめ合わせができ，管の曲げ加工，ねじ切り及び簡単な溶接などができ，かつ，ボール盤，研削盤等による簡単な切削加工及び研削加工ができ，与えられた図面にもとづき，指導員の一般的指示のもとに，一般工作機械の分解，組立て，修理，調整及び検査並びに産業機械（製紙機械装置，紡織機械，セメント機械装置等）の分解，組立て，修理，調整及び検査，その他これに附随する配管工事ができること。

ニ 溶接工（製かん関係）

下向き，立向き，横向き及び上向きのアーク溶接作業，下向き，水平すみ肉及び立向きのガス溶接並びにガス切断作業ができ，自動溶接機，自動ガス切断機の取扱い及びガスシールドアーク溶接ができ，かつ，手工具を用いたたがねはつり，やすりかけなどの簡単な手仕上げができ，与えられた図面にもとづき，指導員の一般的指示のもとに，主としてボイラ，圧力容器等の溶接，溶接組立て及び溶接修理ができること。

ホ 工場電気工

手工具を用いたたがねはつり，切断，やすりかけ，きさげかけ，ねじ立てなどの手仕上げ及びすり合わせ，はめ合わせができ，巻線機による巻線，コア積み，絶縁等の作業ができ，電線の接続，器具の接続がいし引きその他の配線作業，接地作業ができ，かつ，金網管の切断曲げ加工，ねじ切りができ，与えられた図面にもとづき，指導員の一般的指示のもとに，工場電気機器設備の分解，組立て，修理，調整及

び試験並びに工場建家の屋側，屋内配線作業及び検査ができること。

へ 機械製図工

機械の要素，機構，機械一般，電気理論，電気機器，機械工作法，材料及び関係規格等に関する知識を有し，かつ，機械の部品図及び組立て図の製図，写図及びスケッチができ，与えられた設計資料，見取り図等にもとづき，指導員の一般的な指示のもとに，工作機械，一般産業用機械等の製作図（部品図）及び組立て図の製図，組立て図から部品図の摘出，写図及びスケッチができること。

ト 鋳物工

砂混ぜ機，砂ふるい機，砂吹き機等の砂処理機械を操作して生型用砂，乾燥型用砂，中子砂，油中子砂及び特殊鋳型用砂の調整ができ，塗型材の調整及び鋳物砂試験ができ，スコップ，へら，筆，わく，定盤等を用いた手込みによる造型作業及びモールドイングマシン，コアブローイングマシン，シエルモールドマシン，炭酸ガスプロセス装置等の造型機械による機械込みができ，たがねはつり，やすりかけ，切断等の簡単な手仕上げ及びグラインダー，ショットタンブラスト等の後処理機械による後処理作業ができ，かつ，炉の基本作業ができ，与えられた図面にもとづき，指導員の一般的な指示のもとに，機械部品その他の鋳物用の現型，ひき型，かき型等の造型，鋳込み及び検査ができること。

チ 木型工

かんな，のみ，のこ，きり，小刀等の木工用工具による板削り，角材削り，丸棒削り，穴ほり，かきとり，のこびき，ほぞつけ，溝つけ等の手加工ができ，くぎづけ，木ねじ締め，その他による緊結，組継ぎ，留継ぎ，ほぞ継ぎ，だほ継ぎその他の継ぎ手及び接着剤による接着等による組立てができ，かつ，現図作業及び丸のこ盤，木工旋盤，糸のこ盤等の木工機械の操作ができ，与えられた図面にもとづき，指

導員の一般的な指示のもとに、割り型、ひき型、かき型等の鋳物用木型の製作及び検査ができること。

なお、造船製図工及び機械製図工については、その職種の性格、内容等からして高卒者を対象として1年間の訓練を行なうことが望ましい旨、中華民国側から提案があり、本調査団も同意している。更にこの職種以外の職種については高卒者等を対象とする訓練については、将来必要に応じ、本訓練コースの中において国民中学校卒業者を対象とする訓練をベースとし、訓練対象の資質を十分考慮に入れ、カリキュラムを編成し(この場合の訓練対象は高卒に限定し、高卒・中卒を混合して訓練することは訓練効果の面からも避けるべきである。)訓練期間を定めて実施し得ることとし当面中卒者を対象とする訓練コースを標準的に設定することにとどめた。

追って、国民中学校卒業者を対象として上記の訓練目標を達成するための訓練内容及びカリキュラムについては、日本側専門家と中華民国側訓練スタッフとの間において詳細検討の上決定すべきものであるが、その一例を示せば次のようになるであろう。

基幹訓練課程における訓練カリキュラムの例

1 機械工（造船関係）

教 科 目	内 容
一 学 科	
1 普通学科	
① 相 関 数 学	角度の換算 長さ，面積，体積，重量等の計算 及び換算 機械関係工業数学
② 体 育	保健 体操
2 専門学科	
① 生産工学概論	工場組織 工程管理 品質管理 工具管理 資 材管理 運搬管理 安全作業 職場規律
② 機械工学概論	機械の要素 機構 機械一般
③ 電気工学概論	電流及び電力 直流と交流 電動機 電気機器 とその取扱い
④ 船舶工学概論	船舶の分類 船体構造 船舶装備 船用内燃機 関 蒸気原動機 その他の機器
⑤ 機械工作法	鋳造 鍛造 溶接 板金加工 切削加工 各種 工作機械の構造，機能，性能及び取扱い法 シ グと取付け具 各種工作機械の試験，検査及び 保全 けがき用具とけがき作業法 仕上げ工具 と作業法 組立て法 測定器具と測定法
⑥ 材 料	鉄鋼材料 非鉄金属材料 非金属材料 簡単な 材料強弱学
⑦ 製 図	用器画法 平面画法 立体画法 読図 スケッ チ 機械製図
二 実 技	
1 基本実技	

教 科 目	内 容
① 測定及びけがき基本作業	長さ，面，角度等の測定 平面，丸棒，中空円筒端面，キー溝，球等のけがき
② 工作基本作業	たがねはつり やすりかけ 弓のこ作業 きさげかけ ねじ立て バイト等の火造りと熱処理 ろう付け
③ 機械基本作業	旋盤の使い方 心出しと心もみ センタ作業及びチャック作業による丸棒切削 穴あけ 穴くり リーマ通し テーパー削り 曲面及び球面削り ねじ切り 金切りのこ盤の使い方 形削り盤の使い方 フライス盤の使い方 研削盤の使い方
④ 刃物研削基本作業	両頭研削盤，刃物研削盤の使い方と手入れ
⑤ 安全衛生作業法	機械，装置等の安全と作業の安全 整理整頓 服装 応急処置 環境の衛生 救急処置
三 その他	中華民国国民として必要な公民，保防常識その他一般教養等

2 溶接工（造船関係）

教 科 目	内 容
一 学 科	
1 普通学科	
① 相 関 数 学	角度の換算 長さ，面積，体積，重量等の計算及び換算 溶接関係工業数学
② 体 育	保健 体操
2 専門学科	
① 生産工学概論	工場組織 工程管理 品質管理 工具管理 資材管理 運搬管理 安全作業 作業規律

教 科 目	内 容
② 電 気 工 学 概 論	電流及び電力 直流と交流 電動機 電気機器 とその取扱い
③ 船 舶 工 学 概 論	船舶の分類 船体構造 船舶装備 造船工学一 般
④ 仕 上 げ 工 作 法	仕上げ工具と作業法 組立て法 測定器具と測 定法
⑤ ガ ス 溶 接 法	酸素・カーバイド・アセチレンその他の可燃性 ガス 溶接装置 溶接棒と溶剤 溶接火炎 溶 接や金 ひずみとひずみの防止 各種金属の溶 接 ガス切断 溶接作業要領
⑥ 電 気 溶 接 法	アーク溶接法の分類 アーク溶接回路 溶接ア ークの特性 溶接棒 アーク溶接機及び附属装 置(電撃防止器を含む) 溶接作業要領 ひず みと溶接部の欠陥 特殊溶接法 溶接部の検査
⑦ 材 料	鉄鋼材料 非鉄金属材料 非金属材料 簡単な 材料強弱学
⑧ 製 図	用器画法 平面画法 立体画法 読図 スケッ チ 造船製図
⑨ 法 規	船級規格その他溶接関係法規
二 実 技	
1 基本実技	
① 測定及び仕上げ基 本作業	長さ、面、角度等の測定 たがねけつり、やす りかけ等の仕上げ
② ガス溶接及びガス 切断基本作業	アセチレンガス発生装置とその取扱い 酸素及 びアセチレンガスポンペの取扱い 調整器の取 扱い 吹管の取扱い 火炎の調整 ビードのお

教 科 目	内 容
③ 電気溶接基本作業	きかた 下向き，水平すみ肉及び立向き溶接作業 硬ろう付け作業 切断作業 自動ガス切断機の取扱い アーク溶接機の取扱い 保護具の取扱い 運棒法 ビードのおきかた及び重ねかた 下向き，水平すみ肉，立向き，横向き溶接作業 特殊アーク溶接作業 試験片の取りかた
④ 安全衛生作業法	酸素及び可燃性ガスによる爆発，火災の防止 感電災害の防止 火傷の防止 安全器具及び防護具の整備 整理整頓 服装 応急処置 保護具の着用 救急処置
三 その他	中華民国国民として必要な公民，保防常識その他一般教養等

(2) 訓練期間

前述のとおり訓練課程として，基幹訓練課程，專業訓練課程が設けられることとなり，基幹訓練の行なわれる職種が決定されたのであるが，これが訓練期間については，訓練対象を中卒者（製図工については高卒者）とし，前述の訓練目標を現有の訓練施設並びに後述の訓練方法によって達成しようとする場合，どの程度を適當とするかについて検討した結果，基幹訓練課程及び專業訓練課程（単能工訓練コースにつき，その標準的なものを示す。）の訓練期間を次のとおり決定した。

北 区	基幹訓練	專業訓練
造船鉄工	3年	1年
機械工（造船）	3年	1年
内燃機関組立て工	3年	1年
溶接工	1年	8ヶ月

北 区	基幹訓練	專業訓練
造船電気工	3年	1年
造船製図工	1年	
南 区	基幹訓練	專業訓練
製かん工	3年	1年
機械工（一般産業機械）	3年	1年
機械組立て工	3年	1年
溶接工（工場）	1年	8ヶ月
工場電気工	3年	1年
機械製図工	1年	
鋳物工	3年	1年
木型工	3年	1年

訓練期間の設定に当り最も問題になったのは、中華民國の産業界における労働力の状況からして1日も早く訓練修了者を現場に送りこみたいということであった。しかしこの点については十分関係者と議論をつくした結果、やはり質のしっかりした者を送り出し、粗製乱造を避けることが結局近道であるとの結論に達したものであり、特に基幹訓練課程については、将来技能検定制度を創設する場合のことも一応考慮に入れて検討し到達した結果である。

なお、訓練時間については年間2,400時間（週48時間、年間50週）として決定した。

(3) 訓練定員

前述の各職種別の訓練定員については、基幹訓練課程及び專業訓練課程（単能工訓練コースにつき、その標準的なものを示す。）について次表のとおり定めた。この訓練定員設定に当っては、建物施設の状況、その中に収容しうる機械設備の状況、これらの施設設備を可能な限り有効に活用しつつ訓練目標を表現していく上の最大可能訓練人員等を基礎とし、最も合理的と考えられる数を設定したものである。

南北訓練センターにおける訓練定員

訓練課程 訓練職種		基幹訓練課程		専業訓練課程 (単能技能工養成)		合計	
		一回の 訓練定員	年間の 訓練定員	一回の 訓練定員	年間の 訓練定員	一回の 訓練定員	年間の 訓練定員
北区 訓練 センター	機械工(造船関係)	20	20	20	40	40	60
	内燃機関組立て工	20	20	20	40	40	60
	溶接工(造船関係)	40	80	40	120	80	200
	造船鉄工	20	20	20	40	40	60
	造船電気工	20	20	20	40	40	60
	造船製図工	40	40	0	0	40	40
	小計	—	200	—	280	—	480
南区 訓練 センター	機械工 (一般産業機械関係)	20	20	20	40	40	60
	機械組立て工	20	20	20	40	40	60
	溶接工(製かん関係)	30	60	30	90	60	150
	製かん工	20	20	20	40	40	60
	工場電気工	20	20	20	40	40	60
	機械製図工	40	40	0	0	40	40
	鋳物工	0	0	20	20	20	20
木型工	0	0	20	20	20	20	
小計	—	180	—	290	—	470	
合計		—	380	—	570	—	950

5) 訓練施設

(1) 設置場所

訓練センター設置の場所としては、經濟部において基隆市及び高雄市を選定し、それぞれ南・北訓練センターの建物を建設中であり、本調査団出発前からこれをセンター施設に当てたいという中華民国側の要望があったので、中華民国到着後直ちに現地を視察した。

北区訓練センターは、基隆駅の北東約 6 Kmにある和平島の台湾造船公司工業に隣接し、平坦な土地で道路に面している。

南区訓練センターは、高雄駅の南約 6 Kmにある台湾機械股份有限公司第二機器廠に隣接し、高雄市工業区の中心にあり、将来の高雄国際空港に通じる幹線道路に面している。

両訓練センターとも、大工場に隣接しているため、地質、地耐力ともに良好で、送電、水利の便も良く、立地条件としては問題ない。

(2) 敷地及び建物

A 敷地

敷地の確保については、両訓練センターとも、經濟部所属の国営企業の敷地の一部を当てたもので、大体正方形をなし、建物の建築に適している。

北区訓練センターは、敷地面積が 6,785 m²で面積のみからみれば、いささか狭隘の感があるが、それをおぎなうため、事務室、寄宿舎、食堂を含めた本館を 6 階建てとし、又実習場を 2 階建てとするなど建築面積をできるだけ少くして敷地をできるだけ広く利用するようにしている。

なお、将来の敷地拡張については、その余地はない。

南区訓練センターは、敷地面積が 14,300 m²で北区訓練センターに比し、余裕があるが、本館を 2 階建て、実習場を平家建てとし、その上寄宿舎、食堂を別棟として設けたため、建築面積が広くなり、

敷地の余白が少くなっている。

なお、将来の敷地拡張については、周囲が空地であるため十分の余裕がある。

B 建物

建物については、すでに両訓練センターともに建築中で、北区訓練センターについては、実習場の拡張部分、本館の地上部分が未着工であるが、本年11月末には完成する予定である。また、南区訓練センターについては、本館、実習場、食堂、寄宿舍とも躯体工事が完了し、内装工事を残すのみで、本年7月末には完成する予定である。

(a) 北区訓練センター

イ 本館

地下1階、地上6階（建面積1,516.25㎡、延面積7,115.36㎡）の鉄筋コンクリート構造で、現在地下1階部分のコンクリート打設が終り、地上部分について工事中である。

なお、各階は次の各室からなり、各室の広さ、建物の向き、教室、事務室等の配置、寄宿舍の避難設備等について検討した結果、不備な点は見当たらない。

地下1階 屋内体育館、食堂、理髪室等

地上1階 講堂、主任室、副主任室、事務室、会議室、視聴覚教室、教室等

地上2階 製図室、教室等

地上3階 図書室、娯楽室、寝室等

地上4階～6階 娯楽室、寝室等

ロ 実習場

地上2階（建面積607.5㎡、延面積1,215㎡）の鉄筋コンクリート構造で、現在すでにアーク溶接工及び鉗工の訓練のために使用している。機械工等の職種増に伴う実習面積の拡張のため

地上2階建て幅10m（廊下幅2mを含む。）、長さ30mの拡張について計画中であったが、機械の配置等から検討した結果、面積が不足するため、これを幅12m（廊下幅2mを含む。）、長さ30m（建面積420㎡、延面積840㎡）に訂正するよう申し入れたところ了承した。また同時に機械工部門の実習場入口の高さが21mしかなく、機械の搬入、搬出に際し不足するので、拡張するよう申し入れたところ、0.5m拡張し2.6mにすることに了承した。

各訓練部門の配置は平面図Ⅿ1のとおりである。

なお、現有建物（増築部分を含む。）の中で、重量機械を必要とする部門、加工材料が比較的大形である部門等を1階に、他の部門を2階にという構想で、各部門を配置した結果、溶接工部門のようにガス溶接部門は1階に、アーク溶接部門は2階にと分離される結果となった。これは、訓練の実施上、職業訓練指導員の指導上等から考えて好ましくないため、東側に更に平面図（案）Ⅿ2のように同一階に溶接工部門を配置するよう幅10m、長さ30mの拡張を申し入れたところ、現在拡張予定地にある炊事場、便所等が本館完成後撤去するため、その敷地跡に増築することに了承した。

(b) 南区訓練センター

イ 本館

地上2階の鉄筋コンクリート構造で、殆んど完成している。

なお、各階は次の各室からなり、各室の広さ、建物の向き、教室、事務室等の配置等について検討した結果、基幹訓練課程及び専門訓練課程の両方を設け、1職種1教室とした場合、教室数が不足するので、現在製図室に予定されている部屋を教室とし、図書室を製図室に、寄宿舎の娯楽室を図書室に当て、娯楽室は食堂

内に設けることについて申し入れたところ了承した。(南区訓練センター本館平面図)また、大教室の代用として2階の教室をアコーデオン壁をもって区画しているが、利用価値が低いため、れんが壁にかえることにし、食堂又は視聴覚教室を大教室として使用することを申し入れたところ了承した。

以上のほか、問題点として、2階の便所数が休憩時間に訓練生が同時に利用する場合不足することがあげられる。

1階 主任室，副主任室，応接室，事務室，視聴覚教室等

2階 製図室，教室等

なお、別棟の寄宿舍，食堂については、不備な点は見当たらない。

□ 実習場

総合実習場と溶接実習場の二棟に分かれている。

総合実習場は平家(建面積 m^2)の鉄筋コンクリート構造で、外装工事は終了し、床工事，電気工事等の内装工事を残すのみとなっている。

溶接実習場は平家(建面積 m^2)の鉄筋コンクリート構造で、内・外装工事とも終了している。

各訓練所内の配置について、関連部門を統轄して総合実習場に設ける予定でいたが、溶接工部門のアーケ光は他部門の訓練の障害となるため別棟とし、総合実習場には、機械工部門，冷作工部門(製かん工)及び鉗工部門(機械組立て工)の3部門と電気部門の配線作業部門にした。その結果、別棟は電気部門の電気機器部門と溶接部門ということになった。

総合実習場の各部門の配置については、材料の搬入，搬出，加工材料の大きさ，使用機械の内容等を考えて決定した。なお、別棟の溶接部門については、実習場の面積が狭隘なため、隣接の材料倉庫の一部を職業訓練指導員室とすることを申し入れたところ

了承した。

c その他

南・北両訓練センターともに職業訓練指導員が、できるだけ実習場にいるように、各部門ごとに職業訓練指導員室を配置した。工具室については、集中管理方式をとることが工具管理上望ましいのであるが、各部門が壁で区画されている（北区）とか、類似の職種がまとまっていない（南区）とかの理由により、各部門ごとに設けざるを得なくなり、訓練生に管理責任を持たせるという意味も加味して各部門に配置した。

また、専門学科の教習については、本館の教室で座学で行なうより、実習場において実技訓練の合い間に実物を提示したり、駆動させたりして教習することの方が、訓練効果が大きいことにかんがみ、各部門の実習場に作業台（机兼用）をできるだけ設けるようにした。

(3) 訓練用機械設備

A 一般的事項

南・北両センターそれぞれ特色があるが、機械設備の選定と配置について考慮した一般的条件は次のとおりである。

(a) 訓練対象者によるもの

前述のとおり、基幹訓練課程、專業訓練課程の2つの課程があり、その対象者の大部分が無技能者であるため、各部門における基礎的技術の付与に必要な機械に主力をおくことに重点をおいた。

(b) 訓練目標によるもの

前述のとおり、訓練目標は基幹訓練課程では将来の中堅基幹工を養成するため多能工的な技能を付与し、專業訓練課程では現場ですぐ役立つ単能工的な技能を付与することをそれぞれ目的とするため、この両方を最大限に満足できる機械とすることに重点をおいた。

(c) 訓練定員によるもの

訓練センターにおいて訓練できる人員には限度がある。すなわち職業訓練指導員の把握能力，訓練効果等から考え，一部門大体30人以下が適当と考えられ，これに実習場の広さを加味し，定員を決定し，定員に対する機械の台数については，基礎的技能の付与に必要な機械について機種を選定し，台数については，見学時間をできるだけ少なくすることに重点をおいた。

(d) その他

将来予想される中国の工業発展にできるだけ寄与できる機械等についても重点をおき，デモンストレーション的な使用頻度の少ない機械については，金属工業発展センター等においてその役割りを果たしているので除外することとした。

B 具体的事項

(a) 北区訓練センター

(i) 造船鉄工

船舶用鋼板の切断，曲げ等の加工の技能を付与するには，20mm程度の厚さの鋼板を加工する機械が必要となるが，機械が相当大型となり，その上高価となるため，一応鋼板加工の基礎についての技能を習得できるよう機種と台数を決定した。

なお，実習場が狭隘なため，現図展開等の作業は2階の現図室で実施することとした。

(ii) 機械工（造船）

各種工作機械の操作のうち，特に基盤となる旋盤作業については，できるだけ広範囲の技能が習得できるよう2人1台を目標とし，他の工作機械についても一とおりの切削加工や研削加工ができるよう機種と台数を決定した。

特にその他に切削工具の熱処理についての技能付与について強い要望があり，必要最少限の装置と試験機の機種と台数を決定し

た。

なお、職業訓練指導員の指導が容易なように機械の間隔をできるだけ広くとり、同一機種は集中して配置した。

(v) 内燃機関組立て工

内燃機関組立ての基礎となる作業は、手工具を用いた手仕上げの技能であるため、これが習得できるよう機種と台数を決定した。

なお、手仕上げの際他人との接触をできるだけ避けるよう作業台を配置した。

(vi) 溶接工

船舶関係の溶接で基盤となるアーク溶接作業については、できるだけ広範囲の技能が習得できるよう1人1台を目標とし、他にガス切断とガス溶接を一通りできるよう機種と台数を決定した。特に造船における鋼板溶接については、自動溶接や不活性ガスアーク溶接の技能付与について要望があり、必要な機種と台数を決定した。

(vii) 造船電気工

船舶の電気配線や電気機器の修理等の基礎となる作業は、手工具を用いた手仕上げ、管加工、配線、巻線等の技能であるため、これらの技能が習得できるよう機種と台数を決定した。

なお、電気配線部門と電気機器修理部門は作業の内容が異質なため実習場を分離した。

(b) 南区訓練センター

(i) 製かん工

ボイラ、圧力容器等の鋼板を加工する技能の習得には、北区訓練センターと同様に困難を生じるので、一応鋼板加工の基礎についての技能を習得できるよう機種と台数を決定した。

なお、実習場内において現図、展開、組立て等の作業ができる

よう配置した。

(ロ) 機械工（一般産業機械）

各種工作機械の操作のうち、特に基盤となる旋盤作業については、大物加工についての広範囲の技能が習得できるよう2人1台を目標とし、他の工作機械についても一とおりの切削加工や研削加工ができるよう機種と台数を決定した。

なお、配置については、北区訓練センターと同様の配慮をした。

(ハ) 機械組立て工

機械組立ての基礎となる作業は、手工具を用いた手仕上げの技能であるため、これが習得できるよう機種と台数を決定した。

なお、配置については、北区訓練センターと同様の配慮をし、また隣接の工場より小型機械を教材として持込まれるよう合わせて配慮した。

(ニ) 溶接工（工場）

製かん、橋りょう関係の溶接で基盤となるアーク溶接作業については、できるだけ広範囲の技能が習得できるよう1人1台を目標とし、ガス溶接及び自動溶接については、造船関係程必要が認められないので、ガス切断及び不活性ガスアーク溶接の技能を習得する程度にとどめ機種と台数を決定した。

(ホ) 工場電気工

工場の電気配線や電気機器の修理等の基礎となる作業は、手工具を用いた手仕上げ、管加工、配線、巻線等の技能であるため、これらの技能が習得できるよう機種と台数を決定した。

なお、配線部門と電気機器修理部門は北区訓練センターと同様の配慮をした。

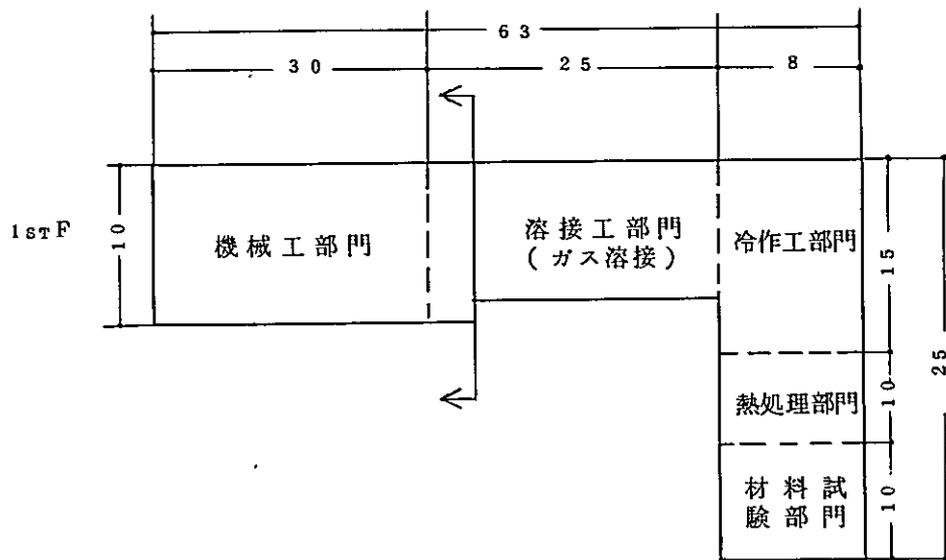
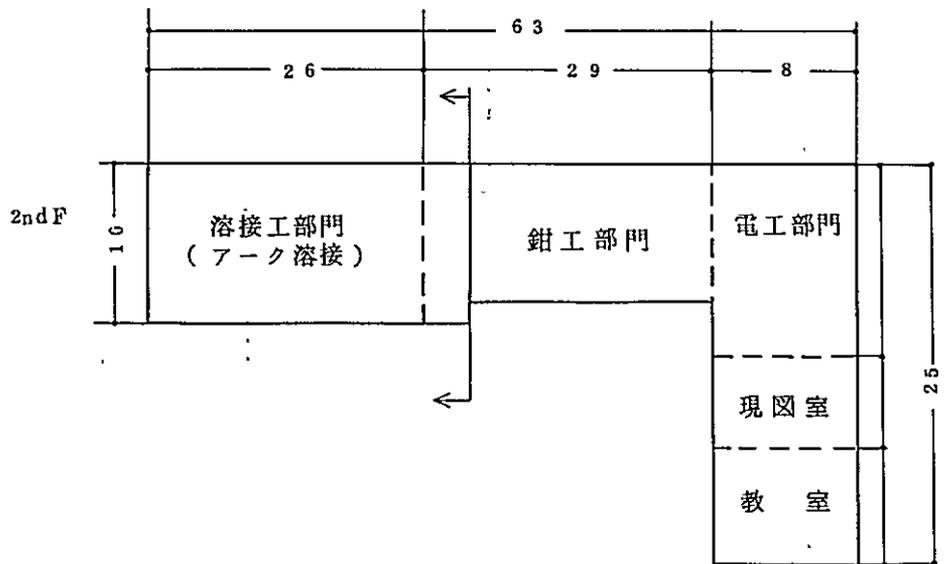
c その他

以上、訓練用設備の機種と台数の決定及びその配置に配慮した点を

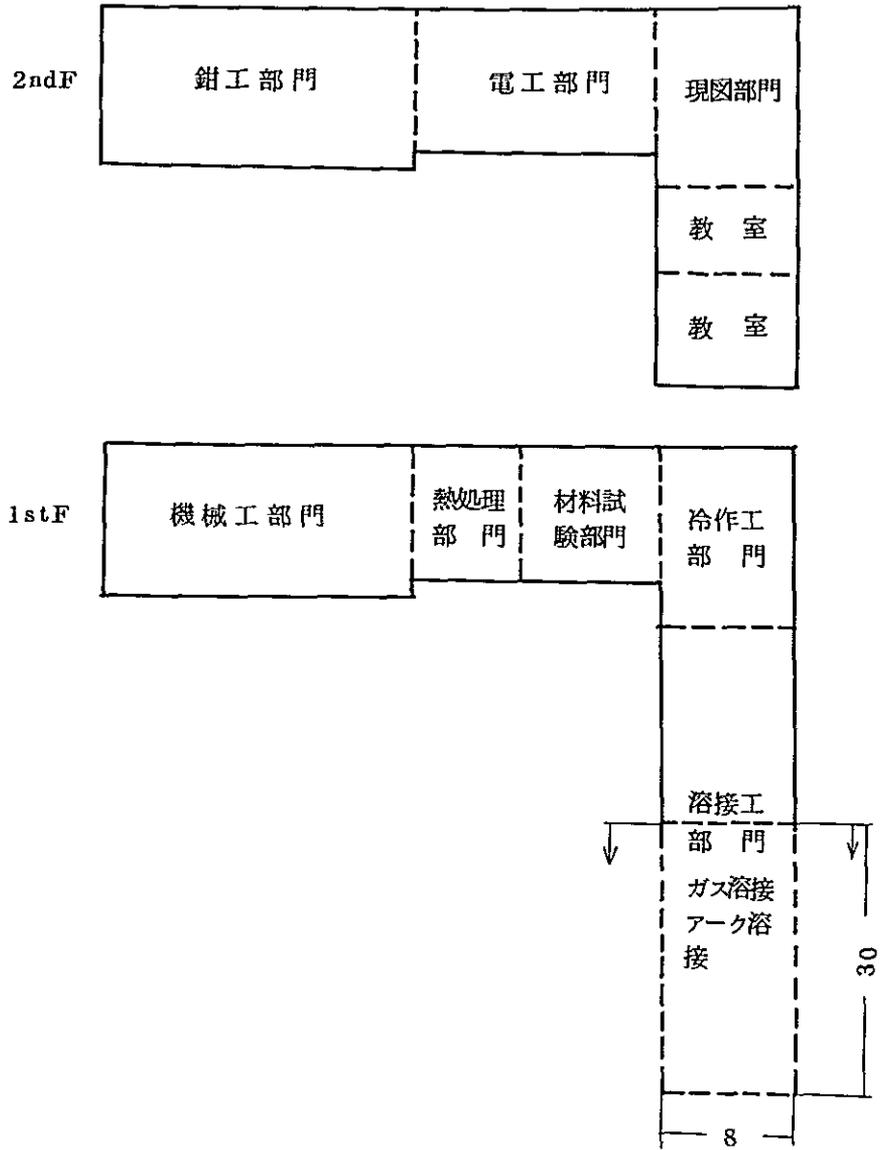
のべたが、訓練用機器はすべてメートル制度によることとし、予備部品についても当分の間のものを開所同時に準備する必要がある。

なお、次の事項については、中華民国側が準備することとなった。

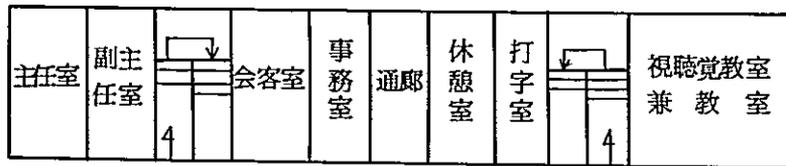
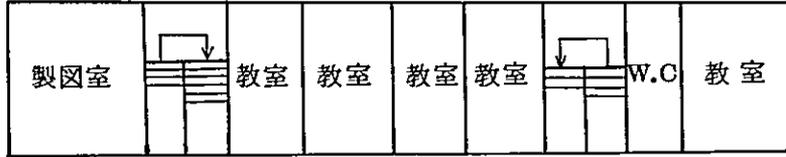
- (a) 電熱器，電動機等を使用した機械及び装置についている開閉器から先のキャブタイヤケーブル，分電盤，変圧器等の調達及び施工
- (b) 作業台，ガス溶断台，水タンク，溶解アセチレン，酸素等の調達
- (c) 溶接実習場の排気装置の調達
- (d) 機械の据付け及び配管等の施工



北区訓練センター実習場平面図 №1



北区訓練センター実習場の増築完成後の部門配置平面図(案)



南区訓練センター本館平面図

6) 訓練方法

訓練方法は、与えられた条件の中においていかに確実に、かつ円滑に訓練目標を実現するか的手段・方法であつて、職業訓練の実施並びに成果に極めて大きな影響を及ぼす問題であるので、これが決定は慎重に行なわなければならない。その具体的方法、内容については、各訓練課程の実施に先立ち両国専門家においてカリキュラムの編成と併せて決定されることとなるが、当調査団が中華民国における技能労働力の需給状況、関係者の意見、訓練施設の状況等につき分析、検討した結果に基づき、その基本的事項を示せば、次のとおりである。

(1) 教習段階

A 基幹訓練

基幹訓練は、既に述べた通り生産現場における中堅技能者の養成を目的とするものであるから、幅広いしつかりした基礎を与え、基本的作業が正確確実に行なえるとともに、これが応用に長じ、更には生産活動の中において要求される作業速度に耐える技能を与える必要がある。

そこで基幹訓練においては、その訓練期間をおおむね3等分して、第1の期間を基礎訓練期間、第2の期間を応用訓練期間、第3の期間を生産訓練期間とすることとし、基礎訓練は訓練センターにおいて実施し、応用訓練、生産訓練は一定の条件を備えた工場、事業場の中から訓練センターが指定するものにおいて実施することとした。

このことは、訓練センターの指揮、統轄のもとにわが国における公共職業訓練と企業内職業訓練を統合して、訓練内容の充実と訓練施設の効率的利用を図ろうとするものである。

各期間における訓練の進め方を述べれば次のとおりである。

(a) 基礎訓練期間

基礎訓練期間においては、訓練センターにおいて学科教習並びに基本実習を行なうこととなる。本来、職業訓練における学科と実技の教習は、いわゆる平行式(Parallel Method)が最も理想的な方法

であることは多言を要しないが、專業訓練と相まつて訓練施設を効率的に使用するという見地から、いわゆる綾織式 (Alternative Method) を採用することとなろう。この場合においてもできるだけきめ細かい綾織式を採用し、各項目についての教習効果が冷却する前に次の項目との連係が円滑に進められるよう十分な配慮が払われなければならない。従つて、いわゆる段落式 (Block Method) はこれを採用しないことを原則とする。

(b) 応用訓練期間

応用訓練期間においては、訓練生を①職業訓練の実施について十分な理解と熱意を有し、②必要な機械設備を備え、③一定の資格(学歴、経験年数等)をもつ指導員を有する事業場の中から、訓練センターが選定した事業所に委託して、基礎訓練期間において習得した知識、技能の上になや専門的応用実習をつみ重ねることとする。この場合、訓練センターとしては個々の訓練生の技能習得状況を把握し、訓練がかたよらないよう順調な進捗と円満な技能習得を確保するため、別添、に例示するような技能習得簿を訓練生ごとに作成して委託事業場に送り、この技能習得簿を用いて有資格指導員に着実に応用実習を実施させるよう措置するものとする。この外、原則として年4回、各1週間程度のスクーリングを訓練センターにおいて開設し、教習進捗のチェックと必要な専門学科の教習を行なうものとする。

なお、技能習得簿は定期的(できればスクーリングの際)に訓練センターに提出させてチェックをするとともに、担当指導員及び訓練生に対して必要な指示、指導を行なうものとする。

(c) 生産訓練期間

生産訓練期間においては、訓練生は引続き応用実習実施事業場において基礎訓練、応用訓練において習得した知識、技能を生産の場において活用し、また生産体制の中に入つて生産現場の中核となる素地を習

得するものとする。この期間においては訓練生は将来自らの専門とする分野を選定し、その専門分野についての訓練が比較的濃厚に行なわれることとなる。 (例えば鉗工の訓練生に機械組立て部門の実習に専念させるようなケースである。)

しかし、生産訓練期間といえども訓練期間中であり、基幹訓練の一部を構成するものであるから、当然訓練生は訓練センターの指揮下におかれるものである。従つて訓練センターはその技能習得状況も把握しておくべきである。その方法としては

- ①訓練センターの指導員は適宜に各委託事業所を訪問して実習の状況を視察し、必要な指導を行なう
- ②可能な場合は適宜訓練生の製作した製品を訓練センターに送らせ、指導員の評価を受けさせる。
- ③一定の様式による作業記録を訓練生につけさせ、これを点検する等のことが考えられる。

なお、生産訓練期間中においては訓練生の技能程度も相当程度向上し生産に寄与する割合も高くなることから、後述のように訓練手当の支給額を増額する等の措置を講ずることも訓練習得意欲を高揚させる上で効果的と思われる。

上記のように訓練段階を教段階にわけて訓練を行なう場合、理想的には第2段階までは訓練センターにおいて平行式により指導員の直接指導のもとに訓練を行ない、応用実技並びに専門学科を相当にこなした上で生産実習に入ることが望ましいが、当面上記の方法になることがセンターの機械設備等の整備状況並びに有効利用の面から、更には訓練のコストの面からみて適切であるとの判断に立つものである。

B 專業訓練

專業訓練の趣旨、内容については前述のとおりであり、当面単能工養成がこの訓練はいうならば年応訓練であり職務訓練であるということができ

る。

従つて、特定の機械操作、特定の加工作業等を習得せしめることがその目的である。そこで專業訓練についてはその期間をおおむね二等分し、前期においては専門学科と基礎実習を、後期においては、応用実習及び生産実習を訓練センターの指定する事業場において基幹訓練の応用実習、生産実習に準じた方法によつて行なうこととならう。

この場合においても前期の学科と実技の教習は平行式ないしは縦織式によるべきは論をまたない。

(2) 訓練目標

およそ訓練目標は、産業界の求める技能水準の検討の上に立つてつくりあげられた訓練最終段階における技能者の仕上り像を示すものに外ならない。そこでこれが設定にあつては、中華民國のように経済成長率が高く、新技術の導入が活発に行なわれることが予想される国においては、特にこれらに併り技能の変革についても十分検討し、訓練修了者が現場の技術、技能の変革に対応し得るよう十分な配慮がなされなければならない。

基幹訓練の訓練目標については、別項において述べたとおりであるが、本訓練が相当長期にわたるものであることを考慮に入れれば、上記の趣旨をより一層具体化するためには、訓練目標を更にbreak downし、少なくとも各教習段階に到達目標を設定し、この目標を基準として教習進度の点検をすることが効果的であろう。

訓練目標の設定については、上記のことから專業訓練についても必要不可欠のことであり、これが実現を図る上に最も合理的、効果的な訓練方法を採用すべきである。

(3) 学科と実技

訓練内容は、学科と実技とに分類される。更に学科は普通学科と専門学科にわかれ、実技は基本実技と応用実技（応用実習と生産実習を含む。）にわかれる。

A 学科の訓練

学科の訓練のうち普通学科は訓練生の教養に資するもの及び専門学科の習得の基礎となるものであり、専門学科は実技の習得に必要な知識を与え、合理的な基礎に立つて作業の理解を容易にするものであるから、単なる理論の習得に留まるようなものは含まれるものでないことはいうまでもない。

従つて、一般的にいつて基幹訓練については普通学科と専門学科が含まれ、専業訓練については専門学科が主体となるものと思われる。

学科訓練の実施に当つては、先づ訓練生の知識水準が斉一であることがその教習効果を高める基本である。従つて必要がある場合は、訓練時間外において補習を行なう等の措置を講じてその調整を行なうことが効果的である。

クラス編成にあたり、中卒と高卒の混合クラスを避けるべきことは、既に述べたとおりである。

B 実技の訓練

実技の訓練のうち、基本実技においては、応用実技の基礎となる基本的な作業方法に習熟させるとともに作業態度を確立させることに重点がおかれ、応用実技においては、既習の基本実技の上に立つて技能の全体的、応用的な総合的習熟を促進し、生産現場における理解と適応性を高めることに重点がおかれるものである。

従つて、基幹訓練においては当然上記の両訓練が含まれることになるが、専業訓練についてはその目的、内容に応じてその両者が結合され、又はそのいずれかが実施されるということになる。

実技訓練の実施にあつては、作業分解を行なつて、作業の主なステップ毎に「何をするのか」、「どのようにするのか（急所はどこなのか）」等を明確にし、その結果にもとづいて順序よく統計的に訓練を実施して、訓練効果を高めるよう十分な配慮をすべきである。

(4) 各種教材の活用

訓練の内容を大別すれば、学科と実技にわかれることは、上述のとおりであるが、職業訓練、特に技能訓練においては実技の訓練が中心となつて訓練が展開されることとなる。従つて訓練の実施にあつては旧態依然とした教科書並びに実習設備万能の考え方を排除し、作業指導票（作業要素ごとに作業を行なうときの作業手順を明確にし、その手順の区切りごとに注意を要する点、危害予防の重点及び作業に必要な関連知識等をまとめて記載したもの）訓練生日誌（訓練生に習得事項をまとめさせるために作成させるもの）等の活用によつて、作業の系統的、組織的習得に資するほか、模型、写真、図表掛図、スライド、フィルムストリップ等の視聴覚教材を活用して訓練生の五感のすべてに訴えつつ教習効果を高めるように配慮すべきである。

技能習得簿（その1）

応用実習における技

旋盤作業

作業要素 評価項目	外 径 切 削	三角おねじ 切 削	角おねじ 切 削	テーパ- 切 削
作業段取り 切削工具の選定 工具等の使用 製作時間 仕上がり外観 仕上がり精度 はめ合わせ 製品の保管				
旋盤の保守点検 評価				
評価者氏名				

能進度表(月分)

訓練生氏名

球 切	面 削	穴 あ け	穴 ぐ り	三角めねじ 切 削	角めねじ 切 削

技能習得簿(その2)

応用実習

機械工

製品名	ジャッキボルト				
製作期間	自	月	日	至	月
使用工作機械	旋盤				
作業要素	外径 切削	段付け 切削	端面 切削	テーパ 切削	角 じ
評価項目 作業段取り 切削工具の選定 工具等の使用 製作時間 仕上がり外観					
製品の保管 工作機械の保守点検 評価					
評価者氏名					

作業内容

訓練生氏名

		ジャッキ台				
日		自	月	日至	月	日
		ボール盤		旋盤		
おね切削	穴あけ	内径切削	角めねじ切削	端面切削		

7) 職業訓練指導員及び訓練生

(1) 職業訓練指導員

職業訓練の成否は、いかにしてすぐれた指導員を確保するかにかかっているといても過言ではない。

職業訓練指導員のあるべき姿をえがくならば、当該訓練職種にかかる知識に精通し、これに含まれる技能を十分体得し、これを駆使しうる者であつて訓練職種についても深い造けい（詣）を有するという事にならうが、これを具体的にのべるならば、たとえば五年制専科学校卒業程度程度の知識を有し関係訓練職種について、少くとも基礎訓練の指導を十分担当しうる技能を備えたものをいうことにならう。したがつて実際に訓練を実施する場合には、こうした高等教育修了者に、現場育ちの多能熟練工を配し、更に必要ある場合には特定の学科訓練についての専任講師を組合わせるならば、理想的な訓練スタッフが構成されることとなるであらう。

次に職業訓練指導員は、常に最新の知識、技能を備えているよう各般の措置を講じ、又情報が提供されなければならない。そのためには指導員が、自己開発に努める意欲を持つことが望まれるが、訓練センターとしても積極的に指導員に援助をする外、資質の向上に十分な措置を講ずるよう努める必要がある。そのために、まず基本的に要求されることは、訓練実施に必要な数の指導員を確保するということである。

指導員が四六時中訓練の実施に従事し、訓練実施前の準備や事後の措置を講ずる余裕もないということでは、とても十分な訓練効果を望めるものでない。これらの仕事を十分消化しつつ、更に指導員として必要な知識、技能を維持・向上する機会を得て、この機会を十分活用できるような配慮がなされることが肝要である。

指導員については、前述のような資質が要求され、又訓練という重要な役割を有し、更に常に自己開発に努めなければならないものである以上、それ相当の待遇を確得し、社会的地位の向上を図ることに努める必要がある。

従来、指導員は、油にまみれ、額に汗して働く技能者の養成に当るということから、比較的地位を低くみられる例が多い。そこで訓練センターにおける指導員の位置付けについても前述のような配慮を行なうとともに、それ相当の給与待遇を与え、指導員たることの誇りと満足を持つような措置を講ずることが強く望まれる。

(2) 訓練生

A 訓練生の募集

訓練生の応募状況については、従来の実績によれば、常に応募者が募集人員を上回っているが、応募率について相当の幅がある。しかしながら今後の訓練生確保の見通しについての関係者の意見は、昨年から初等中学まで義務教育になつたので、小学卒業者に給源を求めることが困難であるようにみえるが、現在でも小学卒業者が求職しており、又初等中学義務教育化前において既に相当数の者が任意に初等中学に進学しているので、この卒業者に給源を求めることができるとのことである。

更に初等中学義務教育化完成後においては、高等中学に進学し得る者は初等中学卒業者の約50%であり、残りの50%は初等中学卒業で産業界に流入してくることになる。又高等中学卒業者についてみれば、大学進学もできないグループ、更には高等中学卒業で兵役を終了してきた者も大きな給源として期待できるとのことである。

以上のように、訓練生の給源としては

- ①初等中学を卒業して高等中学へ進学できなかった者
- ②高等中学を卒業して大学へ進学できなかった者
- ③兵役終了者
- ④初等中学義務教育化前の小学を卒業した者
- ⑤失業者群、というところが考えられるので、訓練生の給源はむしろ豊かであるといえることができる。したがって、訓練課程及びその募集時期に応じ適切な方法を講ずるならば相当に資質の高い訓練生を選抜入所させ

ることができると思われる。

そこで訓練センターの訓練生募集については、

- ① 訓練センター自らの努力による募集
- ② 学校を通じての募集
- ③ 兵役終了者を対象とした軍隊からの募集
- ④ 市営又は省営の職業紹介所を通じての募集

が考えられ、訓練課程、募集時期等を十分考慮し、これらの方法を上手に組み合わせ、又PRの方法も具体的募集の時点において慎重に検討するならば、ある程度統一化した資質を有し、しかも相当高度の素質を有する訓練生の募集が可能と思われる。

訓練生の募集に際し、注意すべきことは、あらかじめ訓練職種、訓練内容、訓練期間等を検討し、訓練生の学歴、資格等を明定し、学歴別、年齢別等に大体同レベルの訓練生をもつてクラスを編成するということである。すなわち、学歴については原則として初等中学卒業者と高等中学卒業者が混在しないように、又年齢別には近似の年齢層でクラスを編成し、極端に広範囲の年齢層のものを一クラスに収容することのないように配慮すべきである。

以上の外、訓練生の選抜に当つては、身体検査（職種により時に必要とされる要件、たとえば色盲を避ける等）、学科試験、面接等を行ない、必要とあれば適性検査を実施して選抜することが肝要である。

B 訓練生の待遇等

訓練生の待遇等については、訓練期間中の待遇と訓練修了時の取扱いに分けて考えることができる。

(a) 訓練期間中の待遇

中華民国政府としては、既に現に訓練を受けている訓練生に対し、訓練手当を支給しているが、本計画による訓練が開始された場合、基幹訓練課程の訓練生に対し、実物給与、生活手当及び生産実習手当の支給を

予定しており、それぞれの内容は次のとおりである。

実物給与；食事、宿泊、作業服等については原則として無料で支給することとし、特別の事情がある場合には現金に換算して支給する。

生産手当；主として身の回り処理費で金額は次のとおりである。

○高等学校（高等職業学校）卒業者に対しては最初の6ヶ月は日給10元（日本円約90円）、続く6ヶ月は日給12元（約108円）を支給し、初等中学校（初等職業学校）卒業者に対しては最初の6ヶ月は日給6元（約54円）続く6ヶ月は日給7元（約63円）、更に続く6ヶ月では日給8元（約72円）を支給する。

生産実習手当；訓練生は、基礎訓練を終つた後、工場に入り生産技能の訓練を受け、この期間にはその担当する作業の難易軽重と成績の良否により生産実習手当を毎月180元（約1,620円）ないし360元（約3,240円）（あるいは日給6元（約54円ないし約108円））を支給する。

以上各種の給与は、これを総合した額が訓練修了後に支給される給与の額を超えてはならない。

以上の規定は、訓練期間を1年ないし1年6ヶ月と想定した場合のものであるので、前述のように本調査団が適当と判断した訓練期間（最高3年）を採用する場合は、当然これの改訂が必要となるであろう。この場合、訓練手当（前記の実物給与、生活手当及び生産実習手当）を支給する際の額については種々な考え方があると思われる。

実物給与については、本訓練センターが全寮制を原則としているのであまり問題にはならないと考えられるが、その他のものについては、

- ① 教科書、教材費：自らの費用で購入すべき教科書、参考書、文房具等があれば、これに相当する経費

- ② 身の回り処理費；寮に入つていても訓練生が独立して日常生活を営む上に当然必要とされる最少限の経費
- ③ 技能習得奨励手当；上記の①及び②は、いわば訓練生として最少限の必要を満たすものであるが、技能習得という業にいそしむ以上、これが円滑かつ意欲的に行われるよう措置することが望ましい。その措置としての経費である。

大体以上の考え方にのつとつて訓練手当を定めることがよいと考えられるが、更に必要なことは、訓練手当が過大になつてはならないという点と、訓練進度が進むに従つて実習における生産寄与率も向上することとなるので、この間の事情も手当に反映させることが望ましい。

これからの点を総合的に考慮に入れて訓練手当を決定する場合、諸外国においては、訓練期間を通じ一人前とされる技能工が受ける給与の大体60%の額を支給しているのが通則である。たとえば訓練期間3年の場合、最初の1年目は熟練工給与の40%、第2年目は60%、第3年目は80%の給与を支給しているという事実は大いに参考となるところである。

(b) 訓練期間終了時の取扱い

前述の訓練手当の考え方からしても、基幹訓練課程を終了し、修了試験に合格した者は、通常の一人前の技能工としての扱能・知識を備えるものであるから、それにふさわしい待遇が確保されるよう可能な限りの措置をとるべきである。

すなわち、訓練修了者の技能、知識及びこれらの者の生産現場において担当する役割及び将来の成長過程の予想等等を、十分訓練センターの努力において外部にPRし、訓練修了者が真に中華民国産業第一線の中核となり、それにふさわしい待遇が与えられるよう万全の措置を講ずべきである。

訓練修了者の企業内部における待遇の如何は訓練そのもののメリット

と関連するものであり、又爾来職業訓練の途を選ぶ者を勇気づけることとなり、ひいては中華民国産業の技能者層を強固かつ重厚なものとするものであることに留意すべきである。

よつて将来技能検定制度が創設された暁においては、基幹訓練修了者については技能検定の受検資格を与えこれに合格した者に「技能士」「熟練工」等の称号を与えて、その社会的地位の向上を図る措置を講ずべきであるが、それは将来の円題とし、少なくとも当訓練センターの訓練修了者に対しては、それぞれ改定の課程を修了したものであることを国が証明する「修了証明書」を交付し、一人前の技能者であること或は改定の訓練課程を修了した者であることを内外に明確に示されるよう配慮することが絶対に必要である。

8) 職業訓練センターの経費

中華民国職業訓練センターの施設の設置及び運営に要する諸経費については、次のとおりとする。

(1) 中華民国側の負担するもの

- A 職業訓練センターの土地，建物の設計施工に要する経費
- B 職業訓練センターの施設の維持管理に要する経費
- C 職業訓練センターの管理運営に当り必要とする職員（中華民国側職業訓練指導員を含む。）の人件費及び職員に伴う諸経費
- D 職業訓練実施のための実習材料及びその他の教材，光熱水料等の経費
- E 日本国側職業訓練専門家が職業訓練に関して協力するに当り必要とする経費
- F その他合意議事録において両国間において協定した事項に関する経費

(2) 日本側の負担するもの

- A 職業訓練を合理的かつ適正に実施するための機械，器工具，計測器，試験器及び職業訓練用専門図書に要する経費
（注） 機械の細目については，別添の供与機械一覧表による。
- B 職業訓練専門家（首席顧問，次席顧問及びその他の職業訓練専門家）の人件費，赴任旅費及び帰国旅費なお，日本国側から派遣する職業訓練専門家の員数については，首席顧問1名，次席顧問2名（原即として職業訓練指導員の兼務とする。）及び複数の職業訓練指導員とする。

（注） 職業訓練指導員の員数を具体的に決定することができなかつたのは，本調査団が現に行なわれている南・北両訓練センターにおける職業訓練指導員の指導の実態を視察した結果，これらの指導員の能力が相当高度であり，日本国側から派遣しようとする指導員との分担区分をいかにすべきか，今後中華民国側職業訓練指導員の日本国への受入れを行なつた後，総合的に検討して，これを決定することとしたためである。

C 中華民国側職業訓練指導員の日本国への受入れ訓練に要する経費

9) その他の事項

(1) 職業訓練センターの開所時期

建築工事の進ちよく状況としては、北区訓練センターが12月末、南区訓練センターが7月末、それぞれ完成予定であり、中華民国側は、完成次第開所を希望したが、日本国側の国内事情として機材の納期が急いでも5カ月かかること及び手続き的にも協定調印以降でないとは機材の発注ができないことを説明し、下表のようなステップで開所を実現するよう、相互に努力し合うこととした。

建物建築 北区訓練センター

昭和44年12月末完成

南区訓練センター

昭和44年7月末完成

協定 昭和44年8月中旬調印

機材 昭和44年9月末発注

機材船積 昭和45年2月末

み(最終分)

要員派遣 昭和45年4月末(主席顧問をまず先発させる。)

中華民国 昭和44年12月末頃より開

側職業訓 始

練指導員

受入れ

開所 昭和45年5月末

(2) 日本国側要員の研修

日本国側要員の選考に当つては、身体健全、意志強固にして、忍耐力を有し、責任感並びに協調性に富む者であつて、海外技術協力の趣旨を十分理解し、相手国の中に溶け込んで、中華民国国民と相協力して本計画の達成に努める情熱と気概を有する者が選出されるよう十分な配慮がなされなければならない。

研修の主たる目的は、次のとおりとする必要がある。

- A 技術協力の本旨を理解させ、各人が労働外交の行為的先端として常に日本国を代表し、各人の評価はそのまま日本国の国際評価につながるものであることを十分理解させること。
- B 中華民国における各種類似の協力援助の実情について理解せしめることにより、本計画の中華民国経済発展に占める位置を認識せしめ、他の諸外国要員にまさるとも劣らない責任感を持たせること。
- C 各人が受持つ業務を遂行するに必要な中国語を習得せしめること。
- D 能力に応じ、学科・実技の追加訓練、再訓練を行なうこと。
- E 中華民国の政治、経済、産業、労働教育等の実情について予備知識を持たせるとともに、中華民国のおかれている国際的地位についても一般的概念を与えること。
- F Eにあわせ、生活事情、風俗、習慣、国民性その他社会事情を十分理解させること。

(3) 中華民国側要員の研修

中華民国側要員の研修は、高級研修員の研修、訓練センター主任の研修及び職業訓練指導員の研修とする。

A 高級研修員の研修

本年度中に、本計画の推進主体である經濟部及び国営事業委員会並びに国際経済合作発展委員会の幹部職員であつて、将来行政機関部門にあつて本計画の推進と発展に責任を有する者数名を来日せしめ、数週間にわたり

①わが国における職業訓練制度の現状

②公共職業訓練施設の運営状況

③企業間職業訓練施設の運営状況等について十分な理解を得さしめ、今後の職業訓練センターの運営については中華民国における職業訓練制度の確立運営の基礎知識を習得せしめる。

B 訓練センター主任の研修

現在、北区訓練センターについては、台湾造船公司工業總經理が、又南

区訓練センターについては、台湾機械股份有限公司総経理がそれぞれ主任を兼ねているが、副主任が事実上の主任の業務を担当しており、訓練センター運営の指揮監督に当たっている。

将来これらの者が訓練センターの運営について相当の責任と権限が与えられる予定であり、これらの者に訓練センター運営のあり方、地域社会との関連、訓練の具体的実施方法等について十分理解せしめることが必要である。そのため、これらの者に対して3カ月程度の研修を本年度中に実施するものとする。

C 職業訓練指導員の研修

中華民国訓練センターの場合、具体的訓練実施の方式は中華民国側職業訓練指導員が中心となり、日本国側要員はこれに対し原則として援助助言を行わない、必要に応じて訓練の実際に参加することになっている。

したがって、中華民国側職業訓練指導員に対して、技能面、訓練計画の作成方法、指導方法、訓練技法面、訓練生管理面、教材管理面、機械資材管理面等について十分な研修を行なうことが必要である。そのため、南・北訓練センターの各職種ごとに1名程度の職業訓練指導員候補者をわが国に呼び寄せ、3～6カ月の研修を実施するものとする。

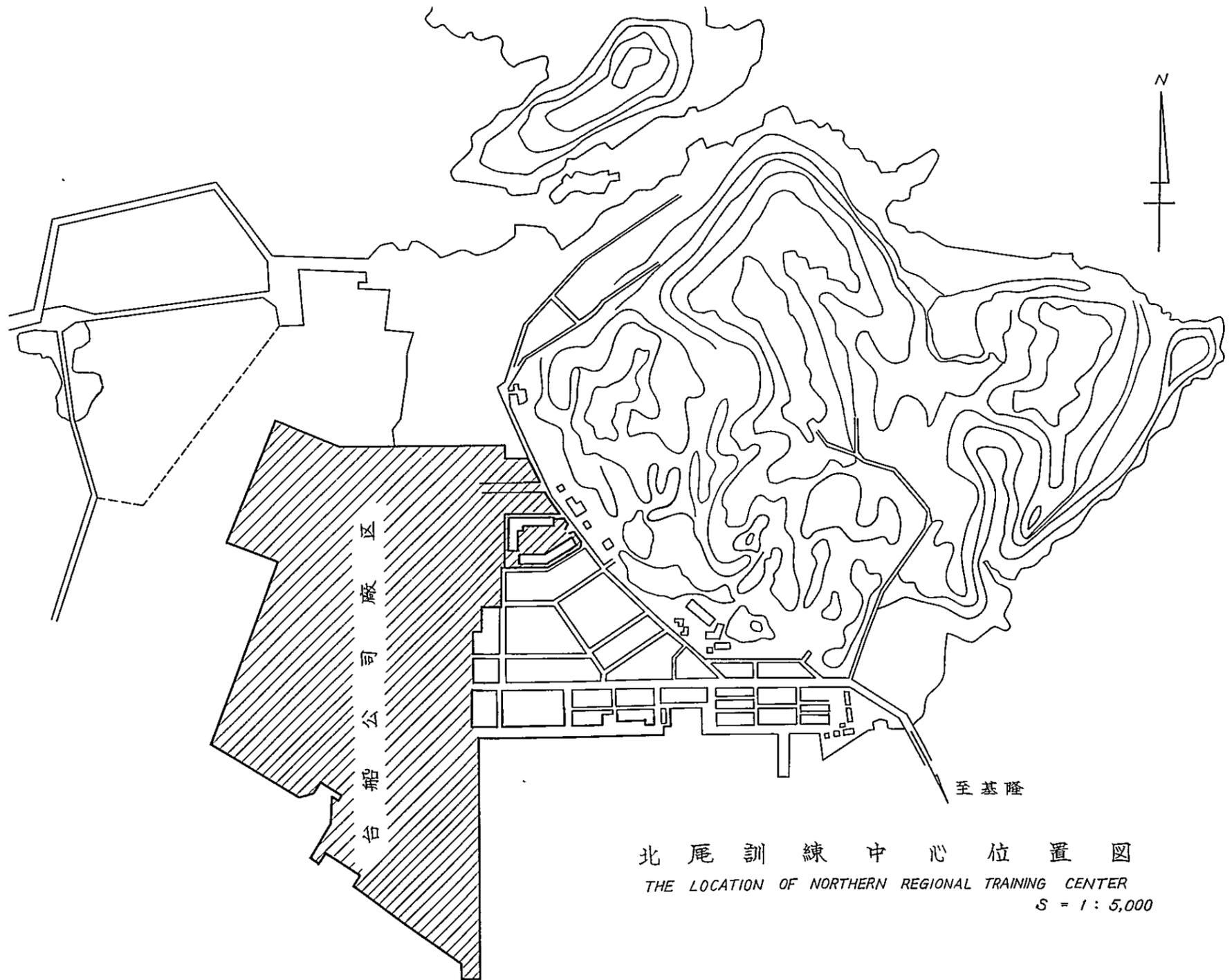
この場合、研修資格としては

- ① 5年制専科学校卒業程度の知識を有し、基礎訓練の指導を担当しうる技能を有する者
- ② 中華民国国籍を有する者
- ③ 日本語又は英語が堪能である者
- ④ 帰国後少くとも5年程度は職業訓練指導員として勤務する者
- ⑤ 心身共に健全で良識を有し、かつ誠実である者等が要求される。

なお、5～6名の候補者については、本年度予算をもつて受入れ、研修を実施することになる。

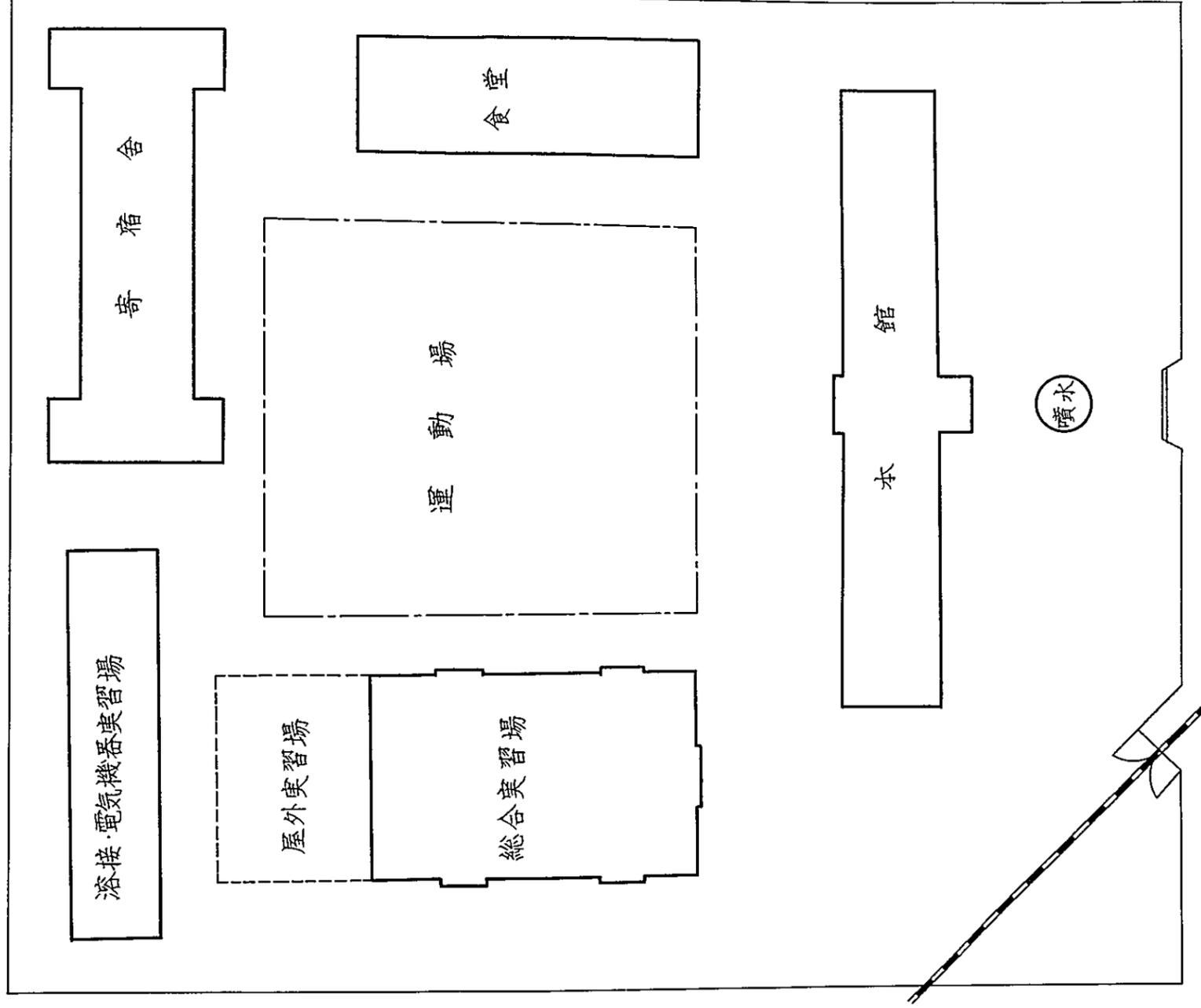
(4) 協力期間

日本国の協力期間は、原則としてセンターの開設後3年間をもつて終了し、訓練センターの運営は、中華民国政府に引継ぐこととする。ただし、両国の合意により延長もありうる。又日本側要員の派遣期間を、それぞれの事情によつて短縮し、あるいは延長することも検討すべきであろう。



北 尾 訓 練 中 心 位 置 圖
 THE LOCATION OF NORTHERN REGIONAL TRAINING CENTER
 S = 1 : 5,000

南区訓練センター配置図



供 与 機 材 一 覧

北区訓練センター

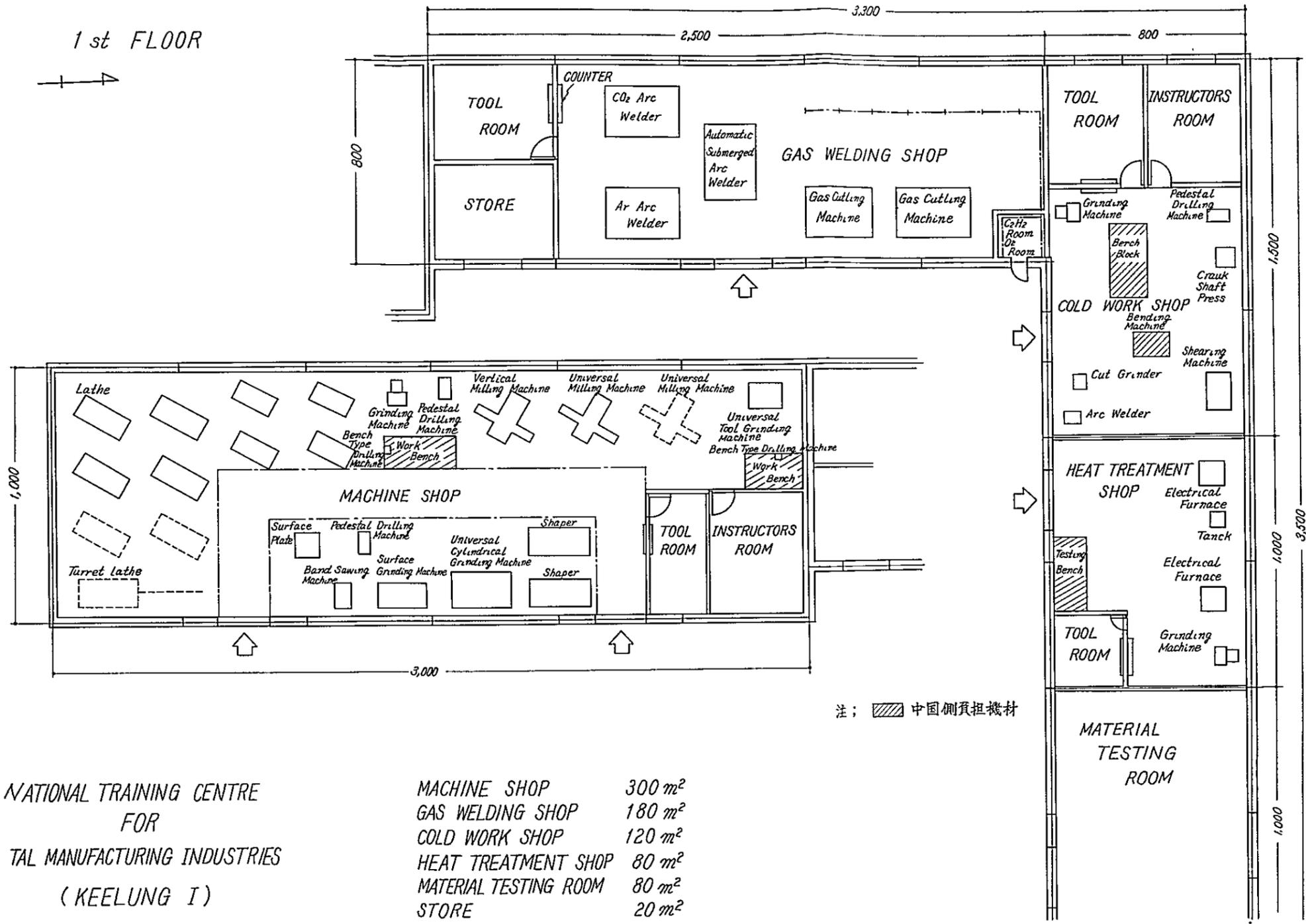
部 門 別	機 械 名	仕 様	数 量	備 考
造船鉄工 部門	動力シャー	切断能力 6×1.220mm	1	中国側負担
	直立ボール盤	振り 540mm	1	
	両頭研削盤	と石車径 205mm 集じん装置付き	1	
	交流アーク溶接機	定格電流 300A	1	
	クランクプレス	能力 30トン	1	
	高速度と石切断機	と石車寸法 455×30×25mm	1	
	三本ローラ		1	
	器工具, 計測器等		1式	
機械工部 門	旋盤	心間距離 550mm	4	中国側負担
	旋盤	心間距離 800mm	4	
	万能フライス盤	テーブル寸法 1350×310mm	1	
	立てフライス盤	テーブル寸法 1350×310mm	1	
	形削り盤	ストローク 650mm	2	
	直立ボール盤	振り 540mm	2	
	卓上ボール盤	穴あけ能力 13mm	2	
	平面研削盤	研削最大長さ×幅 600×200mm	1	
	円筒研削盤	センチ間最大距離 500mm	1	
	万能工具研削盤	両心押し台心間距離 480~700mm	1	
	両頭研削盤	と石車径 205mm 集じん装置付き	1	
	帯のこ盤	切断能力 250 [□] ×300mm ^巾	1	
	定 盤	寸法 1,000×1,000×140mm	1	
	器工具, 計測器等		1式	
内燃機関組	卓上ボール盤		2	中国側負担
立て工部門	両頭研削盤		1	同上

部門別	機 械 名	仕 様	数量	備 考
溶接工部門	交流アーク溶接機	定格電流 400A	15	
	自動ガス切断機	切断板厚 3~60mm	2	
	自動サブマージ溶接機	2次電流 1,000A	1	
	アルゴン溶接機	定格電流 300A	1	
	炭酸ガス溶接機	定格電流 300A	1	
	溶接棒乾燥機	消費電力 4.8KW 乾燥量 100Kg	1	
	器工具, 計測器等		1式	
造船電気工 部門	交流電動発電機	容量 5KW	1	
	直流電動発電機	容量 10KW	1	
	電源変圧装置	容量 50KW	2	
	巻線機	太線用手送り, 電動機用 350×500mm ^巾 (径)	2	
	巻線機	太線用手送り, 手型, 変圧器用 220×400mm	2	
	卓上ボール盤		2	中国側負担
	管ねじ切り機		1	同上
	器工具, 計測器等		1式	
熱処理部門	電気焼入れ炉	容量 20KW 最高温度 1,450℃	1	
	電気焼なまし炉	容量 12KW 最高温度 1,050℃	1	
	両頭研削盤	と石車径 205mm 集じん装置付き	1	
	ロックウエルかたさ試験機	試材高さ 300mm	1	
	ブリネルかたさ試験機	油圧式, 試材高さ 200mm	1	
	器工具, 計測器等		1式	

南区訓練センター

部門別	機 械 名	仕 様	数量	備 考
製かん工 部門	動力シャー	切断能力 6×1,220mm	1	
	直立ボール盤	振り 540mm	1	
	両頭研削盤	と石車径 205mm集じん装置付き	1	
	交流アーク溶接機	定格電流 300A	1	
	クランクプレス	能力 30トン	1	
	高速度と石切断機	と石車寸法 455×30×25mm	1	
	三本ローラ	曲げ能力 6×2,000mm	1	
	器工具, 計測器等		1式	
機械工	旋 盤	心間距離 550mm	2	
	旋 盤	心間距離 800mm	5	
	旋 盤	心間距離 1,000mm	1	
	万能フライス盤	テーブル寸法 1,350×310mm	1	
	立てフライス盤	テーブル寸法 1,350×310mm	1	
	形削り盤	ストローク 650mm	1	
	直立ボール盤	振り 540mm	1	
	卓上ボール盤	穴あけ能力 13mm		
	平面研削盤	研削最大長さ×幅 600×200mm		
	円筒研削盤	センチ間最大距離 500mm		
	万能工具研削盤	両心押し台心間距離 480~700mm		
	両頭研削盤	と石車径 205mm集じん装置付き		
	帯のこ盤	切断能力 25 $\sqrt{}$ ×300mm \updownarrow		
	定 盤	寸法 1,000×1,000×140mm		
	器工具, 計測器等			
機械組立 て工部門	卓上ボール盤	穴あけ能力 13mm	2	
	両頭研削盤	と石車径 205mm集じん装置付き	1	

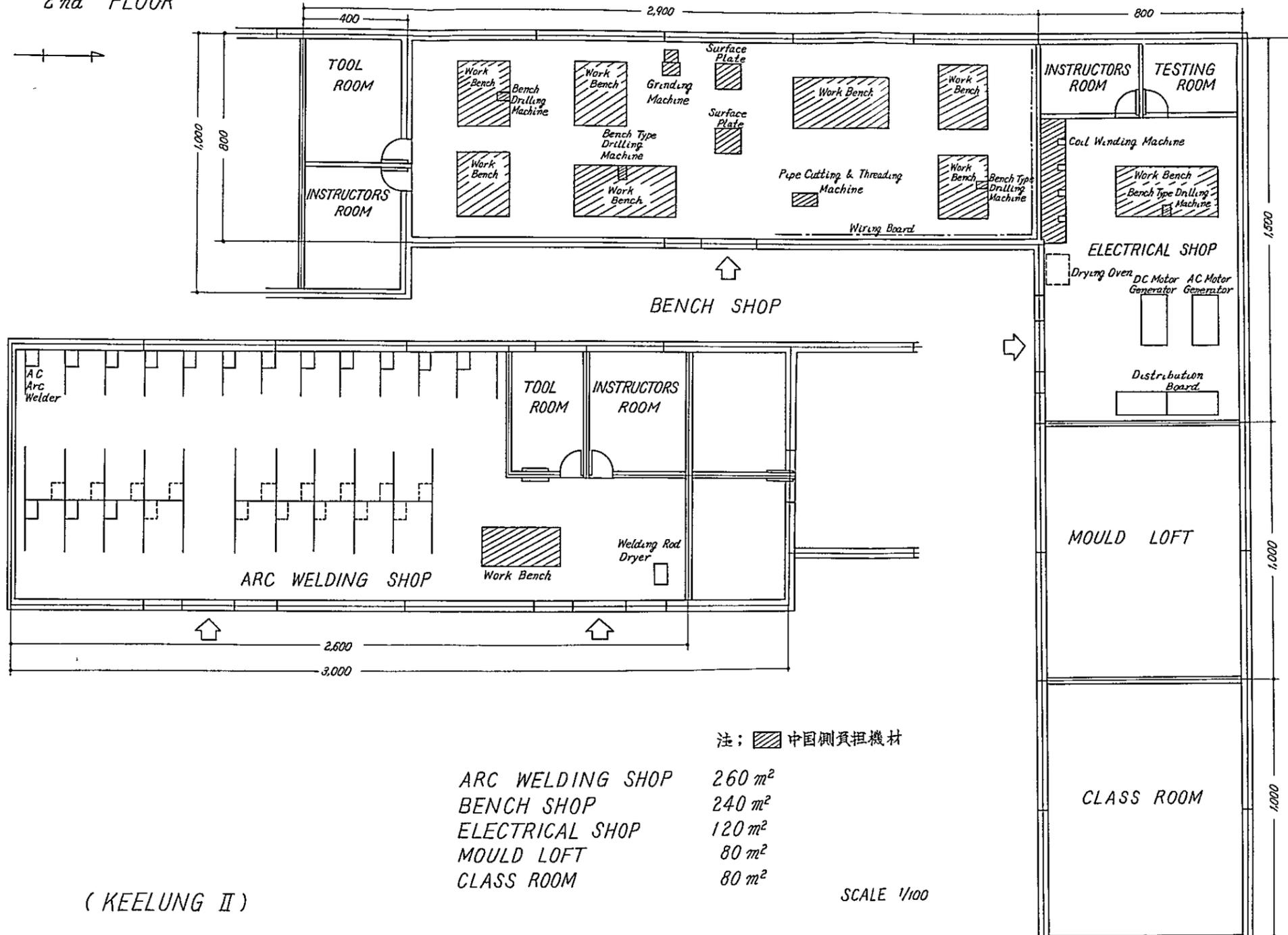
部門別	機械名	仕様	数量	備考	
溶接工部門	定盤	寸法 1,000×1,000×140mm	2	中国側負担	
	定盤		1		
	器工具,計測器等		1式		
	交流アーク溶接機	定格電流 400A	15		
	自動ガス切断機	切断板厚 3~60mm	2		
	イナートガス溶接機	定格電流 300A	1		
	溶接棒乾燥機	消費電力 4.8KW 乾燥量 100Kg	1		
	器工具,計測器等		1式		
	工場電気工部門	交流電動発電機	容量 5KW		1
		直流電動発電機	容量 10KW		1
電源変圧装置		容量 50KW	2		
巻線機		太線用手送り,電動機用 350×500mm	2		
巻線機		太線用手送り,手型,変圧器用220×400mm	2		
卓上ボール盤		穴あけ能力 13mm	1		
器工具,計測器等			1式		



NATIONAL TRAINING CENTRE
FOR
METAL MANUFACTURING INDUSTRIES
(KEELUNG I)

MACHINE SHOP	300 m ²
GAS WELDING SHOP	180 m ²
COLD WORK SHOP	120 m ²
HEAT TREATMENT SHOP	80 m ²
MATERIAL TESTING ROOM	80 m ²
STORE	20 m ²

2nd FLOOR

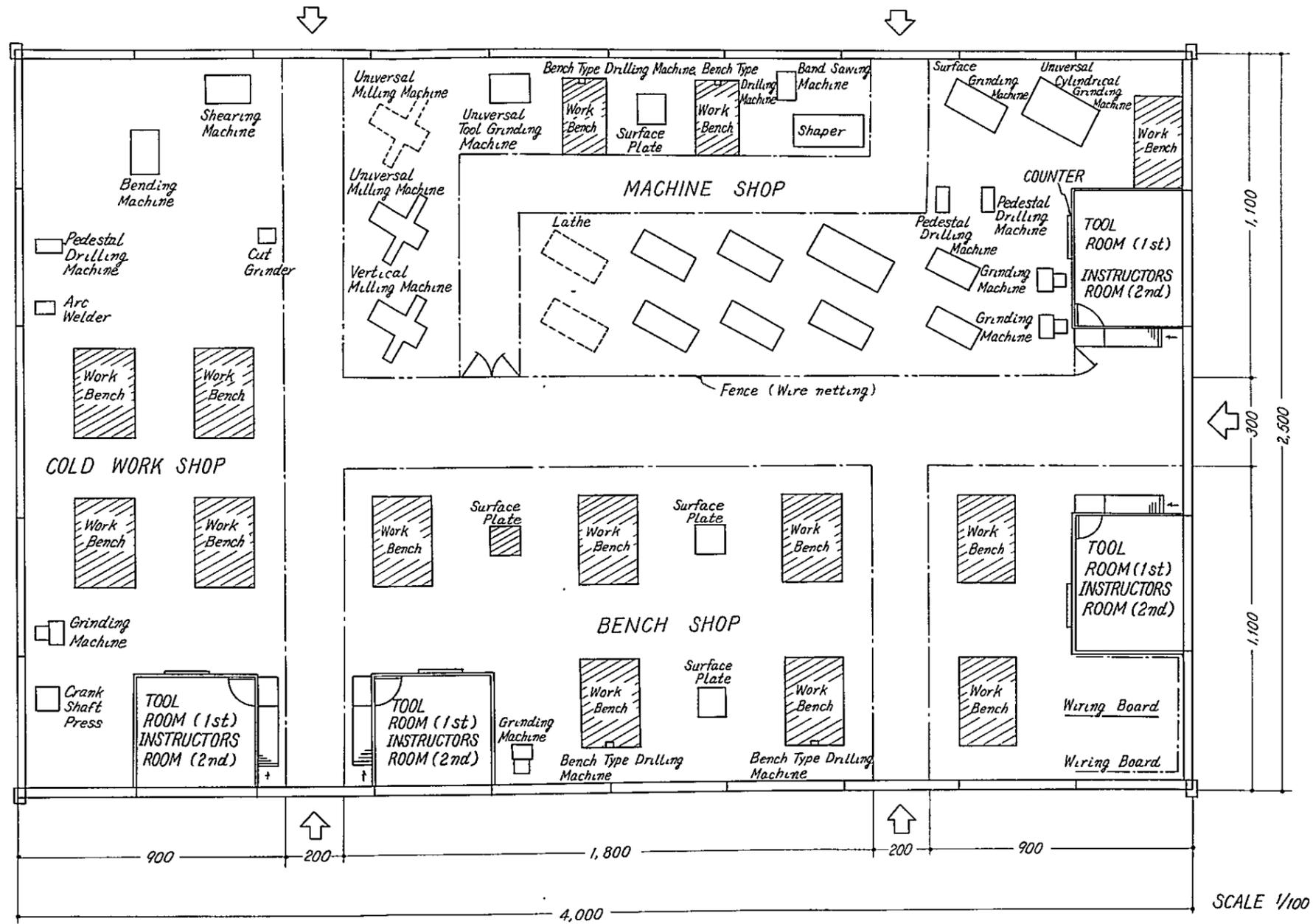


注：▨ 中国侧负担機材

ARC WELDING SHOP	260 m ²
BENCH SHOP	240 m ²
ELECTRICAL SHOP	120 m ²
MOULD LOFT	80 m ²
CLASS ROOM	80 m ²

(KEELUNG II)

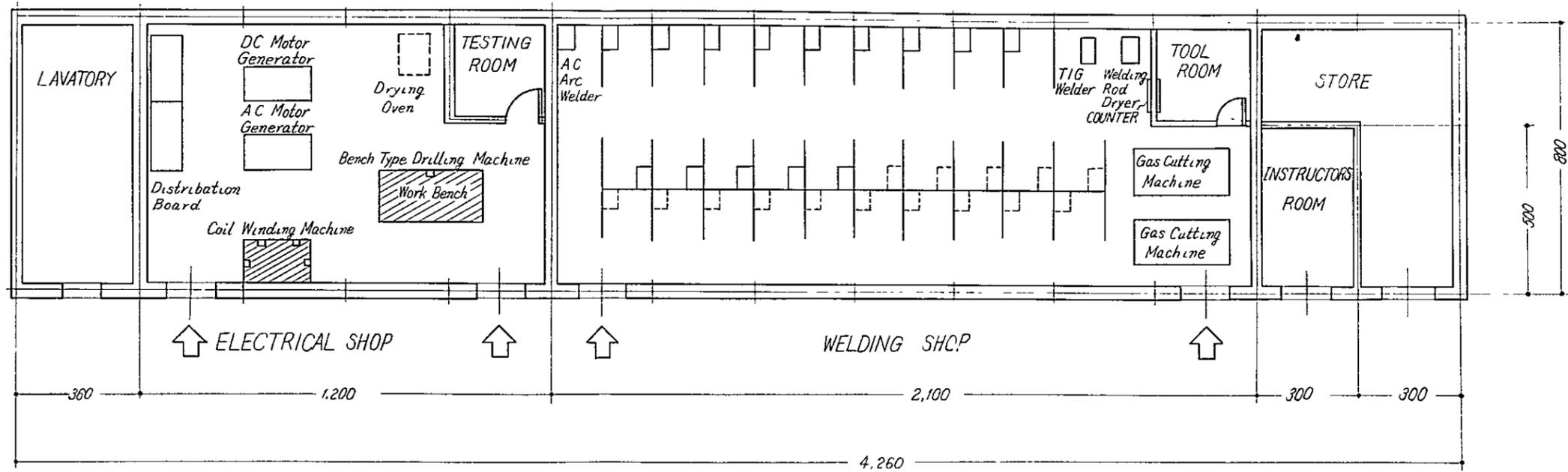
SCALE 1/100



注：▨ 中国側負担機材

(KAOHSIUNG I)

MACHINE SHOP	319 m ²
COLD WORK SHOP	225 m ²
BENCH SHOP	297 m ²



注：▨ 中国頁担機材

SCALE 1/100

(KAOHSIUNG II)

ELECTRICAL SHOP	96 m ²
WELDING SHOP	183 m ²
STORE	33 m ²

Ⅲ 調 査 日 程

6月1日(日)

台北着

6月2日(月)

午前 日本国大使館訪問

原公使，濃野参事官に調査国来訪の趣旨をのべたのち打合せ。

午後 台湾電力公司訪問

楊家瑜董事長（取締役会長，国営事業委員会副主任，人力発展委員会主任）および朱江淮協理（副社長）に来訪挨拶。

（行政院）国際経済合作発展委員会訪問

孫金生副処長（技術合作処）に来訪挨拶ののち鎮天錫執行秘書（人力発展小組）を訪れ，徐立德人事処処長（經濟部国営事業委員会第3組組長），余煥模第3組副組長（經濟部国営事業委員会），陳止梁科長（經濟部国営事業委員会）を交え打合せ。

6月3日(火)

經濟部訪問

徐立德氏，余煥模氏，薛培助氏（北区訓練中心副主任），姜畏三氏（南区訓練中心副主任）より，經濟部国営事業委員会主管の人力発展計画につき説明を受けたのち討論。

6月4日(水)

午前 中国石油公司訪問

張光世董事（国営事業委員会執行長）に来訪挨拶。

午後 經濟部訪問

徐，余，陳，薛（代理）、姜各氏を交えて質問書に
基づき討論

大同製鋼機械公司訪問

秘書処処長 游来乾氏より説明を受けたのち工場お
よび企業内訓練施設視察。

6月5日（木）

台湾造船公司訪問（基隆市）（北区中心所在地）

杜殿英董事長，王先登總經理（社長）（北区訓練中
心主任兼任），彭宗瀨協理，徐耀華協理および林錦
城計画処主任工程師に挨拶，北区センターについて
の説明を受けた後同公司現場並びに北区センター視
察。

6月6日（金）

北区訓練センター訪問（基隆市）

徐，余，陳，薛の各氏および林宝覧工場主任の各氏
を交えて訓練課程，訓練職種，訓練期間等について
討論。

6月7日（土）

北区訓練センター訪問（基隆市）

センター施設，レイアウトを含め今後の建設方針に
ついて討論。

機械器材の陸揚場及び保管場所等を中心に基隆港視察

6月9日（月）

大使館会議室にて設置構想の作成方針を中心に調査同打合
せ。

6月10日（火）

午前 大使館会議室にて同上調査同打合せ。並びに資料整理。

午後 台北→台中移動

6月11日(水)

午前 金豊機器工業公司見学

午後 台湾化学纖維公司 //

6月12日(木)

調査団資料整理

6月13日(金)

台湾電力台中区管理处訪問

袁雲昭經理に來訪挨拶ののち會議室にて余，薛，
林の各氏を交えて設置構想第一次案並びに問題点
につき討論。

6月14日(土)

午前 台湾電力台中区管理处訪問

同上討論。

午後 台中→高雄 移動

6月16日(月)

台湾機械公司訪問(南区中心所在地)

童文斐協理に來訪挨拶ののち説明受ける。

ついで南区センターの建築現場を視察し，台湾機
械公司の現場視察。

(團長および菊池團員台北着)

6月17日(火)

台湾機械公司第二機械工場訪問

會議室にて余氏，姜氏，張心良氏(南区センター
實習工場主任)，楊世英氏(台湾機械公司鑄造工
場專業工程師)と討論。

(團長1行，台北にて經濟部大臣に來訪挨拶ののち，高

雄へ移動)

6月18日(水)

午前 中国力霸鋼架公司視察
高雄加工出口区 //

午後 金屬工業發展中心訪問
総経理 齊世基氏に挨拶ののち施設視察。
台湾機械公司訪問
討論, 継続
(外務省, 川瀬事務官台北着)

6月19日(木)

高雄 → 台北 移動

6月20日(金)

大使館会議室において設置構想作成方針につき打合せ。
(団長および菊池, 川瀬, 八島の各団員は基隆に赴き,
台湾造船公司訪問, 視察)

6月21日(土)

調査団調査結果まとめ

6月23日(月)

經濟部訪問
徐氏, 余氏, 陳氏, 姜氏, 薛氏, 林氏と設置構想の
基本方針につき討論及び意見交換。
工業職業訓練協会訪問
王士杰董事に挨拶ののち, 同協会の業務概況につ
き説明を受ける。

6月24日(火)

經濟部訪問
Record of Discussions(案)について討論及び
意見交換。

6月25日(水)

大使館会議室にて Record of Discussions等について
日本側打合せ。

6月26日(木)

午前 国際経済合作発展委員会訪問

会議室にて徐氏，余氏，陳氏と Record of Dis-
cussions(案)について討論。

午後 大使館会議室にて調査団打合せ。

6月27日(金)

中国石油公司訪問

会議室にて Record of Discussions(案)につ
き最終討議を行なう。

日本側は調査団，濃野参事官，川瀬事務官出席。
中国側は経済部，国際経済合作委員会，外交部（
アジア・太平洋局，条約局），南北センター，金
属工業研究所より関係者出席。

6月28日(土)

中国石油公司会議室にて

Record of Discussions署名。(日本側油谷
団長。中国側 国営事業委員会 張光世執行長)

6月30日(月)

東京着。

参 考 资 料

参 考 資 料

1. 中華民国の政府組織の概要
2. 中華民国の教育制度
3. 中華民国人力発展計画修訂草案
(抜粋)(行政院国際経済合作発展委員会人力発展小組編)
4. 中華民国のマンパリー計画の評価(抜粋)
(General Report on Evaluation of Manpower Planning 1967.
行政院国際経済合作発展委員会小組編より)
5. 中華民国第四期経済建設四ヶ年計画の実況(概要)
6. 実務調査団視察事業場の概要
台湾造船股份有限公司(国营)
台湾機械股份有限公司(国营)
台湾化学纖維股份有限公司(国营)
大同股份有限公司(民营)
金豊機器工業股份有限公司(民营)
中国力霸鋼架有限股份公司(民营)

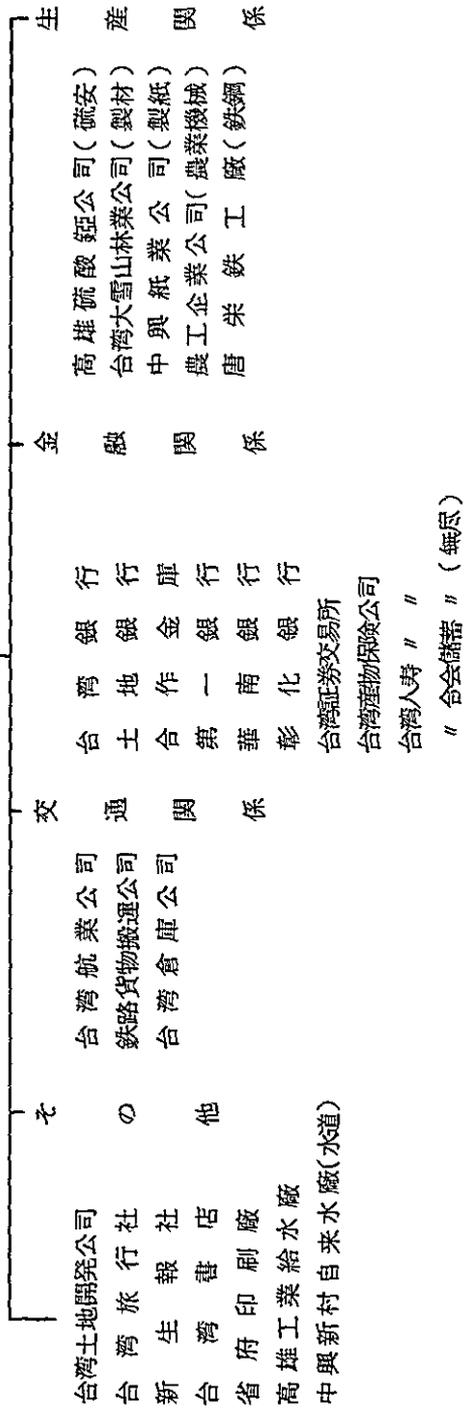
なお、参考文献としては、

- (1) 『台湾之新興産業』 台湾銀行経済研究室編印
- (2) 『Conference on Economic Development of Taiwan, June
1967』
U.S. Joint Committee on Sino-American Cooperation
in the Humanities and Social Sciences and China
Council, Academia Sinica
- (3) 『Economic Development in Taiwan』
Edited by Prof. Kowie Chang. 1968.

省政府委員會

- 高雄港務局
- 基隆港務局
- 台灣公路局
- 台灣鐵路局
- 台灣省觀光局
- 台灣省訓練團
- 煤業調節委員會
- 林務局
- 物資局
- 糧食局
- 公用事業局
- 人事局
- 計主處
- 新聞處
- 衛生處
- 警務處
- 社會處
- 交通處
- 農林處
- 教育處
- 建設處
- 財政處
- 民政處

台灣省營企業



出所. 「台湾經濟総合研究」下(アジア經濟調査研究双冊153)
アジア經濟研究所

中華民國における初級中学の数学及び理科の教科内容

1 数学

張仲謀，郭右愚合編「國中模範新数学」第2卷

第一章 小数	1-6-1 四捨五入法
1-1 小数の認識	1-6-2 近似値と誤差
1-1-1 小数の表記法	1-6-3 近似加減法
1-1-2 分母を 10^n とした分数 による小数の表記法	1-6-4 近似乗除法
1-1-3 正読と簡読	第二章 度量
1-2 小数の計算	2-1 長さ
1-2-1 加法と減法	2-1-1 長さの表示法
1-2-2 乗法	2-1-2 等記号及び不等記号を用 いた長さの比較
1-2-3 除法	2-1-3 長さの単位
1-2-3-1 小数を整数で除す る場合	2-2 角と角の表示法
1-2-3-2 小数を小数で除す る場合	2-2-1 角
1-3 分数の小數変換法	2-2-2 内角と外角
1-3-1 有限小数と循環小数	2-2-3 等記号及び不等記号を用 いた角の比較
1-3-2 分数の小數変換	2-2-4 角の表示法
1-4 小数の分数変換法	2-3 平面図形
1-4-1 有限小数の分数変換	2-3-1 曲線
1-4-2 純循環小数の分数変換	2-3-2 封閉曲線
1-4-3 混循環小数の分数変換	2-3-3 四辺形
1-5 正の小数と負の小数	2-3-4 矩形と正方形
1-6 小数の近似値	2-3-5 矩形区域
	2-4 面積

- 2-4-1 面積の単位
- 2-4-2 矩形と正方形の面積
- 2-4-3 面積の公制単位
- 2-4-4 地積の公制単位
- 2-5 体積
 - 2-5-1 長方体と立方体
 - 2-5-2 体積の単位
 - 2-5-3 長方体と立方体の体積
 - 2-5-4 体積の公制単位
 - 2-5-5 容量の公制単位
- 2-6 重量と時間
 - 2-6-1 重量
 - 2-6-2 時間
- 2-7 複名数の四測計算
 - 2-7-1 単名数と複名数
 - 2-7-2 複名数の加減乗除法
- 第三章比と比例，百分率
 - 3-1 比
 - 3-1-1 比
 - 3-1-2 反比
 - 3-2 比例
 - 3-2-1 比例
 - 3-2-2 比例の性質
 - 3-3 正比例と反比例
 - 3-3-1 正比例
 - 3-3-2 反比例
 - 3-4 連比

- 3-4-1 連比
- 3-4-2 比例配分
- 3-5 百分率の意義
- 3-6 百分率の応用
 - 3-6-1 課税
 - 3-6-2 保険
 - 3-6-3 利息
- 第四章 簡単な直線形
 - 4-1 角の名称
 - 4-1-1 直角，鋭角，鈍角
 - 4-1-2 補角と余角
 - 4-1-3 隣角
 - 4-2 相交る二直線のなす角
 - 4-2-1 対頂角
 - 4-2-2 対頂角の証明
 - 4-2-3 対頂角の性質
 - 4-3 三角形と三角形の合同
 - 4-3-1 三角形
 - 4-3-2 三角形の合同
 - 4-3-3 三角形の合同の性質
 - 4-3-4 垂直平分線
 - 4-3-5 三角形の対角と遠内角
 - 4-3-6 外角の性質
 - 4-4 截線
 - 4-4-1 截線
 - 4-4-2 内錯角，同側内角，同位角

- 4-5 平行線
 - 4-5-1 平行線の性質
 - 4-5-2 平行線の公垂線
- 4-6 三角形の内角の和
- 4-7 二等辺三角形と正三角形
 - 4-7-1 二等辺三角形
 - 4-7-2 正三角形
 - 4-7-3 角平分線
 - 4-7-4 三角形の辺と角の関係
 - 4-7-5 直線外の一点より直線までの距離
- 4-8 三角形の合同のその他の性質
- 4-9 平行四辺形
 - 4-9-1 梯形
 - 4-9-2 平行四辺形
 - 4-9-3 平行四辺形の性質
 - 4-9-4 菱形
- 4-10 平行四辺形，三角形，梯形の面積
 - 4-10-1 平行四辺形の面積
 - 4-10-2 三角形の面積
 - 4-10-3 梯形の面積
- 4-11 直角柱
 - 4-11-1 多辺形
 - 4-11-2 多角形の合同
 - 4-11-3 直角柱

- 4-11-4 直角柱の体積
- 4-12 可逆叙述
 - 4-12-1 叙述と逆叙述
 - 4-12-2 可逆叙述

2 理科

鐘元瑜主編「初中理化精義」

第一章 緒論

- 1-1 自然科学と理科
- 1-2 物質と物体
- 1-3 物質の三態
- 1-4 物質の分類
- 1-5 物質の性質
- 1-6 物質の変化
- 1-7 質量不減の法則
- 1-8 量と単位
- 1-9 基本単位
- 1-10 誘導単位
- 1-11 C、G、S 単位

第一編 水

第二章 水の重量と圧力

- 2-1 力と重量
- 2-2 圧力と張力
- 2-3 水の圧力伝達（パスカルの原理）
- 2-4 水圧機
- 2-5 水平面

- 2-6 連通管と水盛り容器
- 2-7 水の浮力とアルキメデスの原理
- 2-8 船舶と排水量
- 2-9 密度と比重
- 第三章 水の浄化と溶液
- 3-1 天然水
- 3-2 飲料水の浄化
- 3-3 蒸溜水と蒸溜の方法
- 3-4 純水の性質
- 3-5 溶液
- 3-6 浮懸液と水溶液
- 3-7 溶液の濃度
- 3-8 飽和溶液と濃度
- 3-9 結晶と結晶水
- 3-10 風化と潮解
- 第四章 水の成分
- 4-1 水の分解
- 4-2 水の成分
- 4-3 定比定律
- 4-4 水素の製法
- 4-5 水素の性質と用途
- 4-6 気体の反応定律
- 第2編 空気
- 第五章 空気の重量と圧力
- 5-1 空気の存在と重要性
- 5-2 空気の重量

- 5-3 大気の圧力
- 5-4 気圧計
- 5-5 サイフォン
- 5-6 空気圧力の応用
- 5-7 気体圧力と体積の関係 (ボイルの法則)
- 5-8 空気の浮力
- 第六章 空気の組成
- 6-1 空気の成分
- 6-2 空気の性質と用途
- 6-3 酸素の存在
- 6-4 酸素の製法
- 6-5 酸素の性質と用途
- 6-6 酸化と還元
- 6-7 金属の腐食と防食法
- 6-8 窒素の製法
- 6-9 窒素の性質と用途
- 6-10 稀有気体
- 第七章 物質の構造
- 7-1 元素, 単質と化合物
- 7-2 原子と分子
- 7-3 原子量と分子量
- 7-4 アボガドロの仮説
- 7-5 互分子の体積
- 7-6 原子の構造
- 7-7 イオン化原子
- 7-8 同位元素

第八章 元素符号と化学式

- 8-1 元素符号
- 8-2 化学式
- 8-3 分子式
- 8-4 分子数の応用
- 8-5 原子価
- 8-6 当量
- 8-7 構造式

第九章 化学方程式と化学当量

- 9-1 化学方程式
- 9-2 化学反応の種類
- 9-3 化学計算の関係法則

第3編 燃料及び熱

第十章 燃料

- 10-1 燃料の種類
- 10-2 木炭
- 10-3 石炭
- 10-4 石炭乾溜産物と用途
- 10-5 石油及びその分溜
- 10-6 天然ガス
- 10-7 ガソリン
- 10-8 石油ガスと液化石油ガス
- 10-9 水性ガス
- 10-10 フロジューサーガス
- 10-11 アセチレンガス
- 10-12 有機化合物と有機化学

第十一章 燃焼

- 11-1 燃焼と燃焼の条件
- 11-2 燃焼生成物
- 11-3 火焰の構造
- 11-4 緩燃
- 11-5 爆炸
- 11-6 マッチ
- 11-7 消火方法(消火器)

第十二章 熱

- 12-1 熱源
- 12-2 温度と温度計
- 12-3 熱量の単位
- 12-4 比熱
- 12-5 熱の伝播
- 12-6 熱の伝導
- 12-7 熱の対流
- 12-8 熱の輻射
- 12-9 魔法瓶

第十三章 炭素とその酸化物

- 13-1 炭素の存在
- 13-2 金剛石
- 13-3 石墨
- 13-4 無定形炭素
- 13-5 同素体
- 13-6 炭酸ガス
- 13-7 一酸化炭素

第4編 状態の変化

第十四章 状態の変化

14-1 水、氷と水蒸気

14-2 溶解と凝固

14-3 気化と液化

14-4 沸点と圧力の関係

14-5 昇華

14-6 冷凍機と電気冷蔵庫

第十五章 大気中における水蒸気
の変化

15-1 飽和蒸気圧

15-2 湿度

15-3 湿度計

15-4 露点

15-5 雲と霧

15-6 露と霜

15-7 雨と雪

15-8 霞と雹

第十六章 物体の性質

16-1 固体の熱膨脹

16-2 弾性

16-3 フックの法則とばね秤

16-4 液体の熱膨脹

16-5 分子力

16-6 表面張力

16-7 毛細管現象

16-8 気体の熱膨脹

16-9 気体の分子運動

第5編 食物と衣料

第十七章 食物と栄養

17-1 食物の栄養素とその効用

17-2 炭水化物

17-3 脂肪と油

17-4 蛋白質

17-5 ビタミン

17-6 食物の栄養成分とカロリー

第十八章 飲料と調味料

18-1 飲料

18-2 酒の醸造

18-3 アルコール

18-4 調味料

第十九章 衣料原料

19-1 衣料原料

19-2 動物原料

19-3 植物繊維と繊維素

19-4 紙

19-5 レーヨン

19-6 植物繊維と動物繊維の区別

19-7 合成繊維

第二十章 漂白、染色と洗浄

20-1 漂白剤

20-2 塩素

20-3	漂白剤
20-4	二酸化硫黄と亜硫酸
20-5	過酸化水素
20-6	酸化剤と還元剤
20-7	染料
20-8	染色法
20-9	石けんと合成洗剤
第6編 建築材料及び工業原料	
第二十一章 石材, 石灰とセメント	
21-1	建築材料
21-2	花崗岩
21-3	石灰と石灰石及び消石灰
21-4	しっくい
21-5	セメント
21-6	調合と鉄筋コンクリート
第二十二章 ガラス	
22-1	ガラスの製法
22-2	ガラスの種類
22-3	瓷土と陶土
22-4	陶器の製法
22-5	磁器の製法
22-6	珪瑯器
22-7	れんが
22-8	瓦
第二十三章 塗料, ゴムと合成樹脂	
23-1	顔料
23-2	塗料

23-3	ゴム
23-4	合成樹脂
第7編 力と運動	
第二十四章 力	
24-1	力の三要素
24-2	力の合成
24-3	力の分解
24-4	平行力の合力
24-5	偶力
24-6	てこ
24-7	力の釣合い
24-8	重心
24-9	すわり
24-10	万有引力
24-11	質量と重量の関係
第二十五章 運動	
25-1	運動と静止
25-2	速さと速度
25-3	等速運動と変速運動
25-4	加速度
25-5	等加速度
25-6	重力の加速度
25-7	自由落体
25-8	放物運動
25-9	ニュートンの運動の 第一法則
25-10	ニュートンの運動の

第二法則	
25-11 ニュートンの運動の	
第三法則	
25-12 円運動	
25-13 地球の運動	
第二十六章 仕事とエネルギー	
26-1 仕事	
26-2 仕事の単位	
26-3 工率	
26-4 運動のエネルギーと位置の エネルギー	
26-5 エネルギーの各種形式とそ の変換	
26-6 エネルギー不滅の法則	
第二十七章 簡単な機械と原動機	
27- 1 機械	
27- 2 機械利益	
27- 3 てこの応用	
27- 4 天びんとさおばかり	
27- 5 滑車	
27- 6 仕事の原理	
27- 7 輪軸と歯車	
27- 8 斜面	
27- 9 くさび	
27-10 ねじ	
27-11 摩擦	
27-12 機械効率	

27-13 蒸気機関と蒸気タービン
27-14 内燃機関
27-15 水車
27-16 噴射機関
第 8 編 化学薬品と肥料
第二十八章 塩酸，硫酸，硝酸
28-1 酸類
28-2 塩化水素
28-3 塩酸
28-4 硫黄
28-5 硫酸
28-6 硝酸
第二十九章 ナトリウムとその 化合物
29-1 塩基
29-2 ナトリウム
29-3 水酸化ナトリウム（苛性 ソーダ）
29-4 炭酸ナトリウム
29-5 炭酸水素ナトリウム（重 炭酸ナトリウム）
29-6 塩類
29-7 塩化ナトリウム
29-8 塩化物
29-9 硫酸塩
29-10 硝酸塩
29-11 中和

29-12 電離説	32- 8 騒音と楽音
29-13 電解質溶液中の反応	32- 9 音の強さ
第三十章 非金属元素	32-10 音調
30-1 けい素	32-11 音色
30-2 二酸化けい素(無水けい素)	32-12 共鳴
30-3 硼素	32-13 人声
30-4 硼酸	32-14 楽器
30-5 りん	32-15 録音機と電気蓄音機
30-6 臭素	32-16 テープレコーダー
30-7 よう素	第三十三章 光の特性
第三十一章 肥料と農薬	33-1 光と光源
31-1 肥料の概説	33-2 光波と光子(光の本性)
31-2 アンモニア	33-3 光度と照度
31-3 窒素肥料	33-4 光の直進
31-4 自然界の窒素の循環	33-5 影
31-5 りん酸肥料	33-6 日食と月食
31-6 カリウム肥料	33-7 光の速度
31-7 農薬	33-8 光波と音波の比較
第9編 音と光	第三十四章 光の反射と屈折
第三十二章 音波と楽音	34-1 光の反射
32-1 振動	34-2 平面鏡
32-2 単振子	34-3 球面鏡
32-3 波動	34-4 球面鏡の成像
32-4 音波	34-5 球面鏡成像の計算
32-5 音の伝わる速さ	34-6 球面鏡の用途
32-6 反響	34-7 光の屈折
32-7 音波の屈折	34-8 屈折率

34-9	全反射
34-10	プリズム
34-11	レンズ
34-12	レンズの成像
34-13	レンズ成像の計算
第三十五章 光の分散	
35-1	光の分散
35-2	スペクトル
35-3	太陽のスペクトル
35-4	虹
35-5	物体の色
35-6	色光の混合
35-7	顔料の混合
第三十六章 眼と光学機器	
36-1	眼の玉
36-2	写真機と撮影法
36-3	虫めがね
36-4	顕微鏡
36-5	望遠鏡
36-6	幻灯
36-7	映写機
第10編 磁気と電気	
第三十七章 磁気	
37-1	磁石
37-2	磁極
37-3	クーロンの磁力の法則
37-4	磁気感応

37-5	磁性の分子説
37-6	磁場と磁力線
37-7	地磁気
37-8	羅針盤
第三十八章 静電気	
38-1	摩擦起電
38-2	正の電気と負の電気
38-3	クーロンの静電気の法則
38-4	電場
38-5	導体と絶縁体
38-6	験電器
38-7	電気感応
38-8	感応隆電
38-9	蓄電器(コンデンサー)
38-10	電気の分布
38-11	放電と安全装置
第三十九章 電流と電池	
39-1	電流
39-2	電位差
39-3	抵抗
39-4	オームの法則
39-5	電池
39-6	電気回路
39-7	抵抗の組合わせ
39-8	電池の発電
39-9	電池の組合わせ

第四十章 電流の各種作用

- 40- 1 電流の磁気作用
- 40-22 コイルと電磁石
- 40- 3 電磁石の応用—電鈴と電報
- 40- 4 磁界中の電流に働く力
(フレミング左手の法則)
- 40- 5 各種の直流電気計器
- 40- 6 電流の熱作用(ジュールの法則)
- 40- 7 電流の熱作用の応用
- 40- 8 電力と電力量
- 40- 9 電流の化学作用(電解)
- 40-10 ファラデーの法則
- 40-11 電解の応用

第四十一章 電磁感應

- 41- 1 電磁感應
- 41- 2 ソレノイドコイルの作る磁界とフレミング右手の法則
- 41- 3 発電機
- 41- 4 電動機
- 41- 5 高周波コイル
- 41- 6 変圧器
- 41- 7 電話
- 41- 8 電流による災害

第四十二章 電子機器と無線機器

- 42-1 抵抗気体中の放電

- 42- 2 陰極線
- 42- 3 X線
- 42- 4 電子の放射—真空管
- 42- 5 トランジスター
- 42- 6 光電管
- 42- 7 電波の発生
- 42- 8 無線通信
- 42- 9 レーダー
- 42-10 テレビジョン

第 1 1 編 金属

第四十三章 鉄とアルミニウム

- 43- 1 金属と非金属
- 43- 2 鉄
- 43- 3 鋼
- 43- 4 鉄の化合物
- 43- 5 黒色インキ
- 43- 6 青写真焼付け法
- 43- 7 アルミニウム
- 43- 8 アルミニウムの還元性
を利用した溶接と精錬
- 43- 9 酸化アルミニウム(アルミナ)
- 43-10 明ばん
- 43-11 複塩と錯塩

第四十四章 銅, 水銀, 銀, 金, 白金

- 44- 1 銅

- 44-2 銅の合金
- 44-3 銅の化合物
- 44-4 水銀
- 44-5 水銀の化合物
- 44-6 銀
- 44-7 銀の化合物
- 44-8 金
- 44-9 白金

第四十五章 錫，鉛，亜鉛，アンチモン，ニッケル，タングステン，クローム
マンガン

- 45-1 錫
- 45-2 鉛
- 45-3 亜鉛
- 45-4 アンチモン
- 45-5 ニッケル
- 45-6 タングステン
- 45-7 クローム
- 45-8 マンガン

第四十六章 放射性元素と原子力

- 46-1 放射性元素
- 46-2 放射性元素の嬗変
- 46-3 元素の人工嬗変
- 46-4 同位元素
- 46-5 核の分裂と原子爆弾
- 46-6 核の融合と水素爆弾

46-7 原子力の平和利用

中 華 民 国 の 教 育 制 度

中華民国においては経済建設計画に即応しつつ教育制度の改革を実施中であるが、その主要点をあげれば次のとおりとなる。

1. 義務教育年限を6年から9年に延長すること（既に1968年より実施）
2. 高等職業学校、五年制専科学校の教育内容が1968年現在において、理工課程42、普通課程58となっているものを、10年間で、理工課程56、普通課程44の比率に変えようとしていること。
3. 義務教育期間の延長にあわせ後期中等教育の一環として、職業訓練制度の飛躍的拡大を図らうとしていること。
4. 職業訓練制度の拡大強化に伴ない領班訓練学校（職業学校・・・定時制課程とし、卒業者には大学入学資格を与えることを検討中）・・・を設置すること。

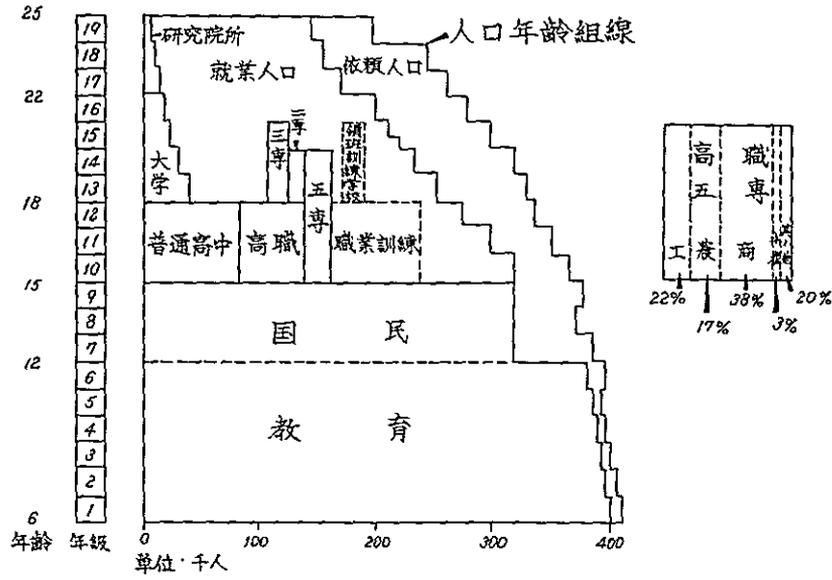
なお、学校教育において教育内容については、たまたま初級中学の数学及び理科の教科書を入手することができたので、その項目を掲げ教科内容を知る手掛りの一編として収録することにした。

以上の構想を図で示せば次表の通りである。

表一

人力供需與教育現況之分析

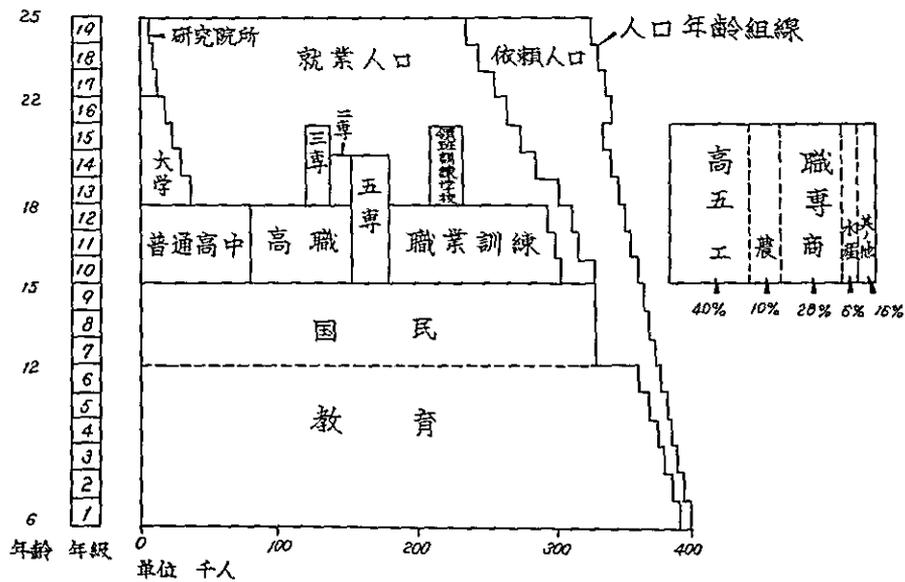
民國五十六年



表二

未來十年人力供需與各級教育平衡發展之構想

民國五十六年-六十六年



中 華 民 国 の 政 府 組 織 の 概 要

1 政治制度

中華民國は1911年に誕生し、それはアジアにおける共和国のさきがけであった。その政治制度は国父孫中山先生の遺訓に則つて制定されたもので、次の如き3つの特色をもっている。

(1)主権在民 — 中華民國は民有、民治・民享をモットーとする共和国で、その主権は国民の全員に属している。

(2)五権分立 — 中央政府は五権分立制になっておりこれは孫中山先生が牽制、均衡の理論を参考しつつ、西洋の三権分立や中国固有の考試・監察等の優良なる制度をも取り入れ、更にこれらのものを総合してつくりあげたものである。

(3)均権制度 — 中央政府と地方政府の権力が画然と区分されているが、これは均権制度を採用した結果である。全国的性質をもった事務はすべて中央の管轄に帰し、地方の特殊性を生かさねばならないものは地方の管轄するところとなっている。

2 組織形態

わが国の政府は、中央政府と地方政府の二つの部分を包括するものである。中央政府には總統と五院があり、地方政府には省、直轄市、県、郷、鎮、区および県轄市等がある。いま、これを個別的に説明して見よう。

(1)中央政府

1. 總統、副總統 — 總統、副總統は國民大会がこれを選挙する。その任期は6年である。中華民國の國民にして、年齢満40才に達したものは、總統、副總統に選挙され得ることになっている。總統は國家の元首で、憲法の規定により、對外的に中華民國を代表して、条約の締結や宣戦、講和の権を行使するものである。對内的には、陸海空軍を統率し、法律や命令を發布し、官吏を任免し、栄典を授与し、戒嚴を宣布し、大赦、特赦、減刑、復権等の権を行使するものである。總統の下には、資政、秘書長、副秘書長、參軍長が設けられていて、それぞれの事務を担当している。

總統府の組織およびその附属機構

甲、總統府

〔名称〕	〔職務〕
国策顧問委員会	建国に関する事項について必要ある時に意見を 總統に提供する。
戦略顧問委員会	戦略や国防に関する事項について、必要ある時 に意見を總統に提供する。

乙、動員戡乱時期臨時條款第四項によって設置された機構

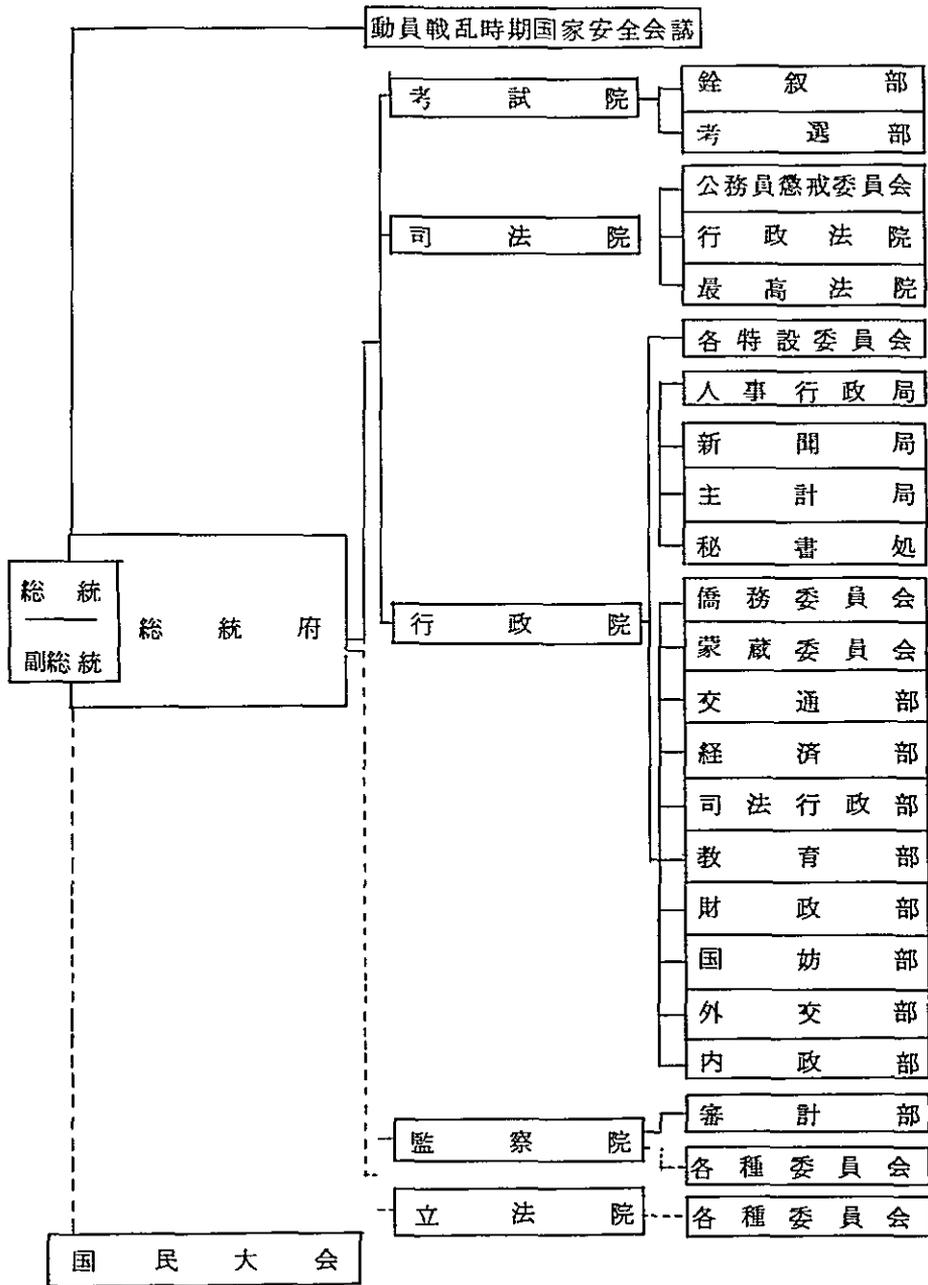
〔名称〕	〔職務〕
動員戡乱時期国家安全会議	總統がこれを主管し、動員戡乱に関する大政方 針を決定する。また戦地の政務をも処理する。

丙、直属機構

〔名称〕	〔職務〕
中央研究院	科学および學術の指導に従事する全国最高の学 術機構である。
国史館	国史を纂修する。
光復大陸設計研究委員会	大陸を奪回する方案を研究する。
中央銀行	国家銀行で、貨幣の発行、国庫の經理、内外債 の募集等の特権を政府から授与されている。
国防研究院	国家の政略、戦略および計画方案を研究し、建 国のために必要な高級な軍事、政治人材を培養 する。

2 五院

①行政院は国家の最高行政機関で、院長、副院長をそれぞれ一名置き、各部、会の長官若干名および部、会を管轄せざる政務委員若干名を置く。院長は總統がこれを指名し、立法院の同意を経て任命するが、その他は院長が人選してから總統がこれを任命する。院長は院務を綜理し、所属機構を監督する。行政院



には行政院會議が設けられているが、以上の全部の人員によってこれを組織し、院長が主席になって、立法院に提出すべき法律案、予算案、戒嚴案、大赦案、宣戰案、講和案、条約案およびその他の重要事項を議決することになっている。また各部、会に共通せる事項もこの會議で議決される。

②立法院は国家の最高の立法機関で、人民の選挙した立法委員によって組織されており、人民を代表して立法権を行使するものである。法律案、予算案、戒嚴案、大赦案、宣戰案、講和案、条約案および国家のその他の重要事項を議決する権を有している。立法院は院長、副院長をそれぞれ一名置いているが、立法委員がこれを互選する。院長は院務を綜理し、立法院會議の主席にもなっている。立法院には、内政、外交、国幼、經濟、財政、予算、教育、交通、辺政（辺疆の政務）僑政（海外居留民に関する政務）、司法、法制等の十二委員會が設けられている。

③司法院は国家の最高の司法機関で、民事、刑事、行政訴訟の審判および公務員の懲戒を司るものである。院長、副院長それぞれ一名および大法官十七名を置くが、何れも総統が指名し、監察院の同意を経て任命する。院長は院務を綜理し、所属機構を督導する。大法官會議を設けているが、院長および大法官がこれを組織し、院長が會議の主席となって憲法を解釈し、また法律、命令に統一的な解釈を与える。司法院の下には最高法院、行政法院および公務員懲戒委員會が設けられている。

④考試院は国家最高の考試機関で、考試、任用、銓叙（資格の銓考）、考績（成績の考査）、級俸（官階、俸給）、陞遷、保障、褒獎、撫卹、退休（停年）、養老等の事項を司るものである。院長、副院長それぞれ一名、考試委員十九名を置くが、何れも総統が指名し、監察局の同意を経て任命する。院長は院務を綜理し、考試院會議の主席を兼ねる。考試院の下に考選部と銓銓部が設けられている。

⑤監察院は国家最高の監察機関で、各省、市、蒙古チベットの地方會議や海外居留民の団体が選んだ監察委員がこれを組織し、彈劾、糾舉および審計の権を

行使する。院長・副院長それぞれ一名を置き，監察委員がこれを互選する。院長は院務を綜理し，監察院会議の主席にもなっている。行政院やその各部，会の仕事の状況に応じて，監察院では若干の委員会を設けている。また監察院の下には審計部が設けられている。

行政院の幕僚組織と直属機構

甲，幕僚組織

行政院では院長の幕僚組織として秘書処が設けられており，秘書長，副秘書長をその長官としている。秘書処は 8 組に分かれているが，その他になお機要，編訳，參秘，主計，人事，安全，配給，敵情研究，図表の 9 室と訴願，法規，考成の 3 委員会が設けられている。

乙，直属機構

内政部 — 全国の内務行政の事務を管理する。

外交部 — 国際事務を管理し，外交政策を執行する。

国防部 — 国防，軍事の政策を管理，執行し，国防の力量を充実せしめ，国家安全の責任を負うものである。また軍事上の動員，復員の事項をも管理，執行する。

財政部 — 全国の財政事務を管理する。

教育部 — 全国の学術および教育行政の事務を管理する。

司法行政部 — 全国の司法行政事務を管理する

經濟部 — 全国の経済行政および経済建設の事務を管理する。

交通部 — 全国における国有の鉄道，自動道路，電信郵便，空路等の計画，建設，管理経営を司り，公有および私営の交通事業等をも監督する。

蒙藏委員会 — 蒙古，チベットの行政やこれらの地方における新規の事業に関する事務を管理する。

僑務委員会 — 海外居留民に関する行政やかれらの事業に対する指導等の事項を管理する。（以上の各部会の長官は何れも政務委員で，行政院会議に出席する）

主計処 — 全国の歳計，会計，統計の事務を管理する。

新聞処 — 国策の説明，政令，政績の宣伝，国内，海外への新聞の発表等の事務を管理する。

人事行政局 — 行政院の所属機構や行政機構の人事行政の事務を管理する。

国際経済合作発展委員会 — 外国の資金や技術の全面的応用を管理し，中国とアメリカ等諸国とのあいだの経済協定を執行し，これによって経済建設計画の円滑をはからんとするものである。

国軍退除役官兵輔導委員会 — 中華民國の軍隊の除隊者の生活の面倒を見る機構である。またこれと関係のある事業をも管理する。

青年輔導委員会 — 青年指導の計画と管理。

国立故宫博物院管理委員会 — 故宫博物院および中央博物院の台湾にある文物の保管，調査，整理，展覧を管理する。また歴代の古物の考証，研究や古代の文化，芸術の説明，普及等の事項をも管理する。

国家科学委員会 — 国家建設の必要に備えるため，科学教育の普及をはかるために，一般科学の基本研究をせねばならないが，これを指導し，援助するためにこの委員会が設けられている。

原子能委員会 — 原子能の発展，応用，普及やその安全，防護等に関する事項を管理，計画する。

(2) 地方政府

地方政府の第一級の単位は省政府と直轄市政府で，その下に県，市政府や直轄市所属の区公所が設けられている。そのまた下に郷，鎮公所や県轄市の公所が置かれている。地方政府の組織や職務は次の如くである。

1. 省政府，直轄市政府

①省政府には委員会が設けられており，委員制が採用されている。命令の発布，修正および撤廃をはじめとし，所属各機構や県市政府の命令，処分等に関する重大事項はすべて委員会の議決を経ることになっている。委員の人は行政院会議の議決を経て，総統がこれを任命するが，委員のうち一名が，主席に

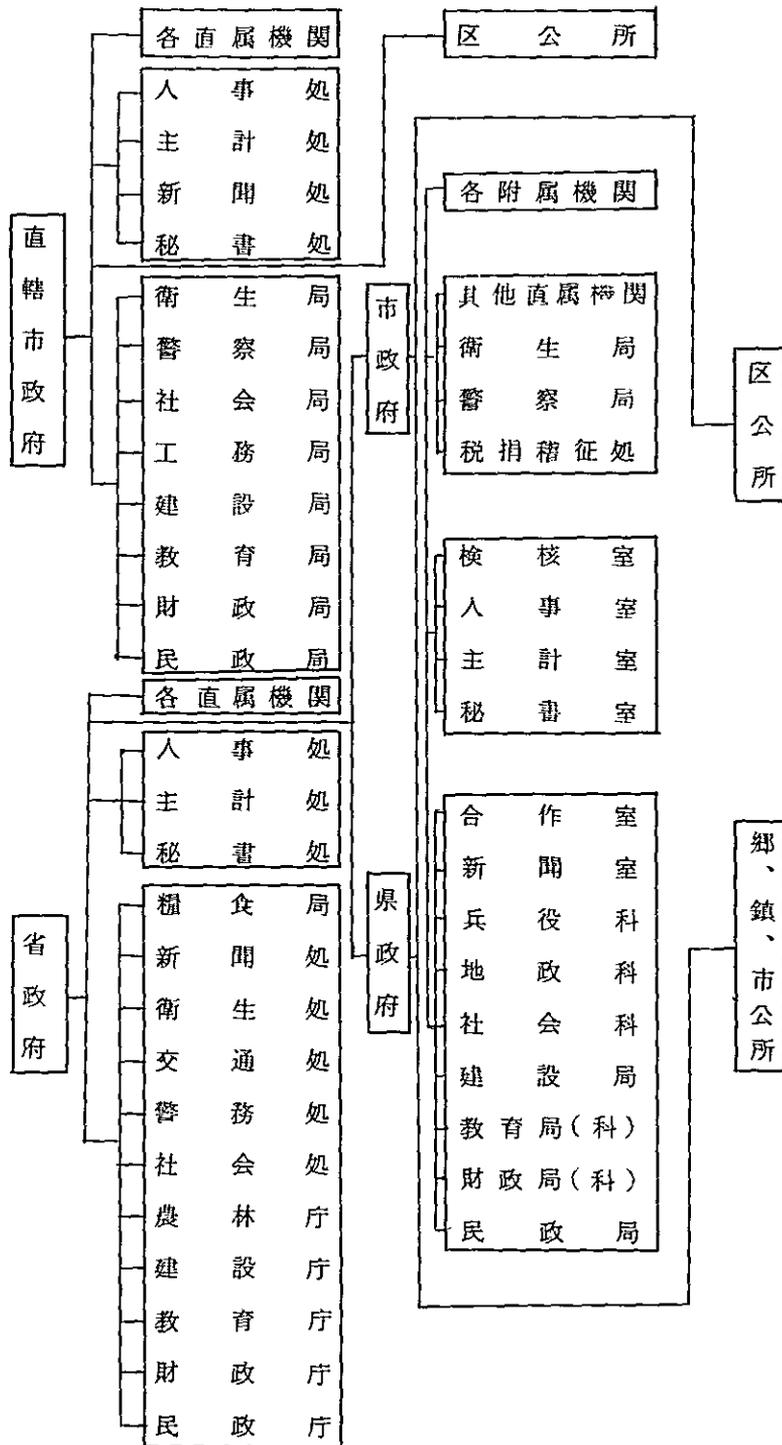
任命される。台湾省政府には、民政庁、財政庁、教育庁、建設庁、農林庁、社会処、警務処、交通処、衛生処、新聞処、糧食処、秘書処、主計処、人事処等の直屬機構が設けられている。

②直轄市政府に市長一名を置く。行政院會議の議決を経て総統がこれを任命する。現在の台北市政府には民政局、財政局、教育局、建設局、工務局、社会局、警察局、衛生局、秘書処、新聞処、主計処、人事処等の直屬機構が設けられており、その下に区公所が置かれていて、各区自身の事務を管理している。

2 県、市政府は県、市自治の執行単位で、上級政府の委任した事項を執行し、郷、鎮、県轄市の自治事項を指揮、監督する。県長、市長は県、市の公民が直接これを選挙し、県政、市政を綜理する。

3 郷、鎮、県轄市の公所は、郷、鎮、県轄市の自治事項を処理する。郷長、鎮長、県轄市長は何れも民選で、その下に民政、財政、建設・兵役、戸籍、総務の六課を置き、また主計員、戸籍主任をそれぞれ一名設けている。

地方政府組織系統



マンパワー計画の評価についての
総合報告書 (抜萃)

中 華 民 国 行 政 院 国 際 経 済
合 作 発 展 委 員 会
人 力 発 展 小 組 編

目 次

今後 5 年間におけるマンパワー - 需給の予測 (1967 年 - 1971 年)

1. 今後 5 年間におけるマンパワー - 需給の予測に対する基本的概念
2. 熟練工および半熟練工の需給分析
3. 今後 5 年間に必要な専門的及び技術的職員の分析

今後5年間におけるマンパワー需給の予測（1967年～1971年）

マンパワー計画の目的は、将来の労働力の増加、将来の雇用人口における産業及び職業構成、雇用人口並びに各経済分野における雇用率の増加、労働市場と工業界が必要とする新人労働人口、等について、性別人口統計、および経済社会、教育の発展傾向にもとずいて、予測するのである。

この推計は経済計画、工業的事業、雇用機会の増加、マンパワー計画、職業訓練、公共職業紹介活動、マンパワー調整、雇用政策、教育計画の決定のために設定されたものである。

1965年に、なされた一般的なマンパワーの評価は、ILOの専門家が1965年より1970年について、行なったものである。その後、経済状態と経済環境が変化するに従って変化したマンパワー要素に、より適切にマッチするように、別の評価が、この委員会によってなされた。

それは次のとおりである。

1. 今後5年間におけるマンパワー需給の予測に対する基本的概念

経済計画、マンパワーの開発、教育の発展にとってそれが必要なために、マンパワー開発委員会 (Manpower Development Committee) は、基準年として1966年をとり、今後5年間 (1967年 ~ 1971年) におけるマンパワー需給について、再評価をおこなった。その主要なものは次のとおりである。

- a) 15才以上の人口は7,494,290人 (1966年) から8,983,915人 (1971年) に増加するだろう。年平均の人口増加数は、297,925人で、その増加率は362%である。
- b) 労働力として労働市場に参加する率は、軍人を含めて、5904% (1966年) から5727% (1971年) に増加する。労働力の年平均増加数は、144,016人で、その増加率は302%である。
- c) 仮に今後の経済成長率を年7%、また雇用人口の増加率を32%とすると失業率は436% (1966年) から359% (1971年) に低下することとなり雇用者の年平均増加数は、145,727人であるから毎年1,718人の失業者が減少することになる。
- d) 経済発展の需要に即応して、雇用者の産業別構成を推定すれば次のとおりとなる。

工 業	雇 用 人 口 率	
	1966	1971
第 一 次 産 業	4100%	3750%
第 二 次 産 業	2250%	2500%
第 三 次 産 業	3650%	3750%

第一次産業における雇用者数の減少率は13.9%、第二次産業における雇用者の増加率は52.5%、そのうち製造業におけるその増加率は56.7%が維持される。また、第三次産業における雇用者数の増加率は46.9%である。

e) 雇用者の中に占める専門的並びに技術的労働者、管理者、熟練工の数は次のように拡大する

職 業	雇 用 人 口 率	
	1966	1971
専門家および技術者	4.10%	4.71%
行政官および管理者	2.80%	3.10%
一般事務員	6.00%	6.20%
商 人	10.60%	11.15%
農民、漁民、猟師、その他	45.80%	41.05%
鉋夫および石切工	1.90%	2.00%
運輸、通信業務従事者	3.30%	3.65%
熟練工人	20.05%	22.35%
サービス業務従業者	5.45%	5.79%

f) 必要な新規な労働者は、毎年211,744人であり、そのうち7,800人が軍人として204,000人が民間人として必要である。

産業界では、第一次産業に52,092人、第二次産業に72,445人、そして第三次産業に87,207人が必要である。そのうちもっとも高い需要は製造業における51,286人である。職業別では14,000人が専門的並びに技術的職（延長した9年制国民教育のために必要な教師も含む）の分野において必要である。書記的職業従事者は8,400人、商店員26,600人、農業、漁業、狩猟業、51,000人鉋鉋業4,800人、運輸、通信業、9,800人、熟練工61,400人、サービス業14,000人である。この目標は適切な教育および訓練計画のチャンネルを通して達成されるのである。

2. 熟練工および半熟練工の需給分析

熟練工は国家における技術マンパワー構成の基礎的な要素であり、その産業発展において非常に重要な役割を果たす。多くの先進国においては、1人の技師、5人の中堅技術者、50人の熟練工という編成がもっともよく調和のとれた技能マンパワー構成であるとみなされているという最新のデータがある。したがって、質的に、量的に、工業の需要に応えるために、熟練工の養成と訓練のための方法が発見されなくてはならない。総合的な国家マンパワー開発計画 (National Manpower Development Plan) の一部として、熟練工および半熟練工に対する需要の評価は、将来の工業職業教育および職業訓練の発展に関して決定するために、さきにILOの専門家によってなされた。しかし、最近におけるマンパワー構成と産業発展の変化、また雇用の年を遅らせることになった初等教育の延長という要素のために、この分野における修正が必要となった。

この委員会による「今後5年間におけるマンパワー需給の評価」(Estimate of Manpower Supply and Demand in Next Five Years) にもとづいて、台湾における熟練工の年間需給は訂正され、附表のとおりとなった。

1966年末の熟練工の分野における雇用者数は748,000人である。第4次4ヶ年経済発展計画の仮定や、すでにのべたマンパワー評価における雇用者数の増加率等、さらに死亡、退職者による適当な移動等にもとづくと、年間、必要な新規の労働者は61,400人である。15,400人の埠頭労働者、未熟練工を除いて、他の職業は、通常の職業教育、職業訓練を通じて得られる特殊な技能、技術を必要とするものである。

通常の職業学校および実習的技術訓練センターを通じて、徐々に年間12,000人が社会に出るようになる。教育界から供給される数とのくいちがいが年間3,800人から1,000人に減少するように、1967会計年度以来、工業地区にある10の農業職業学校に工業訓練コースを設置することにして既存

の工業職業学校におけるクラスの増設のために、国際経済発展委員会によって、基金が供給されるであろう。この計画では、これらのうち、工具製作工、機械工、電気工、電子工学工、化学工学工、熟練工等が重視される分野である。

産業界が、必要な熟練工および半熟練工を育成するために、技能者養成、速成訓練、工場内現場訓練および模範訓練を促進する包括的計画が、工業職業訓練協会 (National Vocational Training Service J Industries) によって開発されている。その他年間 5,000 人が軍事訓練所によって訓練されるが、将来の雇用市場における新しい血となるであろう。その間、ブラッシュアップ訓練、再訓練計画も、予想される技術革新に備えての雇用者の質を向上させるために実施されよう。

3. 今後5年間に必要な専門的並びに技術的職員の分析

中華民国における専門的並びに技術的職員の育成は通常、教育計画を通じておこなわれている。この委員会のデータにもとずくと、この範ちゆうに属するものの総数は1966年までに178,720名である。また、死亡者、退職者、海外渡航者による移動のため、今後5年間の年間需要は13,840人となる。これには初等教育延長のために必要な教師および海事に関する高級マンパワーを含む。

これにより、この計画はさきの総体的なマンパワー予測より、若干多くなっている。

附表3は、総数13,840人が年間必要数であり、その内訳は8,430人の教師、270人の科学研究者、1,530人の技師、2,250人の中堅技術者、860人の医療関係者、500人のその他の専門的並びに技術的職業に従事する者等である。

(8,400人の必要な行政官および経営者は含まれていない。そしてそれらは書記的業務従事者によって置き換えられるであろう。そして彼等は経験を過し又は自己開発によって育成されるものである。

供給する側からいえば、1966教育年度において15,416人の学卒者があるが、そのうち3,200人は華僑学生またはより高い研究のために海外へ赴く留学生であるため、差引き12,000人が本当に社会に出る卒業生である。

この計画については、現在、卒業生を将来の経済開発に適合し得るようにするため、教育界の当局者と企業界との間の調整が進行中である。

1966教育年度における単科大学、総合大学、研究所からの卒業生は次のとおりである。

科学および工学部門		
小	計	5,903 人
農	業	1,175 //
工	学	2,481 //

医 療	1,062 人
自 然 科 学	1,185 #
社会および人文科学部門	
小 計	7,135 #
社 会	4,814 #
人 文	2,321 #
他 の 部 門	
小 計	2,378 #
教 育	1,207 #
芸 術	717 #
法 律	454 #
総 計	15,416 #

表2 将来5年間における必要な熟練工，半熟練工数

単位：人

コードNo	項目	1966年度雇用者数	5年間の雇用増加倍率	補充率	5年間の増加数	5年間の必要な増加倍数	年間必要新入労働者
7-0	紡績工，紡織工，製糸工，染色工，等	70,000	17.2	5,460	12,040	17,500	3,500
7-1	衣服裁断工，縫製工等	65,000	26.6	5,070	17,430	22,500	4,500
7-2	皮革裁断工，靴型工，縫靴工，等	11,000	28.6	858	3,142	4,000	800
7-3	金属精練工，鍛造工，鋳造工，圧延工，模型工，等	28,000	45.8	2,184	12,816	1,500	3,000
7-4	精密計器工，時計製造工，宝石金銀細工等	6,000	54.7	468	3,282	3,750	750
7-5	工具製造工，機械工，仕上工，板金工，製管工，溶接工，鍛金工および自動車修理工，等	86,000	44.5	6,708	38,292	45,000	9,000
7-6	電気工，電子技能工，電気機器技能工等	40,000	54.7	3,120	21,888	25,000	5,000
7-7	大工，建具工，家具工，桶工，等	65,000	17.6	5,070	11,430	16,500	3,300
7-8	ペンキ工，裱具工	8,000	36.0	624	2,876	3,500	700
7-9	レンガ工，左官，建築作業人	65,000	36.8	5,070	23,930	29,000	5,800
8-0	植字，印刷工，製版工，装訂工等	13,000	11.4	1,014	1,486	2,500	500
8-1	塗業工，ガラス工，陶磁器工，セメント工等	20,000	12.5	1,560	2,290	3,850	770
8-2	製粉工，製パン工，醸造工，その他食品，飲料工	35,000	15.1	2,730	5,270	8,000	1,600
8-3	化学工等	25,000	23.0	1,950	5,550	7,700	1,500
8-4	タバコ葉配合，およびその製造工	1,000	12.2	78	122	200	40
8-5	製図工，生産工程工，その他	35,000	33.6	2,730	11,770	14,500	2,940
8-6	包装工，ラベル工等	22,000	30.8	1,716	6,784	8,500	1,700
8-7	固定動力機，開さく機，起重機操作工等	7,500	32.2	585	2,418	3,000	600
8-8		51,000	33.5	3,978	18,022	22,000	4,400
8-9		95,000	-	7,410	47,540	55,000	11,000
	計	748,500		59,776	248,420	307,000	61,400

注 A 資料の典拠

1. マンパワー発展委員会による「今後5年間のマンパワー需給予測」
 2. 1966年10月の「労働力調査報告」
 3. 1966年4月の「マンパワー需要調査報告」
 4. 第4次4カ年経済発展計画における工業発展の趨勢
- B. 年間必要新入マンパワー61,400人のうち25%、15,000人が熟練工で、50%、31,000人が半熟練工，そして25%、15,400人が未熟練労働者である。
- C. 各業種分野のうち，手工業労働従業者は，その他手工業労働者に分類される。

附表 3. 将来 5 年間の専門および技術分野における必要な新增マンパワーの分析 (1967 年 - 1971 年)

項	目	現有就業者数	死亡, 退・休・転職者に対する補充者数	5 年間の必要新增数	5 年間の必要総増数	年間平均必要増加数
A	教 員	93,200	10,550	31,600	42,150	8,430
1	大専および研究所教員	6,370	700	700	1,400	280
2	高中, 高職教員	9,000	950	3,800	4,750	950
3	国民教育教員	74,200	8,600	26,500	35,100	7,020
	(1) 初中	19,500	4,500	20,000	24,500	4,900
	(2) 国民学校	54,700	4,100	6,500	10,600	2,120
4	幼稚園	2,000	200	500	700	140
5	其他の教員	1,270	100	100	200	40
B	科学研究員	3,250	330	1,020	1,350	270
1	生物科学	1,200	120	355	475	95
2	物理科学	1,100	110	365	475	95
3	社会科学	500	50	200	250	50
4	其他科学	450	50	100	150	30
C	技師 (土木建築, 交通, 製造, 農礦, 公共事業)	20,570	1,990	5,660	7,650	1,530
1	機 械	3,000	300	1,200	1,500	300
2	電機, 電子	2,700	270	1,200	1,470	294
3	化学工業	1,500	150	600	750	150
4	建築士	500	50	200	250	50
5	鉱 山	850	90	100	190	38
6	工業工学	1,500	150	500	650	130
7	工業設計	170	—	100	100	20
8	農 機	1,400	140	360	500	100
9	土木, 水利	4,200	420	130	550	110
10	航 海	1,250	100	350	450	90
11	航空機	1,500	120	420	540	108
12	其他 (衛生工学及研究業務を含む)	2,000	200	500	700	140

項 目	現有就業者数	死亡、退・休・転職者 に対する補充者数	5年間の必要新增数	5年間の必要総増数	年間平均必要増加数
D 技術員（建設、交通、製造、農業、鉱業、公共事業）	36,520	2,850	8,400	1,250	2,250
1. 機械、農機	9,500	760	3,000	3,760	752
2. 電機、電子	6,800	530	2,500	3,030	606
3. 化工	3,800	300	1,200	1,500	300
4. 建築	1,500	120	450	570	114
5. 冶金	1,000	80	150	230	46
6. 土木、水利	8,500	670	300	970	194
7. 工業設計	420	—	300	300	60
8. 其他（研究補助者を含む）	5,000	390	500	890	178
E 衛生監事要員	14,970	2,450	1,850	4,300	860
1. 医師	5,600	790	780	1,570	314
2. 歯科医科	1,700	250	—	25	50
3. 漢法医	1,800	360	—	360	72
4. 看護夫	1,750	520	380	900	180
5. 助産夫	2,100	370	—	370	74
6. 薬剤師	1,000	80	500	580	116
7. 医療技術	820	60	90	150	30
8. 獣医	200	20	100	120	24
F 其他専門技術員	10,210	870	1,630	2,500	500
1. 農業研究人員	3,000	300	200	500	100
2. 会計士	210	20	130	150	30
3. 司法官、辯護士	2,000	150	300	450	90
4. 其他	5,000	400	1,000	1,400	280
総 計	178,720	19,040	50,160	69,200	13,840

説明：1 現在の就業者数の主要資料の典拠は以下を参照すること。

- (1) 教育部1966教育年度、教育統計、マンパワー発展小組の1967年高級マンパワー調査
- (2) 医療分野マンパワー
ンヨン・ポキンス大学による「A Study of Demographic Economic Impacts」
- (3) 中華民國各工学会および関連する協会への登録者数の資料
- (4) 台湾地区、将来5年間のマンパワー需給推計
- (5) 1966年11月の第5期の製造業、運輸交通業、サービス業のマンパワー需要調査報告。

2 本推計は、上記の関係資料を総合して、作成したものである。また、延長された国民の必要とする教師、および第6類の航海、航空等の高級なマンパワーもこの中に含まれている。

3 衛生医療要員のうち、歯医師の増加は現在、正式な免許を所持していない不合格者に替えるためのものであり、また、将来の児産出生数が安定化する傾向にあるため、助産婦の増加はただ退、休、転職、および死亡者を補うためのものが主である。漢法医は、高年齢に属する者が比較的多いため、その増加もまた、補充のためのものが主である。

附表 1. 熟練工および半熟練工の年間需要数および教育と職業訓練における調整計画(1967年~1971年)

単位：人/年間

コード番号	職 業	年間マン パワー需 要 計	年 間 マ ン パ ワ ー 供 給 推 計										工職の正規教育を受けたメンバーの供給計画				
			教 育 部 門			訓 練 部 門					計	現有工職の科に よる 区 別	供給予 定人数	実験に 必要な 人数	不 足 人 数		
			工 職	技 術 訓 練センター	そ の 他 職 工	小 計	見 習 工 訓 練	新 入 技 能 工 在 職 訓 練 on the job training	技 能 工 速 成 訓 練	模 範 速 成 訓 練						運 隊 内 訓 練	小 計
7-0	紡績工, 紡織工, 製 糸工, 染色工等	3500	300	-	-	300	-	2900	-	-	300	3200	3500	防 績 工 科	200	300	100
7-1	衣服裁断工, 縫製工 等	4500	-	500	(家事) 800	1300	800	2100	-	-	300	3200	4500				
7-2	皮革裁断工, 靴型工, 縫靴工等	800	-	-	-	-	300	300	-	-	200	800	800				
7-3	金属精練工, 鍛造工, 鋳造工, 圧延工, 模 型工等	30,000	500	100	-	600	600	700	300	300	500	2,400	3,000	鋳 造 科 鋁 山 科 小 計	150 50 200	500	300
7-4	精密計器工, 時計製 造工, 宝石金銀細工等	750	40	60	-	100	400	250	-	-	-	650	750	時計/計器修理科	40	40	-
7-5	工具製造工, 機械工 仕上工, 板金工, 製 管工, 溶接工, 鍍金工 および自動車修理工等	9,000	2,000	400	-	2,400	1,800	3,200	300	300	1,000	6,600	9,000	機 械 工 科 板 金 工 科 製 管 工 科 電 気 溶 接 工 科 自 動 車 修 理 工 科 機 械 工 科 小 計	1,270 80 30 120 370 130 2,000	2,000	-
7-6	電気工, 電子技能工 電気機器技能工等	5,000	2,200	800	-	3,000	600	400	300	200	500	2,200	5,000	電 気 工 科 電 子 科 電 器 修 理 科 電 機 修 理 科 無 線 修 理 科 電 信 科 小 計	910 720 70 80 160 260 2,200	2,200	-
7-7	大工, 建具工, 家具 工, 桶工等	3,300	1,000	300	-	1,300	800	500	200	300	200	2,000	3,300	家 具 木 工 科 伐 材 製 材 科 木 型 科 木 工 機 械 科 小 計	130 30 35 135 330	1,000	670
7-8	ペンキ工, 袂具工	700	-	100	-	100	300	300	-	-	-	600	700				
7-9	レンガ工, 左官, 建 築作業人	5,800	700	300	-	1,000	1,500	2,700	300	300	-	4,800	5,800	建 築 工 学 科 土 木 科 小 計	340 260 600	700	100
8-0	植字工, 印刷工, 製 版工, 装訂工等	500	100	-	-	100	100	150	100	50	-	400	500	印 刷 科	100	100	-
8-1	窯業工, ガラス工, 陶磁器工, セメント工等	770	-	100	-	100	200	370	100	-	-	670	770				
8-2	製粉工, 製パン工, 醸造 工, その他食品, 飲料工	1,600	-	-	-	-	200	1,400	-	-	-	1,600	1,600				

コード番号	職 業	年間マン パワー需 要 計	年 間 マ ン パ ワ ー 供 給 推 計										工職の正規教育を受けたマンパワーの受給計画				
			教 育 部 門				訓 練 部 門						計	現有工職の科に よる 区 別	供 給 予 定 人 数	実 験 に 必 要 な 人 数	不 足 人 数
			工 職	技術訓 練センター	その他 職 工	小 計	見習工 訓 練	新入技能 工在職訓練	技能工 速成訓練	模範速 成訓練	運隊内 訓 練	小 計					
8-3	化学工業	1,540	600	100	-	700	-	340	-	-	500	840	1,540	化学分析科 化学工科 小 計	565 35 600	600	-
8-4	タバコ葉配合, およ びその製造工	40	-	-	-	-	-	40	-	-	-	40	40				
8-5	製図工, 生産工程工 その他	2,900	500	200	-	700	400	500	300	200	800	2,200	2,900	講 学 科 製 図 科 小 計	35 465 500	500	-
8-6	包装工, ラベル工等	1,700	-	-	-	-	-	1,700	-	-	-	1,700	1,700				
8-7	固定動力機, 開さく 機, 起重機操作工等	600	-	100	水産 200	300	-	100	100	-	100	300	600				
	計	46,000	7,940	3,060	1,000	12,000	8,000	17,950	2,000	1,650	4,400	34,000	46,000		6,770	7,940	1,170

説明 1. 本表で定めたマンパワー需要は、マンパワー発展小组の定めた「台湾地区将来5年間(1968年~1972年)のマンパワー需給推計」を基礎とし、同時に、1965年1月の労働力調査報告および1966年4月のマンパワー需要調査報告と経済建設計画が定めたところの新工業発展趨勢を参照して、修正し決定したものである。

2. 本表の定めたマンパワーの供給部門は、正規の職業教育と職業訓練の二部門に分けられる。

(1) 職業教育部門は工業職業教育が中心となり、そこに附設した「短期実習訓練センター」と共に、次第に卒業生を年間12,000人に達するようにする。

(工業のクラス増設、農職の中に工業科を増設することなどをその中に含めても、なお、1,000人不足する。)

(2) 職業訓練部門は技能工および半技能工を訓練するために、見習工訓練、技能工速成訓練、新入技能工の在職訓練、模範訓練を実施する。また軍隊が、年間約5,000人前後の訓練をおこない、5年以内に労働市場に入ることが期待されている。在職再訓練(ブラッシュアップ)は技術革新の要求に応えるための在職技能工の資質を高めるものであり、あるいは、あらかじめ再訓練を実施するものである。

3. 第7, 8種の総人数の見積は、6,140人である。このうち埠頭の荷上労働者、4,400人 および訓練を必要としない一般労働者、1,100人を除外すると実際に訓練を要する者の数は、46,000人である。

1 9 6 8 年 8 月

マンパワー発展計画修正案

行政院国際経済合作委員会
人力発展小組編

目 次

中期メンバー発展計画案

I 人口および労働力

II 毎年必要な新增メンバー

III 教 育

IV 訓 練

短期メンバー発展の実施計画

I 教育面で採るべき措置

II 訓練面で採るべき措置

中期マンパワー発展計画案

中期マンパワー発展計画は期間を5年(1967年7月より1972年6月)とする。その主旨は長期計画の目標と構想を期間を区切って達成しようというもので、第5次4ヶ年経済建設計画のマンパワー需要にあわせ、かつ、短期の実施計画で達成した初歩的な成果とマンパワー予測の資料および最近の開発状況を基礎として、それに関連する新しい立法と行政体制の完成を推進するものであり、同時に下の各項のような新しい方法を引き続いて推し進めていくためである。

I 人口および労働力

マンパワー発展計画は、まず、経済開発と労働力需給の相互関係を考慮して、当面の労働力の需給状況に推計を加えなくてはならない。1967年より1972年に至る間の人口、労働力、および就業・失業人口の推計については附表1のとおりであり、また経済建設計画において予定した職業構成の改善にあわせた就業人口および業種、職業別に必要な新規の従業員数の推計を附表II、IIIのように作成した。これを本計画を研究する基礎とする。

表1 台湾地区の将来5年間における15万以上の
人口、労働力および就業、失業者数
(1967~1972年)

年 度 別	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年	1967年 ~1972年 の増減	
15才以上の人口	年末人数	7,915,394	8,202,910	8,499,790	8,811,127	9,126,841	9,424,734	1,509,340
	年の半ばの人数	7,772,543	8,059,152	8,351,350	8,655,459	8,968,984	9,275,788	1,503,245
	年増加人数	287,339	286,569	292,198	304,109	313,525	306,804	300,649
	年増加%	3.84	3.69	3.63	3.64	3.62	3.42	3.60
労働力	人数	4,608,568	4,768,276	4,936,258	5,113,574	5,300,242	5,487,286	878,718
	年増加人数	152,401	159,708	167,982	177,316	186,668	187,044	175,744
	年増加%	3.42	3.46	3.52	3.59	3.65	3.53	3.55
	労働力への参加数 (15才以上の人口に占める%)	59.29	59.17	59.11	59.08	59.10	59.16	(-) 0.13
就業	人数	4,406,473	4,551,347	4,704,019	4,863,600	5,033,041	5,203,067	796,594
	年増加人数	139,116	144,874	152,672	159,581	169,441	170,026	159,319
	年増加%	3.26	3.29	3.35	3.39	3.49	3.38	3.38
	就業率(労働人口に占める%)	95.61	95.45	95.11	95.11	94.96	94.82	(-) 0.79
失業	人数	202,095	216,929	232,239	249,874	267,201	284,219	82,124
	失業率(労働人口に占める%)	4.39	4.55	4.70	4.89	5.04	5.18	0.79

表 2. 台湾地区の将来 5 年間に於ける就業人口と業種別に必要な新入工員の推計

業 種	1967年		1968年		1967年 ~1972年 の就業人 口増加数		年平均増加		1967年 ~1972年 の退職・休職 死に等しい 必要補充 就業人口	1967年 ~1972年 の必要な 新入工 員数	1967年 ~1972年 の年平均必 要新入工 員数
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%			
総 計	4,406,473		5,203,087		796,594		159,319	3.38	343,705	1,140,299	228,060
軍 役	500,000		500,000						39,000	39,000	7,300
間 第 1 業 種	3,906,473	100.00	4,703,087	100.00	796,594	100.00	159,319	3.38	304,705	1,101,299	220,760
農林畜産, 漁業, 狩猟業	1,738,380	44.50	1,857,711	39.50	119,331	39.50	23,866	1.33	135,594	254,925	50,985
第 2 業 種	1,738,380	44.50	1,857,711	39.50	119,331	39.50	23,866	1.33	135,594	254,925	50,985
採炭, および土石採取業	947,320	24.25	1,269,828	27.00	322,508	27.00	64,502	5.82	73,891	396,399	79,280
製造業	93,755	2.40	119,928	2.55	26,173	2.55	5,335	4.90	7,314	33,487	6,697
建築業	634,412	16.24	870,087	18.50	235,655	18.50	47,131	6.27	49,484	285,139	57,028
水道, 電気, ガスおよび煤	195,324	5.00	253,966	5.40	58,642	5.40	11,728	5.22	15,235	73,877	14,776
坑衛生サービス業	23,829	0.61	25,867	0.55	2,038	0.55	408	1.64	1,858	3,896	779
第 3 業 種	1,220,773	31.25	1,575,528	33.50	354,755	33.50	70,951	5.07	95,220	449,975	89,995
商業	451,198	11.55	564,368	12.00	113,170	12.00	22,634	4.46	35,193	148,363	29,673
運輸, 倉庫, 通信業	193,370	4.95	258,669	5.50	65,299	5.50	13,060	5.78	15,083	80,382	16,076
サービス業およびその他	576,205	14.75	752,491	16.00	176,286	16.00	35,257	5.31	44,944	221,230	44,246

注 行政院が確定した業種分類国家基準による, 修理サービス業, 新聞事業および製糖業は製造業からサービス業に移し, 同時にサービス業の中の飲食業は商業に移す。

表 3. 台湾地区の将来 5 年間に於ける就業人口と職業別に必要なる新入職員
(1967年~1972年)

職 業	1967年		1972年		1967年~ 1972年 の就業 人口 増加	年平均増加		1967年 ~1972年 の退・休職 死亡等によ る必要補充 就業人口	1967年 ~ 1972年 の必要 なる新入工 員 数	1967年 ~ 1972年 の年平均必 要新入工 員 数
	人 数	%	人 数	%		人 数	%			
総 計	4,406,473		5,203,067		796,594	59,319	3.38	343,705	1,140,299	228,060
軍 役	500,000		500,000					39,000	39,000	7,800
民間	3,906,473	100.00	4,703,067	100.00	796,594	59,319	3.38	304,705	1,101,299	220,260
専門的技術業務者	175,791	4.50	235,153	5.00	59,362	11,872	5.78	13,712	73,074	14,615
管理業務者	113,288	2.90	150,498	3.20	37,210	7,442	5.64	8,836	46,046	9,209
一般事務員	240,248	6.15	293,942	6.25	53,694	10,739	4.02	18,739	72,433	14,487
商業従事者	429,712	11.00	552,610	11.75	122,898	24,580	5.01	33,518	156,416	31,283
農民, 漁民, 猟師, 伐材人および その他の農業従事者	1,699,316	43.50	1,810,661	38.50	111,365	22,273	1.27	132,547	243,912	48,782
鉱夫, 採石工, およびその他採 掘者	76,176	1.95	96,413	2.05	20,237	4,047	4.69	5,942	26,179	5,236
運輸および通業従事者	136,727	3.50	176,365	3.75	39,638	7,928	5.06	10,665	50,303	10,061
技能工, 生産工程従事者および 他の職種に属さない労働者	814,499	20.85	1,098,166	23.35	283,667	56,733	5.93	63,530	347,197	69,439
その他サービス, 運輸, 娯楽 従事者	220,716	5.65	289,239	6.15	68,523	13,705	5.38	17,216	85,739	17,148

II 毎年必要な新しいマンパワー

第5次4ヶ年経済計画のマンパワー需要に応じるための将来5年間（1967年～1972年）の各業種の年平均に必要な新增のマンパワーは、死亡、退職者を含めて、計220,300名である。
職業別には下表のとおりである。

コード番号	職 業 別	年平均新增マンパワー
0	専門および技術業務従事者	14,600人
1	行政および管理業務従事者	9,200人
2	一般事務員	14,500人
3	商業従事者	31,300人
4	農林、漁業、狩猟従事者	48,800人
5	炭 鉱 従 事 者	5,200人
6	運輸、交通業務従事者	10,100人
7-8	技能工、半技能工および一般労務者	69,400人
9	サービス業務従事者	17,200人
	合 計	220,300人

Ⅲ 教 育

1 教育上の歳出政策の確立

教育の長期かつ着実な発展をとげるためには、憲法の規定する原則の下に短期のマンパワー計画に関して研究した基本資料、つまり行政院秘書処が、教育、財政、主計、およびマンパワー計画等の部局を招集して、詳細にした実行可能な計画に訂正したもので、これは、政府の教育経費と政府の総予算との間に、また、民間の教育経費と政府の教育経費との間に、各々一定の比率を保たせるものである。と同時に、各級の政府の教育、財政、主計、等の各部局が、各種の教育施設の要求にてらして、その緩急を操作し、財源をあがない 将来のマンパワー需給と、各級の教育の発展構想（附表（1，2）を参照）が、効果を上げるように分配、運用するものであるが、これらを参照して、教育の歳出計画を確立しなくてはならない。

第2回全国マンパワー検討会が作成した次の提案も、また参照し留意しなくてはならない。

- (1) 今後の教育の発展では、長期の教育の歳出政策の検討にあわせて、コストベネフィットの観念を確立し、新しい教材と新しい教育方法を採用し、各級の各種の教育の質、量の平行した発展をはかるよう考慮しなくてはならない。
- (2) 引き続き、個人またわ商、工各企業が、その地域の、あるいは経済建設の需要にてらして、技芸専門学校を興し、あるいは、工業、水産、海事職業学校を設置することを奨励して、民間の専門技術教育に対する投資を

高める。同時に教育の主管部門が各種学校の設置基準を明確に規定し、厳密な指導をおこなうことによって、その教育の水準を高める。

2 国民教育

9年制の国民教育計画の実施を貫徹して、下記の各点について、引きつづいて改善を進める。

(1) 国民小学校

- ① 人口分布と地域社会の開発の趨勢にあわせて、小型の国民小学校を増設する。
- ② 学級の生徒数を減らし、逐次、教師数の学生数に対する比率を高める。
- ③ 総統の教育革新の指示を遵照して、倫理教育と生活教育を注入し、ならびに、延長した国民教育の目標と新課程の基準にもとづいて、学童の四育（知育，徳育，団体教育，体育－訳者註）の均衡的發展を重視する。逐年、国民学校の教材および補助読物を改編し、その内容に弾力性を加え、時代の要請に適合したものとすべきである。また同時に教育方法の改善をはかり、目下実施中の国民学校の重点的指導制度を推し広め、視聴覚補助教材を附設し、正常な効果の高い教育を達成しなくてはならない。
- ④ 教師の待遇を改善し、教育の資質を高める。
- ⑤ 生徒の中途退学を規制し、困窮生徒への奨学金制度を確立する。

(2) 国民中学校

- ① 人口，交通，地域社会の發展等の条件にあわせて、学区を区分し，国

民中学の学級増設や学校新設が均衡ある分布となるようにする。また、国民小学校から、国民中学校への入学率は本計画の期間内に次第に90%に到達させなくてはならない。

- ② 各公、私立の国民中学校の教育水準を高め均一化する。
- ③ 国民中学校の課程は、総統の教育革新の指示に遵照すると同時に、延長した国民教育の目標にもとづいて、文化の陶冶と職業の陶冶とに資する教育を実施するように考慮し、思想教育と人格教育を重視しなくてはならない。また、生徒の個々の性格、興味、能力の発展を考えて、生徒が立志、向上、愛国、自強し得るようにし、国民の基本知識を充実させ自由と法治を理解させ、さらに、人との交り方や、物への接し方、一般事物の管理規則を理解させなくてはならない。
- ④ 教師および教育行政にたずさわる人員の長期にわたる訓練計画を制定し、国民中学の発展計画にくみ合わせる。
- ⑤ 引きつづいて、職業指導、工芸教育、および、職業専修課程の普及と有効な実施を強化し、また、地域的な需要を配慮しながら、職業教育と職業訓練との組み合わせを維持し、そして、新しい職業観念をうえつけ、かつ、生活技術をあたえ、生徒の進学と就職に合理的な指導を行なう。
国民教育の延長を実施した後、高級中学、および、高級職業教育は、総統の指示を遵照して、科学教育とサービス教育、管理教育に重点をおかななくてはならず、また、建設と教育との協力、技術と頭脳の併用を強めて、生徒の科学・技能教育を実験教育と結合させ、生徒の作業能力を現下の社会への貢献の上に実現させ得るようにしなくてはならない。
上にのべた要求を達成するため、本計画の期間内に下記の各項の措置

を優先的に実施しなくてはならない。

(1) 高級中学

- ① 高級中学の学級増設と学校新設は、慎重な計画に従い、地域的な配分を組み合わせるのはもちろん、その他、高等教育発展の規模にも注意し、適切な制限を加えなくてはならない。
- ② 高級中学課程は質の改善に重点を置かなくてはならず、とくに科学教育を強化し、青年が高度な学術研究に従事する基礎を定め得るようにならなくてはならない。
- ③ 私立高級中学を指導し、教育水準を高め得るようにする。
- ④ 引きつづいて、教師の在職訓練および、教育行政にたづさわる要員の訓練計画を強化する。

(2) 高級職業高校および5年制専科学校

- ① 職業教育を拡大する。普通科中学と職業専門教育の入学人数の比率、経費配分は、教育主管部局が、附表(2)「将来10年間における各段階の教育の入学、卒業生数、および職業5年生専門学校における教科別人数の比率構想の原則」を参照して、前もって定めておかななくてはならない。
- ② 各種の高級職業学校の新設と学級増設はその構成の比率(附表(2), (5), を参照)の構想にもとづいて、重点的發展をはかり、として、工業、水産、および海事の職業学校の強化を中心としなくてはならない。

工業職業学校は逐次発展させ、毎年資格を有する一万人の技能工を養成することを目標としなくてはならない。

農業職業学校の方は、あらかじめ課程を調整して、農林、漁業、牧畜の将来の発展に適応するようにしなくてはならない。そして、引きつづいて、工業科、および水産科の改善を進めるべきである。

商業職業学校の方も、また、工業科を増加し、科に分けた教育を実施し、将来の商工業がたずさわる各業種について、詳細に分けたマンパワー需要に適応するようにすべきである。

今一つの、教育が主管する部門は専門家を招聘して、工業職業学校内の各職業科目別に内包する要求について、分析をおこない、その後、再び、技能訓練の基準および、時間をもって単位とした訓練時限を定め、現行法令を改正し、弾力性に富み、連続性のある制度を確立する。その中の科目で、高級職業学校に適しないと思われるものは、技能訓練機関の中で処理するよう計画すべきである。

- ③ 台湾省政府が県あるいは市立の職業学校を引きつづぐことによって、設備の充実と教学の内容改善を行なうべきである。と同時にその職種を組み合せて、職業別のマンパワー需要にあわすべきである。
- ④ 工場の指導者の養成を強化し、職工教育の発展にあわせること。教育主管部門は「職業教育と建設教育の協力に関する検討会」の提議した以下の方法を参照しなくてはならない。

- (1) 国立師範大学における、工業指導者訓練を復活すること。
- (2) 工業卒業生を選抜して、適当な教育訓練を実施する。
- (3) 優秀な技能工を登用して、工場での教育等に協力させる。

この外、工場指導者養成の有効な方法として、国内および国際間の技術協力を図る。たとえば、2500時間以上の工業関係の技能訓練を受けた品行、学科、共に優秀な青年を選抜して、国内の大規模な工場で訓練を受けさせる。だがそれが国内で訓練を実施するものがないような場合は、外国の工場で訓練を受けさせ、一定期間過ぎれば、国内に帰して、工場での指導を担当させることも考慮しなくてはならない。

- ⑤ 5年制専門学校の新設と既存のものクラスの増設は、経済建設の需要にあわせて、その構成比率の構想（附表(2)のとおり）を参照し、実用技術をもった者を養成することを主としなくてはならない。また、その設備および教師の陣容を充実して、教育水準の向上をはからなくてはならない。2年制工業技芸専門学校も重視さるべきで、建設と教育の協力の原則のもとに、大型企業は、過剰な高中卒者、あるいは、勤務成績優良な高職卒業生を吸収し、ここで速成訓練を実施し、そして工業建設上必要な中堅幹部に上げるように鼓舞しなくてはならない。

4 高等教育

社会、経済の発展、高度な学術研究および高級な科学技術、行政管理人材の需要に応えるための高等教育（附表(3)参照）の拡充は、科、系の調整および、課程の改善に重きを置くと同時に、視聴覚教育設備を採用して、教育効果を強めることの必要性を重視することである。工学、人文、社会、師範、等の科類の人材を養成する主要な方法は下の通りである。

- (1) 大学、専門学校の設置する、科、系、およびクラスの人教については、当面の高級マンパワー需要にあわせた、合理的調査をしなければならない。
- (2) 引きつづいて現有の研究院・所の研究設備の充実をはかり、工学科研究生の数を増加して 大学専門学校で必要とする教師の資格を有する者や、高級な工業科学研究の人材を養成する。同時に学術研究およびその応用の水準を高める。
- (3) 工業科学と管理面の進歩を一致させるために、各工業科系では管理に関する課程を加えるべきであり、一方、企業管理研究所もまた工学院の卒業生を加えて、将来の管理面の人材の工業面の学問の基礎を充実しなければならない。
- (4) 留学政策つまり、研究者の外国での頭脳流出の問題を改善する。大学、専科学校以上の卒業生の就職指導およびそれとの連係を強化し、また同時に留学生の帰国を奨励する。
- (5) 各大学、専科学校（院）と企業機関との研究協力を強化し、実用技術を

もった人材を養成する。同時に、在職職員および管理者が、修士あるいは博士の学位をとり、企業経営や生産技術の改善を図ることを鼓舞する方法を研究しなくてはならない。

5 社会教育

- (1) 社会教育経費を増額し、文盲を一掃することを強化するための有効な方法を研究する。
- (2) 現在の職業学校および、中等学校附設の「実用技芸訓練センター」を前もって拡大実施し、毎年 6,000 名を養成し得るようにすること、また、就職市場からの需要にもとづき、建設と教育の協力方式を通して、その訓練期間およびその教育内容の調整をしなくてはならない。企業界もまた学校と協力して、必要な援助をあたえなくてはならない。
- (3) 教育の主管部局は各種の補習学校が異科生を募集し、在職の工員が再研修の機会を得られる方法を研究する。
- (4) 私人が、職業補導学校を設置するのを奨励し、かつその監督指導をつよめる。

6 産業と教育の協力推進を強化する

産業と教育の協力を強化することは、目下の経済発展のための教育革新の中の不可欠な業務であり、積極的に推進すべきであり、その範囲と概念は専門的な職業教育以外に、高等教育および企業間の研究と応用の協力までに拡大すべきである。各関係する政府の主管部門は、新たに設立した建設と教育の協力推進小組にあわせて、下記の各業務を検討し、その活動を推進する。

- (1) 職業専門学校は正規の授業時間以外に、指導員の資格を有するものや、設備、経験を企業界に提供し、企業が各種の職業訓練を行なうことや、在職工員に再研修の機会を提供することに協力しなくてはならない。
- (2) 企業界が大学、専門学校、学院および職業学校内に、奨学金を設置し、必要な人材を養成し、また、実習の機会を提供して、経験のある当企業の管理者あるいは技術人材が教育に協力するよう奨励する。
- (3) 学生の暑中休暇の実習方法を改善し、それを有効に行なわせ、形式に流れないよう努める。
- (4) 官、民営の大企業の研究開発部門の設置普及を奨励し、一面において、大学、専門学校の卒業生に作業の機会と研究の環境を提供させ、他面において各学校の学生が各企業の機関で実習するに際し、専門家が指導し調査でき得るようにさせる。
- (5) 官、民営の工場、鉱山、会社、商店が雇用した見習工、練習生等は、大抵は国民中学または初等中学の教育を受けたものではないので、建設と教育の協力方式にもとづいて、当地の国民中学校あるいは職業学校と協力し

て、彼らに関連する公民課程と職業課程を教育して、国民としての基本的知識を高めなくてはならない。

附 表

1. 将来5年間の毎年平均して、新たに増加するマンパワーの需給と教育訓練の配置計画(1967年~1972年)
2. 将来10年間の各種教育の入学および卒業生数、および、5年制高専教育の構成比率の構想(1967年~1976年)
3. 将来5年間の各種高級中学のマンパワーの養成と発展の趨勢(1967年~1972年)
4. 将来5年間の専門業種と技術の分野での新增するマンパワーの分析(1967年~1972年)
5. 将来5年間の第7,第8種職業のマンパワー需給の分析および教育訓練計画(1967年~1972年)

Ⅵ 訓 練

1 職業訓練に関する法令の完成およびその公布と施行

マンパワーの資質の向上を促進し、また各業種、職業のマンパワー需要にあわせるため、関連する訓練法規、たとえば「職業訓練基金条例」「職業訓練実施法」「工場の見習工訓練実施細則」「技術工の試験と証明法」「職業訓練指導員の選抜試験並びに格付法」その他、各種「職業訓練基準」等関係する法令は、それぞれ立法の手続を終え、行政手続をもって公布し、実施に移し、同時に主管機関を設け、これを監督しなくてはならない。

2 工業職業訓練の展開

- (1) 各工業の現有マンパワーの構成および将来の需要についての調査と分析をおこなう。

食品工業，人造繊維と紡織工業，木材加工と製紙工業，化学工業，電機電子工業，非金属，鉱物製品工業と金属および，その製品工業のそれぞれに対して現有のマンパワー構成を調査し，同時に経済建設計画が予測した将来5年間のマンパワー需要にあわせて訓練計画を研究する。

- (2) 全国工業職業訓練網の確立

全国のマンパワー需要の推計を参照して，「工業職業訓練協会」「金属工業開発中心」「食品加工開発研究所」，「經濟部台湾省，南北二地区訓練中心」およびその他官，民営事業機関内に設置された訓練機関のような全国訓練機構と協調して，全国工業職業訓練網を組織する。緩急，軽重にてらして，それぞれ，「工場内訓練」，「見習工訓練」および「速成訓練」をおこなう。訓練に必要な訓練指導員および教師は模範職業訓練センターが統一して，養成し，供給する。

- (3) 工業区に職業訓練所を設置する。

投資を促進し，海外市場を開拓するため，また，中小企業が生産拡大する上で必要な専門技術をもったマンパワーを養成するのを援助するため，政府は輸出工業区または専業区内において，中小企業が技術工員の訓練所を設立し，生産力と品質を高めるのを援助する。

- (4) 訓練基準を定め，訓練教材および参考資料を開発すること。

産業，職業分類および，職業分析にもとづき，訓練基準50種を定め職業訓練の主管機関によって，公布する。また，職業訓練の基本教材を編纂

し、見習工の訓練に供し、工場内訓練、および速成訓練に用いる。訓練を受ける者の選抜、試験、指導、およびその他参考資料に関しては、関係機関が全て準備し、編集し、翻訳し、発行し、全国の訓練機関の参考に供する。

- (5) 工業職業訓練と工業職業教育の連係、配合計画を研究し、決定する。

工業職業訓練と工業職業教育との間に連係と配合を図り、重複を避け、マンパワー供給の計画を立てるのに有利となるようにしなくてはならない。在職工員の再訓練では、極力、教育部門の施設を利用して、実施する。

3 就職前訓練の拡大と強化

国民教育の延長するにしがって生ずる，進学できない，国民初中の卒業生，および中退者の青年に，就職に必要な技能を得させるために，就職前の職業訓練を拡大，強化しなくてはならない。同時に就業市場の需要にあわせて，適当な地区内において建設と教育の協力方式を通して，現有施設を利用して，訓練を実施しなくてはならない。

4 技能競技および試験，証明の実施

- (1) 1968年度に，全国職業訓練技能競技を開始し，1969年度に国際職業訓練競技大会（技能五輪一訳者註）に職員を派遣し，視察させ，1970年度に東京で開催される国際職業訓練競技に参加すること等を予定している。
- (2) 適当な学歴と経験をもつ全ての技能工は，ひとしく地域的な一次予選競技に参加でき，成績優秀な合格者には，主催者の機関によって，技能証明書が発行される。国際職業訓練技能競技の年齢制限内の者は，全国競技の決選に参加し，優秀な者は選ばれて，国家選手となり，海外に赴いて，国際競技に参加する。
- (3) すでに技能証書を取得した者，または，主管機関の学科試験に合格した者には，主管機関から，「技術士」の証明書が発行される。

5 その他の人材訓練計画

(1) 遠洋漁業の幹部船員の訓練を發展する。

漁業發展 5 ヶ年計画の中の遠洋および近海漁船の増設にあわせるため、大型のまぐろ釣および拖網漁船の幹部船員 1,500 名に 航海, 漁撈, 輸送機械, 電信等の専門技術の訓練を実施しなくてはならない。これらの技術訓練を行なうにあたっては、実際の操作技能を重視し、海洋資源の開発を行なう。また同時に、埋立地の開発にあわせて、水産養殖業に対しても、系統ある訓練あるいは講習を実施する。

(2) 炭鉱労働者の訓練を強化する。

エネルギー資源の開発のため、石炭増産 10 ヶ年長期計画を実施して、工業發展の需要に応えるためには、炭鉱内の機械, 電気, せつさく, 採炭管理等の工員の専門訓練を、おこなわなくてはならない。また、専門技術および保安知識をあたえて、生産の増加と災害の減少を図るにあたっては主管機関は、各炭鉱が協力して実施するよう指導し、援助する。

(3) 交通および運輸専門要員の訓練

平時の補充や、戦時の切迫した需要にあわせるため、交通要員の訓練機関は、平時に人材の養成をおこなう外に、国防上の需要にあわせて、戦時需要の補充用のマンパワーも準備しなくてはならない。

- ① 鉄道および道路に必要な運輸業務, 工務, 機械業務, および一般業務の要員については、将来 5 年間の需要の拡大にあわせて、現存の訓練施設の拡張と改善を実施し、現職の職員に対する再訓練と新入職員の養成をおこなわなくてはならない。

② 航海要員の訓練は、関係部局が、発展計画にもとづいて全て計画し、甲、乙級の船員の訓練をおこない、近代的な商船隊を建設するためのマンパワー需要にあわせなくてはならない。

③ 埠頭作業要員の訓練は、適当な地点に訓練センターを設置し、長期にわたって養成しなくてはならない。

(4) 建設技術工の訓練を高める。

人口増加と都市開発による需要から、将来5年間に毎年約2万5千棟～5万棟の住宅増築が必要となる。大学、専門学校によって、養成される、建築士および技術者を除いて、毎年、さらに5千～1万余名の新人技術工の需要増加がある。主管機関は、建築業者が見習工制度、あるいは訓練方式を採用して訓練するように指導し、工員の量的拡大と質的改善の両方を考慮して、国民就業の促進と建築技術の向上を図らなくてはならない。

(5) 農業面の訓練の拡大と林業面の訓練の実施を強化する。

① アスパラガス、茶、パイナップル、バナナ、柑橘、しいたけ、香茅油および繊維作物等の輸出農産物においては、それぞれ商品別に主産地において、農業試験場を利用したり、あるいは、農会等の機関は訓練センターの新設と拡充をおこなわなくてはならない。農民を訓練して、耕作方法、灌漑、施肥、病虫害防除の方法等の改善を行なわせ、同時に投下資本のてい減と生産期の調節を指導して、海外市場の需要にあわせて、最高の売上げを上げ得るようにする。

② 総合的な牧畜業の発展計画にあわせて、業者に対して、飼料の配合法、疾病の防疫、治療の方法、飼育技術の訓練等を実施し、同時に畜産品加

工業者に対しては、生産と販売の連係制度を実施する。

- ③ 造林、保林、伐材、および製材要員の専門訓練を実施し、同時に林産品の加工技術の訓練を強化する。

6 国際技術協力の強化

国際連合およびその他各国の技術協力、援助計画の下に、下記の各項の事項を実施する。

- (1) 海外の専門家が来華して、援助することを申請し、同時に中華民国の要員を海外に派遣し、視察、研修させ、高度の工業の発展にあわせる。国際労働局の「技工訓練生」(Worker-trainees) 援助計画では、優秀な技能工を選抜し、海外の工場内で訓練させ、帰国後、生産作業の幹部および訓練教師にあてなくてはならない。
- (2) 対華投資、あるいは海外の工場との技術協力を実施する。工場あるいは商社に対しては、新技術の導入ならびに人材の養成計画を実施させ、わが国の生産技術水準を高めなくてはならない。

短期マンパワー発展計画の実施計画

本短期計画の実施計画は、中期計画の一部である。期間は、1967年7月より1969年6月までの2年間で、その主旨は長期のマンパワー開発の目標にあわせ、かつ当面のさし迫った需要に密着して、マンパワーと財力の許す範囲内で予備的、モデル的な措置を実施することである。そして、さらに、それを中期計画の手がかりとし、同時に、中期計画へと接続していくものである。本計画の2年間の実施においては、マンパワー計画標準作業過程にしたがって、毎年一回検討し、終了時の訂正に備える。主要なかつ、優先して実施すべき計画は次にあげるようなものである。

V 教育面で採るべき措置

1 「国民教育の延長案」の準備とその実施を積極的に推進する。

教育部門にあわせて、学区の区分、クラスの増設、学校の新設、課程の改訂、教材の改編、教師の訓練、私立中学の指導等関連措置の各作業計画、このうち、一面において、課程と教材、行政と指導、教師の調達と訓練等の問題については、比較的長時間にわたる研究をこなうのであるが、これらを完成し、同時に、国民中学の教育実験研究計画の実施を援助し、本案が1968年より開始され、順調に推移し、その成功が保証され得るようにする。

2 国民中学段階の工芸教育と指導課程を強化する

国民中学校段階における職業の陶冶および指導過程について、とくにこれを強化し、生徒がその個人の能力、性格、興味、関連する専修課程にしたがって、進学するか、就職するか、あるいは各種の職業訓練に参加するかするよう指導し、ただし一すじに進学競走に向って、マンパワーの浪費とならないようにしなくてはならない。

職業専修科目に必要な設備、教師、教材等の問題は早いうちに解決の方策をたてるべきである。同時に各地区就職指導センター工業職業訓練協会の各デモンストレーションセンター、経済部所属の南北訓練センター、その他地方の工業等と協力して、国民中学の3年生で、就職希望の生徒が職業訓練を受けられるようにしなくてはならない。

3 国民小学校の教育施設を改善する

国民教育期間の延長を実施する過程で、国民小学校の教室およびその他教育施設に対しては、引きつづいて、従来の計画にもとづいて、増設と改善をおこない、また教育内容を新しく定めた課程標準規定の時間数と符合させ、学童が、徳、知、体、群（団体）の四育を均衡をもって発展させ得るようにしなくてはならない

4 工業および水産の職業教育を強化して農業および商業の職業教育を改善する

将来の経済建設のマンパワー需要に適應するために、各種の職業教育は、将来10年間の職業教育の構成比例、および「職業教育および産業と教育の協力に関する検討会」が得た結論にもとづいて、均衡のとれた発展を図るべきである。

工業および海事、水産および職業等の教育を優先するにあたっては、すでに中米基金の援助を受けている各工業職業高校では、当面の需要のある各職種別に科の増設、クラスの増設を果すべきであり、また同時に工業区ある10ヶ所くらいの農業職業高校は、工業科クラスの増設をおこなって、総合的な職業高校とすることを積極的に推進しなくてはならない。私立の職業学校および台湾省政府の接収した県、市立の職業学校もまた、施設の充実、課程の改善をおこない、逐年、教育水準を高めなくてはならない。水産職業学校は引きつづいて、その収容力を拡大し、船上実習の強化をおこない、需要にあわせなくてはならない。商業職業学校は、科に分けた教育方法を検討し、また教育課程の内容については如可にしたら工業、商業、サービス業の各業務の発展に寄与し得るかという改善方法を研究しなくてはならない。水産職業学校については、全体の教育を完結するには、卒業生が遠洋の漁船実習をすべきであるという問題を解決するために、第2回全国マンパワー研究会が提唱した、年令上、兵役年令を19才まで猶予し、同時に実習学生の雇用主および校長が、その学生が兵役につく前に帰国し、兵役につくことを保証する責務を負うことを実施に移して、経済建設とマンパワー発展の原則にあわせる。各々の関係ある主管機関は、研究の進展に即して、協調していかなくてはならない。

5 5年制専科学校を充実し、2、3年制の技芸専門学校を増設する

専門教育は、農、商各業種の中級管理員監督者、医師、技師、科学者の補助技術者の育成を主とするものである。短期マンパワー発展計画の期間の中では、「将来5年間の専門分野と技術分野において新に増加する労働力分析」の中の専門教育に関する労働力需要、および将来の構成比例にしたがって、現存の5年制専科学校が設置している科類、課程内容、教師、設備等の条件に対し検討を加え、その水準の向上につとめなくてはならない。また、経済建設の労働力需要に対し、組みあわせるよう、図るべきである。

一方において、官、民営の大企業が建設と教育の協力方式にしたがって、2、3年制の上、農、商業の実用技芸専科学校を設置することを奨励して、そこに過剰な高級中学卒業生を吸収させ、かつ、職業学校卒業生のうち、勤務成績の優秀なものに、技術を深める機会を得させ、建設と教育の合体の理想を達成し、その科類別に経済発展の新しい需要に適合させなくてはならない。公立専科学校が設備を充実し、あるいはクラスを増設するときは、政府によって、経費を調達し、補助するか、あるいは低利な借款を供与する。またすでに財団法人登記をおこなった、私立専科学校がクラス、学科の増設を行なうときには政府が援助する。

6 大学，専科学校・院の拡充と研究院・所の発展

大学，専科学校・院に設置される科，系および課程は，あらかじめ，教育部が弾力性をもって調整し，経済社会の発展と学術研究の需要にあわせる。

各大学，専科学校・院および研究院・所と企業界との研究協力は，建設と教育の双方の共同の関係機関が建設と教育の協力組織を設立して，その方法を研究し，積極的に推進しなくてはならない。

先年成立した数学，物理，化学，生物，農業，建築等の6つの科学研究センターおよび，各大学の中の研究所等は，国家の科学研究発展計画にあわせて，経費，設備を充実し，研究員・生の増員をおこない，国内学術研究水準を向上させ，大学，専科学校の教員を養成しなくてはならない。

7 産業と教育との協力を推進し、強化する

「職業教育および産業と教育との協力に関する検討会」の討論の決定にもとづいて、マンパワー発展委員会の下に設置した「産業と教育の協力推進の小组」が協力して、業務を推進し、かつ、産業と教育に関連する諸事を研究する。

8 長期教育歳出政策を研究する。

教育歳出政策の主旨は、教育の長期予算制度を確立することである。それにより教育は長期にわたる着実な発展をとげることができ、また、同時に、各種の教育の発展の予定した計画にてらして予算編成ができるようにする。財政の主管部局は一定の予算額に従って、財源を調達し、計画の実施にあわせるのである。したがって、短期マンパワー発展計画の期間内において、教育、財政、主計、およびマンパワー計画部門の責任者は、できるだけはやく「教育歳出政策」に関連する細目を研究し、初歩的な案を決定し、さらに第二回全国マンパワー研究会の提唱にもとづいて、再度これら各条文を政府の実施の参考に供する。

II 訓練面でのとるべき措置

社会、経済の発展にあわせ、管理および技術の進歩に適応するため、各種の職業訓練を展開し、専門技術をもった人材を養成し、そして教育での不足を調整して、わが国のマンパワーが、効果的に組合せられ、かつ運用されるようにしなくてはならない。

たとえば、工業での速成訓練、見習工訓練、および工場内での新入技能工の養成訓練をおこなう。そこで高・初中の卒業生および中途退学者の吸収し目下、逼迫して必要な、熟練工、および半熟練工、半熟練工を養成する。そして、今後毎年、平均、熟練工、半熟練工合計52,000名の必要数のうち12,500名の正規の職業教育によって養成されたものを除いた、39,500名は、資料の分析にもとづき、それぞれに各種の訓練を実施し、需要に応えなくてはならない。これ以外の企業の在職工員の再訓練（ブラッシュアップ）もおこなって、その知識および技能を増進し、新しい職位、また技術革新の要求にあわせなくてはならない。

さらに、各学校の実用技芸訓練を拡大実施し、社会において、学校に行け

ずまた失業している青年に就職のための技能等を獲得させなくてはならない。
しかし、当面、政府および企業界が負担し得る財力の範囲内で、かつそのマ
ンパワー発展計画の実施にあわせて、短期訓練が採用すべき方法を考慮する
と、以下の各項の業務に重点を置かなくてはならない。

1 職業訓練法規を研究し、決定しなくてはならない

政府の関係機関は、中央職業訓練委員会を組織し、下記の業務を推進しなくてはならない。

- (1) 国家の長期の職業訓練発展のための「関係法令」を研究し決定すること
またできるだけ優先して職業訓練法を研究し、決定する。政府と事業体との職業訓練面における権利、義務を決定する。
- (2) 「職業訓練実施法」「工場における見習工制度による訓練実施細則」「技術工試験および証明発行法」「職業訓練指導員選抜試験および証明発行法」を含む職業訓練関連規則を研究し決定する。また「各種職業訓練基準」等の法規を審議し決定する。
- (3) 各種の職業訓練実施案を連係し、各部会の訓練業務の実施、および監督指導業務面で協力させる。

2、職業訓練経費を調達する

各工業、商業の企業は近代的企業経営、およびマンパワー需給の観念が欠けているため、職業訓練業務に対し元来重視していない。公営事業および少数の民営の大企業を除いては多くは訓練所のための独立した予算措置をとつていなく、政府の設置した若干の訓練機関もまだ、充分その機能を發揮し得ないている。専門家と技術要員に至つては常に不足を感じており、生産の発展にも影響している。短期訓練案の実施期間中において、下記の方法に従つて、訓練の経費を調達すべきである。

(1)、経合会（国際経済合作発展委員会）によつて研究されている「職業訓練基金」に關係する法令は、できるだけ早期に確定され、立証され、期日を定めて実施に移されなくてはならない。

(2)、經濟部所屬事業のマンパワー発展委員会がおこなう企業内マンパワー計画の近代化および南北訓練センターの構想にしたがつて、公営事業は、工員の数とその訓練の必要額とにしたがつて訓練費として、年ごとに、独立した経費を掲上する。こうして、全体に対して一つの模範を示めすよう、推進する。

(3)、大規模な民営企業が年間の訓練のための独立した経費を掲上して、その企業の必要とする人材を養成するように指導し、また、中小企業は工業職業訓練協会と協力して、各種の訓練を行なわなくてはならない。

(4)、官・民営企業、社団法人、私人等が訓練機関に寄附をするか、あるいは職業訓練を協力しておこなうよう奨励する。

(5)、政府は独立した経費を掲上し、職業訓練を効果的に実施した事業単位に対する奨励金としなくてはならない。

3、「工業職業訓練業務計画」を進進する

国際連合特別基金計画が援助して設立した「工業職業訓練業務計画」によつて、すでに「工業職業訓練協会」が成立し、作業計画の研究と決定に着手したが、工業職業訓練に関する諮問を積極的に展開し、各種の業務に協力しなくてはならない。北部地区に設置した「工業職業模範速成訓練センター」においては、なるべくすみやかに家屋の建築を完成し、設備を購入し、作業要員等を選定し、1969年度より、予定された進度に照らして、新入技能工の工場内訓練、新入技能工の模範速成訓練、監理監督者訓練、および在職工員の再練（ブラッシュアップ）等を実施しなくてはならない。また同時に各種の工業職業訓練教材、教具、教授法、工業職業分析、検定試験方法とその基準、およびその他関連する当事業発展とそのため作業を推進しなくてはならない。さらに各大都市あるいは工業区に設置する模範訓練センター計画では、国民中学職業専修課程をくみ合せて実施し、就職希望の生徒が技能訓練を受けるのを援助する研究に着手する。

4. 「漁業訓練センター」の設置

漁業発展5ヶ年計画を実施するため、将来5年間に遠洋漁船139,000トン、近海漁船16,000トンを建造する。この漁船建造にあわせて必要とする幹部船員は1,300名である。短期計画の期間中に訓練機関を設立し、あらかじめ要員を養成し、世界銀行および米国援助によつて貸与された漁船にくみ合せて、作業に参加させる。

この訓練センターの設置計画はすでに関係部局によつて研究され草案が決定しており、確定後に直ちに準備を開始しなくてはならない。

5、「炭鉱工員訓練センター」

炭鉱の長期増産計画にあわせるため、炭鉱工員の専門知識と技能を増進し、生産性と炭鉱の安全性を高めることで、すでに関連部局によつて、炭鉱工員訓練センター設置計画が研究、決定された。実施訓練を推進するにあつて、暫定的には毎年2,000名を目標とし、炭鉱の機械化と近代化を速める。この訓練センターは計画が確定後、直ちに設立の準備にかからなくてはならない。

6、農業拡大、林業、牧畜、交通、公共事業、サービス業、および建築業等の訓練計画の研究

第4、5期の4ヶ年経済建設計画中の各業種のマンパワー需要にあわせて、関係部局は下記の各種の要員の職業訓練計画を研究しなくてはならない。

(1)、農業拡大訓練計画は、農復会（中国農村復興委員会）の指導の下に、各地の農会や合作社が農業機械の操作使用、病虫害の防除、品種改良、農作物栽培方法の改良 灌漑施肥、および家事に関する訓練等をおこなわなくてはならない。

(2)、林業要員訓練計画は農復会の指導の下に、専門的な造林、保林、伐林および製材等の要員を養成する。

(3)、牧畜要員の訓練計画は、農復会の指導の下に、養豚、養鶏、酪農等の訓練を実施する。

(4)、運輸、交通要員の訓練は、交通部の主管の下に長期にわたつて、航空、航海、鉄道、港湾、電信、および郵便等の要員を主とし、かつ、平時および戦時の補充のための必要性も充分考慮して、養成する。

(5)、公共事業要員の訓練は、経済部の主管の下に電力および上水道専門の技術要員を主として養成する。

(6)、サービス業要員の訓練は、交通部、経済部等の政府機関の主管の下に観光事業であるホテル、食堂等の需要にあわせて、それらが必要とする要員や、ガイド要員を主として訓練する。

(7)、建築業要員の訓練は、内政部の主管の下に第7種、第8種の熟練工、半熟練工の訓練計画にあわせて、この業種が必要とする木工、左官、レンガ工、ペンキ工の養成を主とする。

7、「全国職業訓練技能競技」を挙げる

「工業職業訓練協会」が準備をし、内政部、教育部、經濟部、国防部、交通部、經合部、青輔会等の関係機関、および省・市政府の代表と民間代表の団体に参加してもらつて競技委員会を組織し、これを行わなくてはならない。これは、20才以下の青年を選抜して参加させ、新設工の地位の向上と技術水準の向上および青年男女の職業技能の習得を奨励するものである。

国内で実施して成果を見れば、次に「国際職業訓練技能競技大会」に参加する準備をする。参加者で、その職種の競技の成績合格者には、技能証明証が発行され、政府制定の法規によつて、熟練工検定試験による実技試験が免除される。

短期計画の期間中においては、まず、ころみに、下記の各職種、すなわち車床工、仕上工、電気溶接工、工業電気工、機掛製図工、および電子設備の検査、修理工等について行なうべきである。

8、模範職業訓練事業を拡大実施する

1966年度から、中米基金の中での独立した経費によつて開始された模範工業職業訓練は、すでに3年近くを経過して、ほど、その基礎を確立した。今後は各主管機関が、自ら、経費を調達して、継続し、拡大すべきである。編集した訓練教材は、工業職業訓練協会が招聘した専門家によつて、あらかじめ審査、決定したのち、その他の企業が訓練をする際の参考あるいは採用する教材として供与する。

この種の模範訓練計画では、下記の各種の工業職業訓練を重視すべきである。

(1)就職前の建設と教育の共同訓練、(2)就職前の模範速成訓練、(3)新入技能工の工場内速成訓練、および(4)見習工訓練。

9、引きつづき職業訓練の書籍を編集し刊行する

工業、漁業および鉱業職業訓練機関が編集した各種訓練教材および関係資料を主管機関によつて審査、決定された後、刊行し、各訓練部局の教材あるいは参考として供さなくてはならない。海外の価値ある訓練教材もまた継続して翻訳、出版しなくてはならない。

10、職業訓練の優秀な要員を選抜し、視察と研修のために、海外に派遣しなくてはならない

(1)、国際連合の技術援助計画の下に、適当な人材を選抜し、視察と研修のために海外に派遣する。

(2)、その他、各国とわが国の技術協力計画の下に、引きつづいて、適当な人材を選抜し、視察と訓練のために、海外に派遣しなくてはならない。

将来5年間の年平均新入マンパワーの需給および配分計画(1967年より1972年)

附表1

単位:百人

国類 職業 分	職業別	経セン 済た 計年 画間 に平 均要 わマ 数	マンパワーの必要																												職業訓練計画下の年平均必要数										
			国民 小学	国民 中学	高 中	職業高校						専門学校						大学及研究所						合 計	軍 能 工 内 訓 練	見 習 工 訓 練	技 成 工 速 練	技 術 工 速 練	在 職 訓 練	模 範 速 成 練	合 計										
						工	農	水 産	商	護 理	家 事	小 計	工	農	商	医	海 水 産	師範		家 政	芸 術	小 計	医									理	工	農	商	文	師 範	法	海 洋	其 他	小 計
																		A	B																						
0	専門および技術要員	146				1	1	1	1	5	9	25	2	4	4	2	15	8	1	2	63	6	9	17	3	3	7	25	1	3	74	146					20	20			
1	行政および管理要員	92			16	4	2	1	4	1	13	11	4	8	4	1	4		2	4	38	2	2	5	2	3	2	3	4	1	1	25	92					50	50		
2	一般事務員	145		4	8	5	7	2	56	2	72	9	4	12	2				7	2	36		2	3	2	6	8	2	1	1	25	145					50	50			
3	商業従事者	312	36	129	32	2	4		72	1	79	3	1	13					2	2	21			2	2	8	1		1	1	15	312		*100			50	150			
4	農林、漁業、狩猟従事者	488	243	200	5		22	6	2		30										4		2		3	1					6	488					20	5	25		
5	炭鉱従事者	52	52																													52					27	3	30		
6	運輸、交通要員	101		73	10	3		3	1		7	3									7										4	101					40	30	70		
7/8	技能工(職人)	150		57	20	60	8	5			73										7											150	30	30	4	10	20	16	110		
7/8	半技能工(仕事師)	370	150	180	5	25	2			8	35																					370	20	50	16	30	160		276		
7/8	その他(労務者)	175	175																													175									
9	サービス業務従事者	171	5	105	27				15	6	21									2	3	7										171		10		10		20	40		
	総計	2,202	661	748	123	100	46	18	151	6	18	339	51	14	42	10	5	19	8	14	13	176	8	15	29	12	24	18	30	9	5	5	155	2,202	50	190	20	50	437	74	821
	教育訓練 必要供給 差引		661	748	123	100	46	18	151	6	18	339	51	14	42	10	5	19	8	14	13	176	8	15	29	12	24	18	30	9	5	5	155	2,202	50	190	20	50	437	74	821
	配分計画		3,305	3,740	615	500	230	90	755	30	90	1,695	255	70	210	50	25	95	40	70	65	880	40	75	145	60	120	90	150	45	25	25	775	11,010	250	950	100	250	2,185	370	4,105
	年平均		900	790	200	68	66	10	160	4	18	326	29	10	39	9	1	15	8	8	15	134	7	14	23	8	23	23	14	9	3	5	129	2,479	30	160	10	40	150	74	464
	差引		+239	+42	+77	-32	+20	-8	-9	-2	0	-13	-22	-4	-3	-1	-4	-4	0	-6	+2	-42	-1	-1	-6	-4	-1	+5	-16	0	-2	0	-26	+277	-20	-30	-10	-10	-287	0	-375
	5年総 間計		3,305	3,740	615	500	230	90	755	30	90	1,695	255	70	210	50	25	95	40	70	65	880	40	75	145	60	120	90	150	45	25	25	775	11,010	250	950	100	250	2,185	370	4,105
	供給		4,500	3,950	1,000	340	330	50	800	20	90	1,630	145	50	195	45	5	75	40	40	75	670	35	70	115	40	115	115	70	45	15	25	645	12,395	150	800	50	200	750	370	2,320
	差引		+1,195	+210	+385	-160	+100	-40	-45	-10	+0	-65	-110	-20	-15	-5	-20	-20	0	-30	+10	-210	-5	-5	-30	-20	-5	+25	-80	0	10	0	-130	+1,385	-100	-150	-50	-50	-1,435	0	-1,785

注: 1. 本表資料の典拠:

- (1) 将来5年間の総マンパワーの需給数の推計。
- (2) 将来5年間の専門技術分野の新增マンパワーの分析。
- (3) 将来5年間の第7, 第8種の技能工および半技能工の需給分析。
- (4) 教育部, 1967年度教育統計および本組, 1968年6月調査資料。(附表3を参照)
2. 本表の提示した数字は教育, 訓練および, マンパワー計画の参考として供する。
3. 専門, 技術要員は大学, 専門学校以上の教育程度のもを主とするが, 社会, 経済建設にあわせた必要な新しく増加する人員, およびマンパワーの資質が高まったために必要な代替人員もこの中に含む。
4. 行政と管理要員については, 本表では, 社会, 経済発展にあわせ, その教育基準にてらして, 必要な合格したマンパワーにかかる, 推計である。しかし, 事実上は適正な教育背景をもつほか, 業務による経験の蓄積と自己開発が必要である。さらに, 一部分には一般事務員からの昇格も必要である。
5. 一般事務員, 商人およびサービス業等軽労働者については, 商工業からの需要と教育の発展によって, 必要なマンパワーの教育的背景はすでに, これに従って高まる。
6. 技能工, 半技能工は主として, 各種の工業職業教育および工業職業訓練所によって養成される。したがって, いずれも, ひとしく初等中学校(初中)以上の教育程度をもっているのは当然であるが, 一部分の半技能工は, 将来5年間にあっても, 国民小学校程度の教育水準である。
7. 農林, 漁業, 狩猟従事者, 炭鉱労働者およびその他の肉体労働者は依然として, 国民小学校程度であるが, しかし, 9年制の国民教育が実施されることにより, 必要なマンパワーの教育背景もまた, 次第に, これに従って高まり, 初中程度になる。
8. 総合大学, 各単科大学卒業生で, 海外へ行った者, 華僑子弟の数はすでに除いてある。
9. 現在の見習工訓練は機械製造, 修理, 金属製品, 印刷出版, 家具, 藤, 竹, 木製品, 建築, 運輸器具業が主であり, 人数上からも見るべきものがあるが, しかし訓練内容は不足しており, 標準の確立も今後に行なわれる。
10. 在職訓練は, わずかに少数の大企業に集中しており, 今後その普及と拡大をおこない, 訓練内容も今後, 改善されよう。

改定日時: 1968年7月

* 旧式の店員訓練も含む。

将来10年間各教育段階における卒業人数および職業5年制専門学校教育の構成比率構想

附表2

	67学年度	68学年度	69学年度	70学年度	71学年度	72学年度	73学年度	74学年度	75学年度	76学年度	77学年度	備 註
1.六才学齡児童数	397,951	400,367	402,419	399,727	391,779	386,885	382,546	379,968	381,101	381,171	383,635	学齡児童数はマンパワー発展小組の編集した「台湾地区、将来10年間の人口の推計」
2.国小一学年入学者数(就学率97.3~98%)	386,808	389,553	391,956	389,734	382,376	377,987	374,130	371,989	373,479	373,929	376,730	
3.国小卒業生数(国小卒業率90%)	344,700	351,100	367,800	367,700	377,000	348,100	350,600	352,800	350,800	344,000	340,200	国民中学への進学者数は、台湾省、台北市の延長した国民教育計画の数字および「職業教育と建設と教育の協力の検討会」での結論の推定基準にもとづく。
4.国民中学への進学率	62.3	78.6	84.4	88	90	90	91	92	93	94	94	
5.国民中学1学年生徒数	221,460	282,100	296,500	323,600	330,900	339,300	316,700	322,500	328,100	329,700	323,600	
6.国民中学卒業生数(卒業率80%)	135,600	143,200	177,000	214,300	221,000	248,300	258,900	271,400	250,600	255,200	259,700	
7.国民中学への進学者総数(進学率74.4~77.7%)	106,935	107,600	109,100	110,550	112,000	112,900	113,800	114,950	116,750	118,600	121,000	
(1)高中1学年入学者数	54,679	54,800	55,000	55,300	55,500	55,000	54,000	53,000	52,000	50,500	48,100	高中はその生徒数を安定させ、1972年度より、一部分を高職に改める。または職業選修課程を増設する。
(2)高職および専1学年入学者数	52,256	52,800	54,100	55,250	56,500	57,900	59,800	61,950	64,750	68,100	72,600	
(甲)高職1学年入学者数	37,969	38,000	38,300	38,700	39,050	39,500	39,800	40,600	41,600	43,000	44,600	高職、五専(五年制専門学校)の構成比率は「職業教育および建設と教育の協力検討会」の結論にもとづいて、修正する。
A工業人数	9,401	10,200	10,600	11,200	11,800	12,400	13,000	14,000	15,000	16,200	17,600	
%	24.76	26	27.5	29	30.5	31.5	33	34.5	36	38	40	
B農業人数	4,690	4,600	4,550	4,550	4,500	4,400	4,350	4,300	4,300	4,300	4,300	
%	12.35	12	12	12	11.5	11	11	11	10.5	10	10	
C商業人数	19,270	18,700	18,350	18,000	17,700	17,500	17,200	17,000	17,200	16,600	16,300	
%	50.75	49	48	46	45	44	43	41.5	40	38	36	
D海事水産人数	1,629	1,700	1,850	2,000	2,150	2,300	2,100	2,500	2,700	3,000	3,500	
%	4.29	15	5	5.5	5	5.5	6	6	6.5	7	8	
E看護医業人数	1,200	1,200	1,200	1,200	1,000	1,200	1,200	1,200	1,300	1,300	1,300	
%	3.16	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
F家事人数	1,779	1,800	1,800	1,800	1,750	1,700	1,650	1,600	1,500	1,600	1,500	
%	4.69	1	4.5	4.5	4.5	4.5	4	4	4	4	3	
(乙)五専1学年入学者数	14,292	14,800	15,750	16,550	17,459	18,100	20,000	21,350	23,150	25,100	28,600	
A工業人数	3,768	4,000	4,200	4,400	4,700	5,000	5,500	6,000	7,000	8,000	10,000	
%	26.37	27	27	27	27	27	27.5	28	30	32	35	
B建築人数	983	1,000	1,200	1,400	1,600	1,900	2,200	2,500	2,800	3,200	4,000	
%	6.88	7	7.5	8	9	10	11	11.5	12	13	14	
C商業人数	3,524	3,800	4,200	4,200	4,400	4,800	5,000	5,200	5,400	5,600	6,000	
%	25.36	26	26.5	26.5	26.5	26	25	24.5	24	22.50	21	
D海事水産人数	620	650	700	800	900	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,100	
%	4.34	4.5	4.5	5	5	5.5	6	6.5	7	7	7.5	
E看護医業人数	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,100	2,100	2,100	2,100	2,000	
%	13.99	13.5	13	12	11.5	11	10.5	10	9	8	7	
F家事人数	581	600	650	700	750	800	900	950	950	1,000	1,000	
%	4.06	4	4	4	4	4	4.5	4.5	4	4	3.5	
G其他人数	2,716	2,750	2,800	2,850	2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	
(師範、人文、社会を含む)%	19	18	17.5	17.5	17	16.500	15.500	15	14	13.5	12	
8.高中卒業生(卒業率81%)	40,100	41,700	43,700	43,700	44,500	44,700	44,900	44,500	43,700	42,900	42,100	
9.高職、五専卒業生(卒業率80~85%)甲高職乙、五専	25,100	27,400	30,370	30,300	30,700	31,000	31,300	31,600	31,800	32,480	33,280	高中卒業生数は、大学の新増設科、系二、三年制専門学校、および軍事学校の需要に合わせなくてはならない。
10.二、三年制専科一学年入学者数	1,200	2,635	6,880	16,800	11,500	11,800	12,600	13,240	13,900	14,720	16,000	
11.大学および独立学院一学年入学者数	8,486	8,800	9,500	19,500	10,500	11,000	11,500	12,500	14,000	16,000	18,000	将来のマンパワー需給状況にもとづき (1)専科教育は依然として、拡張しよう。 (2)大学教育は、資質を高めることと科、系の調整を主とし、学生数の増加はわずかである。
12.二、三年制専科卒業生数	1,000	6,800	8,200	8,200	9,200	9,700	10,200	10,700	11,200	12,200	13,700	
13.大学および独立学院卒業生数	14,500	16,500	18,500	18,500	20,000	20,200	20,400	20,600	20,800	21,000	21,200	
14.大学、研究所入学者数	600	680	760	740	920	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	
大学、研究所卒業生数	488	532	600	680	760	840	920	1,000	1,100	1,200	1,300	

改定日時：1968年7月

将来5年間の各種の高級専門マンパワーの養成および発展傾向(1967→1972)

附表3

年次	総計	自然科学														工学																							
		小計	数学	物理	化学	地質	応用学	地学	生物学	地学	動物	植物	心身	地理	電磁	地球	地学	小計	機械	電気	電子	電信	制御	土木	化学	造船	河川	水利	原動機	紡織	原子力	鉱山	工業	工学	建築	農業	衛生	航空	工型
1967	12,111	1,511	311	315	407	17	38	46	142	63	27	75	10	30	-	-	2,590	494	390	39	-	-	461	372	56	19	92	16	36	40	57	71	-	346	31	-	-	-	
'68	13,008	1,500	320	349	419	13	25	34	137	60	26	64	19	34	-	-	2,606	463	298	11	-	39	350	412	57	27	92	106	74	32	11	96	38	286	20	-	-	-	
'69	15,202	1,971	194	436	545	23	71	40	136	51	36	76	59	43	-	-	3,300	553	363	104	47	44	419	418	59	45	158	183	93	13	60	133	46	316	38	-	-	-	
'70	17,483	2,267	609	465	597	30	16	49	148	81	35	83	73	51	-	-	3,117	528	278	117	43	11	548	426	66	46	232	150	129	18	68	114	54	377	19	-	-	-	
'71	18,684	2,430	600	500	600	50	50	50	150	80	50	80	100	60	30	30	4,060	600	350	200	50	100	550	550	100	50	250	114	200	50	70	150	60	400	60	30	10	-	
'72	20,070	2,470	600	500	600	50	50	50	150	80	50	80	100	60	50	50	4,930	700	450	300	50	150	550	650	150	50	250	150	300	60	70	200	60	450	60	50	50	30	-

年次	医療					管理										其他			
	小計	医科	歯科	薬学	医技看護	小計	工業	工業	商管	交通	農	法	商	海	文	芸術	教育	師範	
761	357	40	313	24	27	347	-	195	122	30	672	877	1,838	89	2,115	256	383	994	
797	367	57	313	26	34	242	-	147	75	20	819	852	2,315	121	2,102	258	400	996	
889	371	75	383	23	34	305	56	164	41	44	766	1,102	2,480	125	2,411	256	520	1,075	
987	398	82	430	39	38	416	117	196	55	48	1,035	1,272	2,810	139	2,810	283	542	1,465	
1,094	392	107	450	50	45	520	120	200	100	100	1,050	1,270	2,860	150	2,800	300	550	1,600	
1,270	417	108	450	80	45	550	150	200	100	100	1,100	1,300	2,900	200	2,800	300	550	1,700	

- 附註：1 本表はただ、教育および高級マンパワー計画の参考に供するものである。
 2 本表は、(1) 各大学および独立学院現有の院系の予定している卒業生数、およびその長期の発展傾向、(2) 第五次社会経済建設計画発展の重点と各種の高級専門マンパワー需要とを参照して、研究するものである。
 3 上記の表の数字は年間、海外へ流出する学生および準備の学生数も含まれる。その中の関係する工学、管理、海洋、師範等の科、系は1969年度より入学者数を増加させ、供給の均衡を保つことかできる。
 4 大学夜間部の課程は在職者の再研修(プランニアップ)を主とするが、その数はその中には計上されていない

将来5年間各種技術者およびその補助マンパワーの養成と発展の趨勢(1967→1972)

年次	合	工業														其他専科																
		小計	機械	工業	電	工	化	紡	電	鉱	公	航	工	工	建	電	農	機	機	都	小	医	人	農	師	芸	商	家	海	其		
1967	4,006	869	115	25	163	120	144	16	57	43	14	-	-	-	67	15	-	-	-	-	3,288	318	35	361	555	335	1,061	286	150	187		
'68	6,745	1,251	153	25	229	113	199	57	17	35	45	-	92	103	69	81	-	-	-	-	5,644	419	104	444	1,186	485	2,259	237	150	360		
'69	11,999	1,963	238	25	195	234	399	168	90	101	48	45	68	93	46	84	-	45	-	-	10,036	829	128	785	1,484	613	4,777	814	190	606		
'70	11,817	3,507	179	40	256	742	702	80	60	74	45	94	-	-	269	208	238	220	30	30	-	8,310	1,421	243	801	1,115	317	3,432	466	190	515	
'71	13,782	3,926	467	40	352	516	843	50	181	50	16	87	348	178	60	285	241	102	110	50	50	-	9,856	2,039	239	821	1,302	268	4,190	488	194	315
'72	14,705	4,475	560	40	450	500	900	150	300	50	50	150	350	105	60	300	250	100	110	50	50	50	10,230	2,220	250	800	1,500	300	1,000	500	310	350

- 1 本表はただ、教育および中級マンパワー計画の参考に供するものである。
 2 本表は、(1) 各2, 3, 5年制専門学校現有の各科、系の予定している卒業生数、およびその長期の発展傾向、(2) 第五次社会経済建設計画発展の重点と各種の技術者および補助マンパワーの需要とを参照して研究したものである。
 3 各工学科、系の入学および卒業生数は工業の発展にしたがって予め増加させなくてはならない。
 4 専門学校の夜間部課程は在職者の再研修に供することを主とする。その数はその中には計上されていない。夜間部にはさらに、都市計画科を開設し、各県、市の在職者の再研修に協力しなくてはならない。

将来5年間の専門および技術分野における必要な新增メンバーの分析(1967-1972)

附表4

単位：人

項目	現有就業者数	死亡、退、休、転職、出国に対する補充者数	5年間の必要 新增数	5 年 間 の 必 要 増 加 数	年間平均必要 増加数	説明：1 現在の就業者数の主要資料の典拠は以下を参照すること。
甲、教 員	93,200	10,550	31,600	42,150	8,430	(1) 教育部1966教育年度、教育統計、マンパワー発展小組の1967年高級マン パワー調査。
1 大・専および研究所教員	6,370	700	700	1,400	280	(2) 医療分野マンパワー： ジョン・ホプキンス大学による
2 高中、高職、教員	9,000	950	3,800	1,750	950	「A study of Demographic Economic Impacts」
3 国民教育教員	74,200	8,600	26,500	35,100	7,020	(3) 中華民国各工学学会および関連する協会への登録者数の資料。
(1) 初 中	19,500	4,500	20,000	24,500	4,900	(4) 台湾地区、将来5年間のマンパワー需給推計。
(2) 国民学校	54,700	4,100	6,500	10,600	2,120	(5) 1966年11月の第5期の製造業、運輸交通業、サービス業のマンパワー需要 調査報告。
4 幼稚園	2,000	200	500	700	140	2 本推計は、上記の関係資料を総合して、作成したものである。また、延長され た国民の必要とする教師、および第6類の航海、航空等の高級マンパワーもこの 中に含まれている。
5 その他の教員	1,270	100	100	200	40	3 衛生医療要員のうち、歯医師の増加は現在、正式な免許を所持していない不台 格者に替えるためのものであり、また、将来の児童出生数が安定化する傾向にあ るため、助産夫の増加はただ、退、休、転職、および死亡者を補うためのものが 主である。漢法医は、高年齢に属する者が比較的多いため、その増加もまた、補 充のための者が主である。
乙、科学的研究員	3,250	330	1,220	1,550	310	
1 生物科学	1,200	120	430	550	110	
2 物理学	1,100	110	440	550	110	
3 社会科学	500	50	200	250	50	
4 其他科学	450	50	150	200	40	
丙、技師(土木建築、交通、 製造、農・鉱業、公共事業)	20,570	1,990	6,410	8,400	1,680	
1 機 械	3,000	300	1,200	1,500	300	
2 電機、電子	2,700	270	1,350	1,620	324	
3 化学工業	1,500	150	1,100	1,250	250	
4 建築士	500	50	300	350	70	
5 鉱 山	850	90	100	190	38	
6 工業工学	1,500	150	500	650	130	
7 工業設計	170	—	100	100	20	
8 農 機	1,400	140	360	500	100	
9 土木、水利	4,200	420	130	550	110	
10 航 海	1,250	100	350	450	90	
11 航空機	1,500	120	420	540	108	
12 其他(衛生工学及研究業務を 含む)	2,000	200	500	700	140	
丁、技術員(建設、交通、製造、 農業、鉱業、公共事業)	36,520	2,850	9,650	12,500	2,500	
1 機械、農機	9,500	760	3,240	4,000	800	
2 電機、電子	6,800	530	3,220	3,750	750	
3 化 工	3,800	300	1,450	1,750	350	
4 建 築	1,500	120	470	590	118	
5 冶 金	1,000	80	170	250	50	
6 土木、水利	8,500	670	300	970	194	
7 工業設計	420	—	300	300	60	
8 其他(研究補助者を含む)	5,000	390	500	890	178	
戊、衛生医事要員	17,120	2,820	2,580	5,400	1,080	
1 医 師	5,600	790	1,510	2,300	460	
2 歯科医師	1,700	250	—	250	50	
3 漢法医	1,800	350	—	350	70	
4 看護婦	3,100	820	380	1,200	240	
5 助産夫	2,900	450	—	450	90	
6 薬剤士	1,000	80	500	580	116	
7 医療技術	820	60	90	150	30	
8 獣 医	200	20	100	120	24	
己、其他専門技術員	10,210	970	2,130	3,100	620	
1 農業研究人員	3,000	300	200	500	100	
2 会計士	210	20	130	150	30	
3 司法官、辯護士	2,000	150	300	450	90	
4 其 他	5,000	500	1,500	2,000	400	
総 計	180,870	19,510	53,590	73,100	14,620	

第7, 第8種職業のマンパワー分析および教育訓練計画(1967→1972)

附表5

単位: 毎年人数

職業分類	職業別	マンパワー 需要推計	マンパワー供給推計										工職の正規教育を受けたマンパワーの供給状況				説明		
			教育部門			訓練部門							合計	総計	現在の工職に よる区別	供給予 定人数		実際に 必要な 人数	人数 不足
			工職	技術訓練 センター	其他 職校	合計	見習工 訓練	新入技能工 在職訓練	技能工 速成訓練	模範速 成訓練	軍隊内 訓練	合計							
7-0	紡績工, 製糸工, 紡織工, 染色工等	4,300	300	-	-	300	-	3,700	-	-	300	4,000	1,300	紡織工	200	300	100	<p>1. 本表で定めたマンパワー需要は, マンパワー発展小組の定めた「台湾地区将来5年間のマンパワー供給推計」を基礎として, 同時に, 1965年1月の労働力調査報告および1966年4月のマンパワー需要調査報告と経済建設計画が定めたところの新工業発展趨勢を参照して, 修正し, 決定したものである。</p> <p>2. 本表の定めたマンパワーの供給部門は, 正規の職業教育と職業訓練の二部門に分けられる。</p> <p>(1) 職業教育部門は工業職業教育が中心となり, そこに附設した「技芸訓練センター」と共に, 次第に卒業生を年間12,500人に達するようにする。(工職のクラス増設, 農職の中に工業科を増設することなどの第三次五ヶ年計画の数をその中に含めても, なお, 1,170人不足する。)工業職業学校が設置している各科別の中で, もし, 高級職業学校において, おこなうのに適さない者があれば, 技芸訓練センターまたは職業訓練機関にもどして, 訓練をおこなうべきである。</p> <p>(2) 職業訓練部門は見習工訓練, 速成訓練, 模範訓練によって新入の技能工を養成する。また軍隊が, 年間約4,400人前後の訓練をおこない, 5年後に労働市場に入ることが期待されている。在職再訓練(ブラッシュアップ)は在職技能工の資質を高めることであり, あるいは, あらかじめ再訓練を実施することである。そうして技術革新の要求に適応するのである。</p> <p>3. 第7, 8種の総人数の見積は, 69,400人である。このうち埠頭の荷上労働者5,000人, および訓練を必要としない一般労働者12,400人を除外すると, 実際に訓練を要する者の数は52,000人である。</p> <p>4. 在職訓練が, 指しているものは新入技能工の on-the job-trainingである。</p>	
7-1	衣服裁断工, 縫製工等	4,700	-	500	家事 900	1,300	800	2,300	-	-	300	3,400	4,700						
7-2	皮革裁断工, 靴型工, 縫靴 工等	800	-	-	-	-	300	300	-	-	200	800	800						
7-3	金属精錬工, 鍛造工, 鋳造 工, 圧延工, 模型工等	3,500	500	100	-	600	600	1,000	500	300	500	2,900	3,500	鋳造 山科 計	150 50	200	300		
7-4	精密計器及時計製造工, 宝 石金銀細工等	750	40	60	-	100	400	250	-	-	-	650	750	計器 修理 工科 計	40	40	-		
7-5	工具製造工, 機械工, 仕上 工, 板金工, 管製工, 溶接 工, 鍛金工及自動車修理工 等	9,500	2,000	400	-	2,400	1,800	3,500	500	300	1,000	7,100	9,500	機械 板金 電気 自動車 計	1,270 80 30 120 370 130	2,000	-		
7-6	電気工, 電子技能工, 電器 技能工及電話電報装置修理 工等	6,000	2,200	800	-	3,000	600	1,200	500	200	500	3,000	6,000	電気 電子 電器 無線 電器 計	2,000 910 720 70 80 160 260	2,200	-		
7-7	大工, 建具工, 家具工, 製 材工, 桶工, 合板製造工竹 細工等	3,900	1,000	300	-	1,300	800	1,000	300	300	200	2,600	3,900	家具 木工 計	2,200 130 30 35 135	2,200	-		
7-8	塗装工, 裱具工(建築物保 護)	1,000	-	100	-	100	300	600	-	-	-	900	1,000	塗工 木工 計	340 260	1,000	670		
7-9	レンガ工, 左官及其他建築 作業員	6,500	700	300	-	1,000	1,500	3,400	300	300	-	5,500	6,500	土木 計	600	700	100		
8-0	植字工, 印刷工, 製版工, 装訂工等	500	100	-	-	100	100	150	100	50	-	400	500	印刷 科	100	100	-		
8-1	窯業工, ガラス工, 陶磁器 工及セメント製造工等	770	-	100	-	100	200	370	100	-	-	670	770						
8-2	製粉, 製パン工醸造及其他 食品飲料工	2,000	-	-	農水産 500	500	200	1,500	-	-	-	1,500	2,000						
8-3	化学工	2,040	600	100	-	700	-	840	-	-	500	1,340	2,040	化学 分析 式工 計	565 35	600	-		
8-4	タバコ葉配合及製造工	40	-	-	-	-	-	40	-	-	-	40	40						
8-5	其他技術職人, 機械運転工 及生産工程工	3,400	500	200	-	700	400	1,000	300	200	800	2,700	3,400	測量 計	35 465	500	500		
8-6	包装工, ラベル工	1,700	-	-	-	-	-	1,700	-	-	-	1,700	1,700						
8-7	固定動力機, 開さく機, 起 重機操作工	600	-	100	水産 200	300	-	100	100	-	100	300	600						
総計		52,000	7,940	3,060	1,500	12,500	8,000	22,750	2,700	1,650	4,400	39,500	52,000		6,770	7,940	1,170		

中華民國第4期經濟建設4ヶ年計画の実績

1. 総 目 標

1. 概 述

中華民國第四期經濟建設四ヶ年計画は1965年から実施された。四年来、国外及び国内經濟情勢は經濟發展に有利であつた。つまり国外需要は増加により輸出は順調に伸び、また国内投資の増加及び外国資本の導入は、国内生産の増加に大きく寄与した。農工業生産増加の爲、貿易、商業等関連サービス工業もまた高い成長率を維持することができ、就業人口もそれに随つて増加した。生産増加が急速な爲、支出面における増加率は計画目標を超過したが、特に投資の増加率は計画目標の倍近くに達している。政府消費支出及び民間消費支出も計画目標より高かつた。

2 主要総目標の実施成果

- (1) 經濟成長率 第四期四年計画期間内、經濟成長率（実質國民総生産により表示）は平均毎年7%を予定されていた。実施成果は平均毎年増加率10.5%で原計画目標を大きくオーバーした。暫定的推計によると1968年の國民総生産は新台幣166.158百萬元に達している。
- (2) 政府消費 原計画見積りでは政府消費の四年間に於ける平均増加率は毎年7.2%であつたが、実績は毎年平均7.4%となり、予定を僅かながら上廻つた。暫定的推計によると当年貨幣価値で表示した1968年の政府消費は新台幣29.173百萬元で國民総生産に対する比率は17.6%であつた。
- (3) 民間消費 原計画推定の民間消費は、四年平均で毎年5.6%増加であつたが、実施結果は平均毎年増加率7.0%と計画を大きく上廻つた。これれ主として實際の經濟成長率が、計画目標を超過した爲である。初歩的推計によれば、当年貨幣価値表示の1968年に於ける民間消費は新台幣97.927百萬元で

国民生産総額に対して58.9%であつた。

(4) 国内資本形成 原計画推定の資本形成は四年平均で、毎年10.7%の増加であつたが、実績では平均毎年増加率19.2%と計画目標の2倍近くに達した。これも主として経済成長率が原計画目標を大幅に超過したことによる。暫定的推計によれば、当年物価で計算した資本形成総額は新台幣40.256百萬元に達して、国民総生産額の24.2%を占めている。来源別資本形成では、国民貯蓄（純貯蓄額と固定資本原価償却準備を含む）が91%国外資本流入が9%をそれぞれ占めている。

(5) 国民雇用 1967年末現在の台湾現有人口は約1,380万人、人口の自然増加率は2.3%に低下している。雇用人口（15才以上）は概略的に440万人と推定され、1964年と比較して平均毎年10万人の雇用増加となつており、計画目標の平均毎年雇用増加数15万人の3分の2に達したのみで、現状の要求に遠く及ばない。歴年来増加している雇用人口の中、農業方面に於ける雇用増加率は逐年低下、工業及びサービス業に於ける雇用増加率は逐年増加の趨勢を示している。

2 農 業

農業生産は自然因素変動の影響をうける度合が強く、その為農業成長率もその変動にしたがつて上下した。本期計画実施期間農作物生産は度々旱魃及び台風の被害をうけたが、農業生産の毎年平均成長率は6.0%に達して、計画目標の4.1%を約50%もオーバーしている。これは農民自身の努力と政府のとつた臨機応変及び増産措置が適宜を得たことによるものである。農産品生産は自然災害及び耕地面積拡大困難等の制限が大であるが、その年平均成長率はやはり5.4%に達し、39%の計画目標をオーバーしている。この成果は、主として各種増産措置、例えば水利施設の改善、施肥量の増加、病虫害防除の強化、品種及び耕作技術の改良等の為単位面積生産量が高められたことによる。漁業及び畜牧生産は土地資源の制限を受ける度合が弱く、その増産率はひとしく計画目標を超過している。林業は台風及び豪雨、伐採及び輸送等の影響の外に、伐採制度の不健全及び規定伐採量の制限の為にその増産率は低かつたが、やはり計画目標に接近している。此の外、林相改良及び造林事業の進行が遅く、その為造林面積も計画目標に達していない。水利及び土地資源開発は巨額の資金を必要とし、且つ調査、企画、及び工事建設等長期間を要するので、規模の比較的大きい若干の水利及び土地開発計画は、第5期計画期間内に完成される予定となつている。

表1 中華民國第四期經濟建設四年計画農業部門の實際成長率
と計画成長率の比較 (％)

項目	1964年	1965年		1966年		1967年		1968年	
	實際成長率	実績	計画	実績	計画	実績	目標	実績	目標
農作物	8.8	13.2	6.5	4.2	3.3	2.6	3.0	1.6	2.9
林業	21.6	4.4	-1.8	-9.9	3.9	5.6	4.1	3.5	4.2
漁業	7.8	1.1	3.1	11.1	1.5	7.3	4.1	6.0	4.1
畜牧	12.0	4.1	6.2	10.7	5.8	12.0	6.3	6.5	7.3
総計	10.3	8.7	5.9	5.9	3.5	5.6	3.5	4.0	3.6

註 1968年度は暫定数字

3 工業部門

本計画期間内、商品の国内外需要は継続して拡大し、その上生産設備の大量拡張及び新規投資の増加等があり、その為工業部門は全体として1964年の繁栄局面を引きつぎ、安定した急速な成長を維持した。本計画実施期間の工業成長率は年平均で16.0%に達し計画目標の10.9%を超過している。その中鉱業は毎年平均増産率4.0%で、7.7%の計画目標より低かつた。製造業の年平均成長率は16.3%で、計画目標の11.2%を大きく上廻り、電力、用水及びガス等計画は、各項建設工事の多くが時間通りに完成されたため、毎年平均の増産は12.7%に達し、やはり計画目標の10.7%をオーバーしている。建築業は所得の増加及び人口の急速にして大量の都市集中により、大きく発展し、平均成長率は85.4%の高きに達して、工業部門全体の実際成長率を引き上げるのに大きく寄与している。本計画期間内に於ける製造業の急速発展は主として化学工業、金属及びその製品工業等生産が目標を大きくオーバーしていることによる。非金属鉱物製品業の実際生産も計画目標より遙かに多かつた。食品工業は主として国際砂糖価格下落の影響で、増産率は計画目標より低かつた。人造繊維と紡績工業の実際成長率は第1年と第4年を除き、すべて計画目標未達成であるが、その主要原因は人造繊維方面の若干の新建及び拡充計画が期限通りに原定規模を完成できなかつたことにある。木材加工と造紙工業は最後の2年間紙とパルプの輸出が減退した為に実績は目標に達しなかつたがその他各年は一律計画目標を超過している。

第2表 第4期経済建設4年計画工業部門の実際成長率と計画成長率の比較

(%)

項 目	1964年 の実際 成長率	1965年		1966年		1967年		1968年	
		実 際 成長率	計 画 成長率						
総 計	27.1	15.6	10.9	13.7	10.8	17.5	11.1	16.5	11.7
鉱 業	8.1	6.8	7.8	5.0	7.6	4.6	7.7	←) 0.4	8.0
製 造 業	30.7	15.1	11.0	12.9	11.2	18.2	11.4	19.0	12.2
食品工業	23.1	13.7	10.3	←) 0.6	4.1	3.3	3.5	11.1	3.0
人造繊維と紡 績工業	15.2	13.8	7.8	5.3	19.0	17.0	20.0	5.9	17.4
化学工業	36.4	29.2	15.1	18.6	17.9	15.7	18.8	21.1	19.6
木材加工と製 紙工業	49.9	11.6	7.8	13.2	11.0	9.6	11.5	24.1	21.3
非金属鉱物製 品工業	11.3	6.2	10.5	18.2	15.5	18.5	11.1	17.9	10.4
金属とその製 品工業	41.5	29.6	18.3	23.3	20.1	39.8	18.4	37.1	19.2
その他	24.2	13.7	7.3	13.9	4.1	3.9	7.4	←) 4.7	8.4
建 築 費	19.4	245.4	—	57.1	—	24.4	—	14.6	—
電力、用水及び ガス	17.9	8.4	10.5	13.5	11.1	13.8	10.6	15.1	8.6

註：(1) 化学工業の1968年実際産量成長率は計画成長率よりも低かつたが、それは1965年及び1966年の実際産量が計画目標を大幅に上廻つた為に指数ベースが大きくなり、1967年成長率の低下をもたせたもので、絶対数値では計画目標よりも27%増加している。

(2) 1968年は暫定数字である。

4. 交通運輸部門

交通運輸施設は多年来の不断なる拡張と改善努力により、相当の成果を収めている。第4期経済建設4年計画期間内、国民経済が年7%以上の高率で成長し国際貿易も不断に拡張され、而して交通運輸部門計画の実施は、港湾埠頭部分が大量のバルク積穀物入貨の折に雑踏混乱を招き、鉄道車輛の不足現象が現れた外、交通各部門の運営状況は極めて順調で、設備の更新、輸送能力の増進、及びサービス範囲の拡大等相当の成果を収めた。もし計画期間各年の運営実績を1964年実績と比較すれば、郵便取扱件数及び1966年の環島及び外島海運量及び花蓮港の貨物積卸量が1964年実績に及ばなかつた外、その他は程度の差こそあれ、皆増加している。個別計画の実施では、本国籍旧船舶の淘汰更新、気象超短波通信網の確立等は資金来源或いは予算の制限等で原計画通りに進行しなかつた外、その他は大部分予定通りに完成されている。

5. 社会建設部門

1 人力資源の開発

(1) 教育

a 国民学校教育を延長して、志望進学とする方案 国民学校卒業生の進学競争を緩和し、悪性補習を消滅するため、1965年度から国民学校卒業生の志望進学制度を実施し、義務教育延長の準備及び過渡とするのが原案の計画であつた。その後総統の指示により、1958年から国民教育を9年に延長することになり、教育主務官庁の協同企画により、省市政府は準備作業を完成し、1968学年度から全面的実施となつた。

b 実業教育及び技能訓練の発展 工業実業教育を強化する為、工業学校に13科19学級の増設をはかる外、農業学校に工業関係科目6科28学級を増設した。又水産実業教育面では、蘇澳、高雄水産学校に実習工場が建てられた。近年来5年制専門学校の発展が迅速な為、実業学校の方は計画目標よりや、低い実績であつた。又技能訓練を強化する為に各校に附設された「実用技芸訓練センター」にもクラス数にして14%の増加があつた。

c 科学教育の発展及び大学各科の増設 生物科学、地球科学及び物理科学等にしがたつて初級中学以上課程を編制替えし、基本科学教育を強化せる外、組織拡大された国家科学委員会に科学教育指導委員会を増設して科学教育発展の専門的任務を負はせた。又前後して物理、化学、生物、数学及び工学等5個の研究センターがつくられ、関係大学及び専門学校に工業工学、工業設計、自動コントロール、食品加工、石油化学、核化学、物理、電子工学、金属加工、品質管理等新しい科をもうけて、3年修了とし以て経済発展に必要なこの種人才の養成にあたらせた。

(2) 実 業 訓 練

経済発展による技術人力需要に応ずるために、左記借置がとられて実業訓練の強化が行われた。

a 全国工業訓練協会が成立、又工業実業模範訓練センターが設けられて教員養成及び模範加速訓練が企画実施された。

b 各種実業訓練の実施、自動車従業員訓練センター、航業発展センター、金属工業発展センター及び公私学訓練機構が設立された外、1967年には内政部、經濟部等により主催された模範実業訓練は34クラスに達し、訓練参加人数は939人、1968年は原有学級数を維持した外、台湾機械会社に4学級を新設し、訓練人数100人を増加させた。

c 經濟部は北区、南区に2ヶ所の実業訓練センターを設立、又漁業及び鉱業発展の需要に応じて、関係機構とともに漁業訓練センター及び炭鉱従業員訓練センターの設立をすすめている。

d 1968年11月11日「全国実業訓練技能コンテスト大会」を催し、激励と観察の機会を提供した。

(3) 就 職 補 導 の 強 化

本計画期間内、陸續として台北区、台中区、高雄区、台南区及び基隆区に5個の就業補導センター、及び崁頂、桃園、新竹、苗栗、嘉義、高雄、台東、羅東花蓮等9ヶ所の就職サービス・センターが設けられ、1965年から1968年の4年間（1964年7月から1968年6月まで）に求職登記375,280人次、求人登記319,232人次、就職紹介134,792人次が取扱われ、予定目標を超過した。

2 公共衛生及び保健

医療面では、財力の制限で医療網及び公私立病院視察制度確立の進捗は極めて緩慢であつたが、医務人員の訓練は積極的に進行した。伝染病防治面の各項計画も順調に進捗した。実施効率は計画目標に接近している。パスコントロールの進展は順調で、3年来の人口自然増加率はすでに1964年の29%から、1967年の23%に低下している。環境衛生面における実施成果は僅かに計画目標の3分の2のみ、その中公共井戸、公共便所、市場等計画の実施成果は目標の40%以下の低さであつた。工業衛生面では制度及び人員訓練の方は目標に達したが、工業衛生環境の改善は資力の制限をうけて、実施成績は香しくなかつた。薬品及び食品管理面では、製薬工場設備標準、薬品商管理規則、にせ及び劣質薬品取締弁法等法規の修正公布が行われた外、台湾省ニセ及び劣質薬品調査検査センターが設立されて、ニセ薬の取締強化が行われ、食品衛生管理も強化されている。婦幼衛生面の仕事は大體順調であつたが、産前検査、産婆、家庭訪問等事業は地方経費の制限で、成果は理想に達しなかつた。この外衛生教育、人員訓練及び精神病防治等方面は大體計画通り順調に進行した。

6. 国 外 経 済 部 門

本計画実施期間に於ける国際経済局勢の変化は有利に推移し、国内工商業の普遍的繁栄と経済の加速発展等により、国外経済部門計画の実施成果は大体目標に達することが出来た。商品貿易に就いて言えば、ベトナム戦争の持続拡大と欧州及びその他地区市場の開拓により、輸出の拡張は大きかつた。然し国内投資及び生産の増加等により、輸入の伸びも又大きく、その為入超は計画目標より遙かに大きかつた。サービス収支方面では、観光事業の発展により、収支状況に著しい改善が見られた。但し各年の経常勘定収支面には依然として巨額の赤字ギャップが存在し、1966年及び1968年を除き、1965年及び1967年の入超ギャップは計画目標より遙かに大きかつた。然し1968年は商業信用支出拡大により国際収支は赤字であつたが、その他各年の純資本流入額及び純トランスファー収入額は計画目標をオーバーした。又1965年は貿易逆差が巨額にすぎた為、黄金及び外貨準備は計画目標より低く、1967年は資本の純輸出があつて黄金及び外貨準備が減少したが、1966年及び1967年の黄金及び外貨準備増加額は計画目標の2倍以上に達した。4年合計では黄金及び外貨準備は107.5百万ドルの増加であり、計画目標の97.9百万ドルよりや、高い。

「視察事業場の概要」

- 1 企業の名称
台湾造船股份有限公司（国営企業）
- 2 所在地
基隆市和平島一路三三号
- 3 労働者数
男 1,250名，女 250名，計 1,500名（他に臨時工 1,300名）
- 4 面接者職氏名
董事長（会長）杜殿英，総経理（社長）王先登，協理（副社長）晏海波，
協理 彭宗灝，協理 徐耀華，計画処主任工程師 林錦城，北区訓練中心副主任 薛培勛
- 5 主な製品名又は生産内容等
船舶製造及び修理，ボイラ及び圧力容器の製造（生産量年間造船約 5 萬重量噸，修船 80 萬總噸，製機 5,000 噸）
- 6 主な機械設備等
船体工場；動力切断機，水圧プレス 油圧プレス，交流アーク溶接機，直流アーク溶接機，自動溶接機，ウエルディングポジションナー，自動ガス切断機等
機械工場；旋盤，平削盤，形削り盤，フライス盤，歯切り盤，ホブ盤，ラジアルボール盤，研削盤等，比較的小物部品加工用の工作機械が多い
電気工場；巻線機，管曲げ機等，石川島播磨重工業株式会社と技術提携しており，現在 10 萬トン級の造船計画を樹て，施設の拡張を行っており，工場建家はほぼ完成している。建造ドック，修理ドックは今年中に完成し，完成次第キールの据付けるよう準備をすすめている。
- 7 技能者の養成等
昨年 6 月以来北区センターの一部完成した建物に工場の機械を入れて鉗工，

冷作工，電工，電焊工の訓練を行なっている。

8 訓練センター設置についての意見

訓練センター設置の中心的役割りを果たしており，非常な熱意で施設の早期完成，早期開所を望んでいる。

9 その他

現在の養成は，日本を含む諸外国の訓練方式を参考にして計画を樹てて訓練を行なっているが，日本からの援助，指導を強く望んでいる。

1 企業の名称

台湾機械股份有限公司（国営企業）

2 所在地

高雄市公園二路 25 号

3 労働者数

男 3 2 0 0 人，女 4 0 0 人，計 3 6 0 0 人

4 面接者職氏名

協理 童文斐，第二機器廠長 姚廷珍，南区センター副主任姜晏三

5 主な製品名又は生産内容

船舶製造及び修理（2,000トン以下の漁船が主），鉄道車両，船用ジゼルエンジン，ボイラ，ポンプ，冷凍機，ブリキ板の製造及び化学工業関係，セメント，製糖，製紙等のプロントの設計，関係機器の製作及び据付け等

6 主な機械設備等

船舶廠；動力切断機，油圧プレス，交流アーク溶接機，直流アーク溶接機，自動溶接機，自動ガス切断機，ラジアルボール盤，三本ローラ，鍛造機械，工作機械等

機器廠；旋盤，平削盤，形削り盤，フライス盤，歯切り盤，ホブ盤，ラジアルボール盤，研削盤等で比較的大型の機械部品加工用の工作機械が多い。

鍛造廠；キュボラ（50トン，30トン，4トン各2基），アーク炉（3

トン、4トン各2基)、砂処理機械、造型機、後処理機械、熱処理炉、木型製作設備、大型工作機械等

鋼品廠 熱浸法鍍錫機 2 台

7 技能者の養成等

昨年7月以來南区センターとして、公司の建物施設を利用して冷作工、電焊工、鑄造工、檢驗支配工(検査工)の訓練を行なっている。

8 訓練センター設置についての意見

台湾造船股份有限公司と共に訓練センター設置の中心的役割りを果しており、非常な熱意で施設の早期完成、早期開所を望んでいる。

9 その他

将来、訓練の範囲を拡大し、多くの職種について訓練を行ない、総合的な技能向上と技能士確保を望んでいる。

1 企業の名称

台湾化学纖維股份有限公司 (中華民國 55 年... 1966 年... 創立
1966 年... 操業開始)
資本金 4 億 NT \$

2 所在地

彰化市中山路 456 号 (工場敷地 203 坪)

3 労働者数

男 500 名、女 2500 名、計 3000 名

4 面接者職氏名

副理 江成溪

5 主な製品名及び生産内容等

化繊織物の製造 従来、山林に廃棄されていた潤葉樹の小径木、枝梢廢材を原料としてパルプを製造し、亜硫酸法によりレーヨンを製造、更に製棉、梳棉の後、紡糸、製織、染色して、化繊織布、化繊毛布の一貫製造を行っている。(現在日産100屯)

6 主な機械設備等

パルプ製造設備（日産100T）、レーヨン製造設備（日産45 ）、紡績設備（8万錠…将来143錠にする予定）、織布、毛織設備（850台）の他、発電設備、硫酸製造設備等で、織布、毛織機械は日本製、レーヨン製造設備はスイス製であるが、全設備の3分の2は中国製である。

7 技能者の養成

当初は創業後1年半で、日本の企業の指導を受けているが、設備の保全修理の技能者は創業当初は熟練工及び大専、高工職卒者を半々に入れて発足したが、現在は自社養成の体制を整えている。また、発電関係は台湾電力会社の指導を受けて養成を行なっている。

8 訓練センター設置についての意見

中国における技能者の不足は深刻なものがあり、訓練センターが設置され、技能者の養成が行なわれることは、中国の産業発展に重要なことで、全国に同種の養成施設が多数設置させることにより、基礎産業が確立し、ひいては当社の繁栄にもつながることで、1日も早く開所されることが望まれる。

9 その他

中華民国の場合工場分布が北部及び南部に偏し中部に主たる産業がない、そこで従来25,000屯の羊毛輸入をしていたこと及び中国中部において産出する湿葉樹の産材を活用して衣服地を生産することに着目し、加えて政府の方針にも即応しつつ当工場を創設したものである。当工場は大きく化学処理部門と紡績部門に分かれるが業務の集中管理という面から管理部門は後者を通じて一本化して実施しているが、両部門がそれぞれ極めてはっきりした特色を有するため管理面で困難が生じている。即ち装置部門が男子労働力により、加工部門に女子労働力に依存しているのであるから習慣上これを一本で管理することは極めて困難である。その一例は待遇の改善、福利、厚生施設の向上、生活指導に力を入れているが女子は三交替で夜勤があるため昼間勤務して夜間上級の学校に行きたいという希望を持っているものが多いので高

雄方面の電子工業に行くものが多い。給与の最低は男子で2,700円，女子で1,500円で年間30%平均で上昇している。紡織関係では高職卒5～6年位で係長になっている。

1 企業の名称

大同股份有限公司（資本金37,850萬NT\$）支店を国内八地区に設けている

2 所在地

台北市中山北路三段22号

3 労働者数

約4,600人（系列会社を含めれば約6,700人）

4 面接者氏名

秘書処処長 游来乾

5 主な製品又は生産内容

同社は我が国の東芝と提携し各種電気機械，製品の製造を行なっている。

家庭電化製品部門 扇風機，ルームクーラー，ジュサー，ミキサー，電気洗濯機，電気冷蔵庫等

電子通信部門 テレビ，ステレオ，自動交換機，電話機等

重電機器部門 船用発電機，変減速機，送風機，大型変圧器等

製鋼機械部門 フライス盤，研磨機，精密工具等

6 経営方針

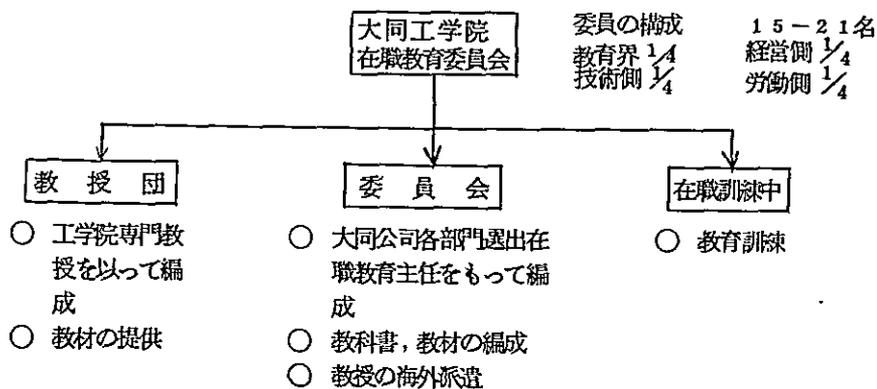
基本姿勢 利潤を創造しこれを顧客に還元する

具体化の方式 株式公開 現在株式11,000名従業員持株制度の採用，従業員の中から取締役が選出される途中ひらいている，人的能力の開発，大同工学院，在職訓練中心において以下に述べる訓練を実施している。

7 職業訓練の実施状況

民国32年に大同工業職業学校を設立し，卒業生約2,000名を送り出し

ている。その後民国52年に日進月歩の技術の進歩におくれず現場の要請する人材の養成を図るべく同校を大同工学院に改組し、民国55年には更に在職訓練中心を設けて、産学協同体制を確立し傘下の企業もふくめ在職工員経営各級指導者の養成を行うこととし、その内容は近代経営等にはじまり人間関係、市場調査、無欠点運動、目標管理等をふくんでいる。これを図示すれば次の通りとなる



訓練内容

- 1 新入社員訓練 高卒を対象としオリエンテーション1日、現場実習10週間教室講義1週間の訓練期間で、技術、販売、アフターサービス等について訓練を行なう
- 2 専門技術訓練（販売管理、品質管理、安全管理等）以上の外右職訓練訓練として次の如き訓練を行っている

受訓単位	班別	幹部班	販売班	内勤班	外勤班	幹部候補班
検査				一週		二週
電気計時器倉庫				三週	二週	四週
基隆業務区					一週	二週
在職訓練中心	一週	一週	三日	三日		一週
合計		一週	一週	四週と3日	四週と3日	十一週

註 内勤班、外勤班、新入社員班については職前訓練とする。なお将来計画と

しては

1. 毎年先進国の大学，企業への従業員派遣研修
2. 産学協同の範囲の拡大
3. 教育訓練施設，教材教具の充実を目標としている

以上の訓練を民国56年には547名，同57年には626名について行なっている

8 その他

当社については高卒以上の者を採用しており，高卒者の日給は本俸1日70 NT\$手当をふくめて月3000 NT\$となる。高卒者で入社した後に早い者で3年，通常5～6年で組長になっている。

1 企業の名称

金豊機器工業股份有限公司

2 所在地

彰化市中華西路201号

3 労働者数

男140名，女10名，計150名

4 面接者職氏名

企画課長 紀 金 懐

5 主な製品名又は生産内容等

能力3～50 Tクランクプレスの製造 外註先より鋳，鍛造の機械部品材料を受け入れ，機械加工，手加工によって機械部品を製作し，組立てて塗装仕上げを行なっている。

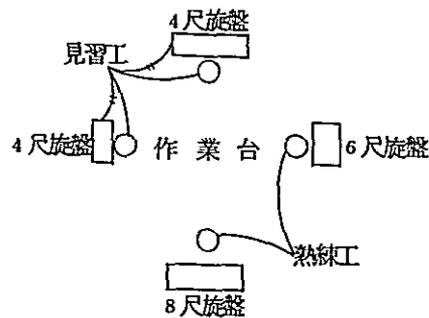
6 主な機械設備等

旋盤（4尺，6尺，8尺）11台（うち高速旋盤1台），形削り盤5台，平削り盤1台，横中ぐり盤1台，ラジアルボール盤1台，直立ボール盤2台，卓上ボール盤2台，天井クレーン2台（うちホイスト付き1台）等で，機械

設備はすべて中華民国製である。

7 技能者の養成等

組織は廠長－課長－係長－組長となっており、大專卒 7 名、高工職卒 6 名があり、高工職卒者は入社後 3 年位で組長になる。技能者は、他の工場から熟練工を引抜いてくる他、国民学校卒の者を見習工として採用して養成している。見習工が 1 人前になるのは入社後 3～5 年で、6～10 年で組長になる。見習工の養成は、すべて OJT である、旋盤工を養成するのに右図のような配置で行っていたが、かなり進んだ方法を考へており、技能者養成が如何に急務であるかを示す 1 例と解された。



8 訓練センター設置についての意見

中小企業では、他の工場から熟練工を引抜いて来るのも経済的に限度があり、また、必要に迫られて自社養成しているが、これも楽ではなく、また折角養成しても他の企業からの引抜きがあり、移動が激しいのも悩みの種である。訓練センターができて技能者養成が行なわれ、更に全国に技能者養成のための施設が出来ることは、大歓迎である。

9 その他

見習工を養成しているが、技能の範囲が狭いのが一般的である。旋盤工といっても、1 人の熟練工の主備範囲は 2～3 の作業要素又は特定の機械部品の加工に限られている。従って新しい機械を入れたときは忽ち困ることになる。機械工として万能熟練工が養成されること、特に図面を与えられればその図面によって仕事の出来る者を養成することは、非常に喜ばしいことと待望している。現在日本国会田鉄工と技術提携交渉中

1 企業の名称

中国力霸鋼架有限公司高雄廠（本社は台北にある）

2 所在地

高雄市三民区湾子里民族2巷18号

3 労働者数

工員300人，職員20名

4 面接者職氏名

副総工程師 錢錫来

5 主な製品名及び生産内容等

橋梁，建築鉄骨，化学装置，パッケージボイラ，円筒圧力容器，球型タンク，熱交換器，ベルトコンベア等の製造及び据付け，丸棒，型鋼，鋼管，鋼板等を用いて，切断，曲げ，溶接，塗装，組立て等の加工作業により上記の製品を製作しており，年間鋼材使用量は300tで，営業高は2億円である。

6 主な機械設備等

500T水圧プレス1台，動力シヤ一2台，3本ローラ2台，ニブリングマシン1台，金切りのこ盤2台，旋盤（6尺，8尺）2台，ラジアルボール盤1台，交流アーク溶接機25台，スポット溶接機2台，その他天井走行クレーン，移動式クレーン，焼鈍炉等で溶接機が日本製である他は，中華民国製である。

7 技能者の養成等

本社は台北市にあり，台北，高雄，桃園に工場があり，公司全体の労働者数は約1000名である。工場の組織は工場長を頂点としその下に副工場長2名を配し，全課としては総務課，会計課，設計課，工程課，検査部門（所属職員は本社の技師長室から派遣されている）及び倉庫となっており，現場作業は工務課に属している。工場作業に冷作（鉄工製かん），電焊（溶接），塗装，寫，装配（仕上げ組立て）の5部門があり，それぞれにフォアマンがいる。フォアマンの下に小組があり，組頭の下に5～10人の工人がいる。見習工として国民学校卒者を入れ，組頭のもとでo j tにより簡単な仕事か

ら教えある程度まで来ると、実際の仕事の出来具合を見て格付けをしていく。最初の格付けは、入社後2～3年目位に行ない一応1人前になり、創業10年目であるので、まだ見習工でフォアマンになったものはいない。現在の熟練工は他事業場から受け入れた者でありフォアマン組の者は台湾機械出身者が殆どである。給与は1日70円が基本でその他は所謂歩合給である見習工の場合は1日25円月750円で格付けがあがるに従って給与があがってくる。(固定給は通常15円高卒で19円程度)組頭で月平均3～4,000円、フォアマンで4～5,000円で7,000円とっているものもある。領班(フォアマン)及び組頭(グループリーダー)の仕事としては、領班は各組に対する仕事の配分(各組の仕事に必ずしも一定しておらず仕事の状況に応じて変る)仕事の進捗状況のcheckが主たる。業務でいづれかといえば現場職員の仕事をしている、又組頭は与えられた仕事を自らの権限の範囲で期限内にこれを仕上げばよいことになっている。然しこの領班、組頭の関係もすべての現場にこうした組織があったわけではなく溶接工場の場合等では領班の下に約40名位の従業員が居り組頭はおかれていないという例もある。

8 訓練センター設置についての意見

自社養成の技能工は技能の範囲が狭くハインベルの熟練工が不足している。特に冷作、電焊、鉗工(仕上げ工、フォアマンはいない)が不足しており、他の工場からの引抜きも困難であり、国の機関で技能者が養成されることは非常に望ましいことである。

9 その他

中国における産業は急速に延びており、橋梁、建築、装置類等の建設はますます増大していくので、オールラウンドの応用のきく技能者が数多く欲しい。

中華民國政府組織圖

